

官立実業専門学校の入学試験制度の歴史

——盛岡高等農林学校の例を中心に——

佐々木 享

はじめに

1 入学資格の歴史

2 入学者の入学前の学歴

3 入学試験の方法の歴史

4 1930年代の官立実業専門学校における無試験検定による入試

5 入学試験の期日と試験場

むすび

はじめに

現行学制のもとでは、教育界のみならず社会的な問題となっている入学試験は、高校入試と大学入試の二つである。これに対して1947年以前の旧学制のもとでは、学校体系が複雑であったから、入学試験も学校種別ごとに複雑なたちで存在した。そのなかで、教育界のみならず社会的な問題にもなることの多かった入試としては、第一に、中学校、高等女学校、実業学校等の中等学校（高等女学校、実業学校は、1943年の中等学校令以前は中等学校として位置づけられておらず、厳密な意味ではこれらの学校は中等程度の学校と称すべき位置に置かれていた）の入試があり、第二に、高等学校（1919年以降は高等学校高等科）および大学予科、各種の専門学校などの入試があった。旧学制下でも大学入試は存在したが、どこの大学・学部にも必ずあったものではなかったし、受験資格をもつ者が著しく限定されていたこともあって、教育界でもまた社会的にも問題となることは少なかった。戦後の高校入試に対比して検討する意味があるのは戦前においては中等学校入試であり、戦後の大学入試に対比できるのは、戦前においては大学入試ではなく、高校（および大学予科、以下同称）と専門学校の入試であった*。

* 中等学校から進学する学校で入試が行なわれた学校としては、ここに掲げた高校、大学予科、高等科、専門学校ほかに、高等師範、女子高等師範、臨時教員養成所、専門学校附属教員養成所等および1943年以降の師範学校など教員養成諸学校があった。このほかに、文部省以外の省庁が所管の学校、とくに陸海軍省所管の学校の入試

も問題となるが、これらについては、本稿ではとくに必要がない限りふれてない。

ところで、入試制度をめぐる諸問題については、教育界でも社会的にも問題になることは多いのに、詳細な研究は今日なおあまり知られていない。とくに、旧制高校、専門学校の入試制度に関する研究は少ない。入試制度問題が過熱する要因の多くは社会経済的な背景に由来していると考えられるから、入試制度は研究すれば改善の方途を見出すことができる問題だと考えているわけではないが、過去の事例が深く研究されることもなしにあれこれの改善策が議論される風潮には疑問を感じることを禁じ得ない。

筆者がここで念頭においてるのは戦後の大学入試制度の問題であるが、これに対比される入試制度のうち、旧制高校のそれについては若干の研究が知られているが*、旧制専門学校のそれについての研究はほとんど知られていない。こうした事情にかんがみて、本稿では、盛岡高等農林学校をひとつの事例としてとりあげ、この学校の入試制度の変遷にそくして、旧制官立実業専門校の入試制度の歴史とその実態を可能な限り明らかにしたいと考える。入試制度をめぐる諸問題は、今日でもそうであるように公表されていない部分が多く、また先行研究に恵まれていないので未開拓の部分が多い。くわえて筆者の努力が足りないこともあって、盛岡高等農林の入試ひとつとってもまだまだ不明な点の方が多い。ここでは、この分野に一石を投ずる意味であえて若干の事項を整理してみることにした。

* 旧制高校の入試制度については、箕田知義『旧制高等学校教育の成立』1975年、ミネルヴァ書房、137～221ページ、を参照。増田幸

一・徳山正人・斉藤寛治郎『入学試験制度史研究』1961年、東洋館出版社、は入試制度史に関する数少ない先行研究の一つだが、官立実業専門学校の入試には全くふれていない。関正夫「戦前期における中等・高等教育の構造と入学者選抜」『大学論集』第6集、1978年、は入試制度史研究とはいえないが、入試制度を学校間の接続関係という視点から分析した労作の一つである。

大学・高专の入試制度に関する文献目録のうち比較的新しいものとしては、日本教育学会入学試験制度研究委員会『大学入試制度に関する邦文文献目録』1981年8月、同上編『大学入試制度の教育学的研究』1983年、東京大学出版会、43～71ページ、が有益である。

盛岡高等農林学校に注目するのは、同校が高等農林学校としては古い歴史をもつ最も大規模な学校の一つであり、その意味で官立専門学校の典型の一つであること、その45年の歴史のなかで入学試験に種々な方法を試みた実績をもっていること、そのほぼ全期間をとおして比較的多数の実業学校出身者が入学していた事実があったこと、等を考慮したからである。官立実業専門学校としては、高等農林のほかには高等商業、高等工業があり、学校数としてはこれらの方が高等農林よりもむしろ多い。本稿では、高等商業、高等工業の入試制度についても必要な範囲で言及するつもりである。

* 盛岡高等農林学校は、1902年（明治35年）3月27日、勅令第98号により設置された。東京帝大教授玉利喜造が初代校長に任ぜられ、翌1903年5月に第1回生を入学させている。同校設立勅令が公布された日付は、専門学校令の公布の前年であった。同令は1903年4月1日より施行されたので、盛岡高等農林は専門学校令の施行直前に設立されたことになる。

設立当初には農学、林学、獣医学の3学科が設置された。1913年（大正2年）から農学科が第一部、第二部に分けられ、1918年（大正7年）から従来の農学科第二部が農芸化学科となったので、農学、農芸化学、林学、獣医学の4学科となった。同校より後に設立された官立高等農林学校の学科は1ないし3学科編成であったから、同校は最も古く最も大規模な農林学校であった。

1944年（昭和19年）3月に盛岡農林専門学校と改称、学科編成も、農科、農芸化学科、林

科、獣医畜産科と改められた。1945年4月に農業土木科が新設されて5学科編成となった。

1949年、同校を母体として岩手大学農学部が設立された。

盛岡高等農林の入試制度の歴史に限定すると、同校創立（1903年）以前の専門学校の入試を除外してしまうことになる。しかし同校創立以前の専門学校程度の学校は極めて少ないし、1903年頃までは、高校、専門学校程度の学校とともに、学校制度に関しても入試に関してもいわばさまざまな試行を重ねていた時期であるとおもわれるので、その分析を別の機会に譲っても、近代日本の専門学校の入学試験制度を概観するうえでの重大な障害にはならないと考える。

官立専門学校の全体をみれば入試競争の厳しかった学校は他にもあった。本稿が官立実業専門学校に注目する積極的な理由の一つは、上述のように、この種の学校には意外な程に実業学校（厳密には甲種程度の実業学校）からの進学が多かったという事実があるからである。この事実と、東京、京都の両帝大を除く帝大や医科大学を除く官立大学には、数は多くはなかったにせよ実業専門学校からの進学者があったという事実とは、戦前における上級学校進学のパターンが、意外に柔軟な構造をもふくんでいたことを示唆している。これにたいして、戦後の大学入試においては、高等学校が学校制度としては単一化されているという状況のもとで、職業高校からの進学という問題が意外なほど軽視されているように筆者にはおもわれる。今日の大学入試制度がかかえている問題点の一つは、それが硬直化していることにある。大学進学のパターンにおいて職業学科出身者が排除されるという事態が固定化すると、それは大学入試の硬直化にとどまらず、高校の普通科と職業学科との差別的な分岐の硬直的固定化につながる可能性をふくんでいる。戦前の官立実業専門学校入試がもっていた柔軟な構造を解明することも、本稿の課題のひとつである。

入学試験制度には多様な論点があふくまれるが、本稿では、先行研究が極めて少ないことを考慮して*、何よりも官立専門学校の入試制度そのものを明らかにすることを課題としたい。具体的にとりあげる問題は、専門学校への入学資格をめぐる問題、これに関連した入学者の入学前の学歴、学科試験を中心とした入学試験の方法をめぐる問題、入学試験の期日と試験場設定の問題、無試験検定入試の問題などである。実態そのものが知られていないことが多いので、入試制度に直接に関連するデータは、『文部省年報』のように容易に見ることのできるものは簡略にするが、その他のもの

のについては煩をいとわずにできるだけ収録することとしたい。

* 増田らの前掲書は「旧制中学校から旧制高等・専門学校へ」という節を設けてはいるものの、記述は事実上旧制高校の入試に終始している。そのため、そこでとりあげられた事項は、高等学校の学区制、総合選抜制、受験期日の2班制、1928年改革による出身学校の成績重視と学科試験科目数制限、1941年から提唱される総合判定方式、戦後に実施された学校種別毎に入試期日を統一する方式、知能検査（進学適性検査）など、高校入試に固有の問題が多く、かつ、それぞれの事項の制度の略説にとどまっています。各事項のとくに専門学校入試の実施状況についてはほとんどふれていない。

増田らが前掲書でとりあげている事項のうちで本稿が論及しないもの一つは「学力検査法の検討」である。旧制専門学校の入試では、旧制高校のそれと同様に、学科試験の成績が決定的に重視されたと考えられているので、学科試験の内容、方法にも言及したいと考えたが、検討すべき資料が不足しているので別の機会に譲らざるを得ない。

なお本稿では、とくに断らない限り、本科生に関する入学試験のみを扱う。また、外国人の入試に関する事項もすべて省略する。

1 入学資格の歴史

(a) 専門学校令以前の入学資格

専門学校の入学資格の範囲は法令に定められており、個々の専門学校はその枠内で入学資格を定めていた。専門学校の入学資格の範囲は、入学資格が全く画一化されていた官立高校と違って、僅かではあるが学校毎に異なる点もあったので、ここでは、盛岡高等農林学校の例を手がかりとして、若干の論点を整理しておく。（本稿では、学校名は、盛岡高等農林学校を盛岡高等農林とするなどのように、略称を用いることとする。）

専門学校令が公布されたのは1903年（明治36年）3月27日、専門学校入学者検定規程が公布されたのは同年3月31日であった。他方、盛岡高等農林が学則を定めたのは同年2月3日であり、生徒募集を公表したのは同年3月2日であったから、第1回生の入試は専門学校令によったのではなく、同校独自のものとして実施された。しかし、同校の明治36～37年の（正確には「従明治36年至明治37年」、以下、これ

と同様に表示する）『学校一覧』には入学に関する規則が以下のように記載されており、この記載のとおり第1回入試が実施されたとすれば、実質的には、第1回入試も専門学校令および専門学校入学者検定規程にしたがったとほぼ同等のものであったとおもわれる。

第十条 本科ニ入学スルコトヲ得ヘキ者ハ年齢満十七歳以上ニシテ左ノ資格ヲ有シ入学試験ニ及第シタル者タルヘシ

一 中学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者

二 甲種農業学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者

この規定で注目されることは、最低年齢を定めていること、入学資格を一定の学歴を基準として定めていること、及び、その一定の学歴資格をもっている者が入学試験に合格することを要求していることである。入学資格の基準を一定の学歴をもって定めるという方式は、のちの専門学校に一貫してみられるものである。盛岡高等農林の場合には、入学資格の基準としての学歴に、はじめから、中学校卒業と甲種農業学校卒業の二つを並記していることも注目すべき点の一つである。なおこの学歴基準には、「又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者」という但し書がつけられている。字義通りならば何らの学歴がなくとも学力があればよいことになるが、第1回入試の際にこの条項がどのように運用されたのかは明らかでない。第2回以降は専門学校令の適用を受けるので、学歴のない者には専門学校入学者検定規程が適用されることになる。

上記規程で注目される他の一つは、入学するには、一定の学歴だけでなく、入学試験に合格することを必要としていることである。この「入学試験」が、一定水準の学力を有することを明らかにすればたりるいわゆる資格試験の性格をもつものなのか、それとも、いわゆる競争試験の性格をもつものなのかは、この規定だけでは判断できない。実態面からみれば、盛岡高等農林の場合には、終始、競争試験の性格をもっていたと考えられるが、試験制度の問題としてはなお検討の余地がある。

なおここでいう「入学資格」は、上述のように、盛岡高等農林の場合には、学則上は専ら受験資格として機能していた。同校の場合、入学志願者はつねに募集人員を上まわっていたが、学則にしたがえば、かりに志願者が募集人員を下まわっても入学試験は実施することになっていた。専門学校令が入学試験を行うべきことを規定していたわけではないので、すべての官立専門学校が入学試験を必ず行なうものとしていたのか

どうかは、今後調べる必要がある問題のひとつである*。

* 官立高校高等科の場合は、各校の学則にのみ限り、入学試験としての学科試験は必須のものではなかった。たとえば、一高の学則には以下の如く記載されていた(昭和12年の『学校一覽』による)。

- 第五条 本校高等科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当シ且身体検査ヲ受ケ之ニ合格シタル者タルヘシ
- 一 中学校第四学年ヲ修了シタル者
 - 二 高等学校尋常科ヲ修了シタル者
 - 三 高等学校高等科入学資格試験ニ合格シタル者
 - 四 専門学校入学者検定期程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者
 - 五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ指定シタル者
 - 六 文部大臣ニ於テ一般ノ専門学校入学ニ関シ中学校卒業生ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第六条 入学志願者ニ対シ人物考査ヲ行フコトアルヘシ

第十条 入学志願者ノ数各科ニ入学セシムヘキ人員ニ超過スルトキハ入学前ノ学業成績ト試験ノ成績トヲ併セ考査シテ入学者ヲ選抜ス但シ試験ハ之ヲ行ハサルコトアルヘシ

第十一条 試験考査ハ中学校第四学年マテノ必修科目中ニ就テ中学校第四学年修了ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

以上の規定によれば、一高は、志願者が募集人員を超えない時には入試としての学科試験は実施されない筈であった。この種の規定は他の官立高校の学則に共通にみられる。実際には、激烈な競争となる学科試験が実施されていたことは周知のところであった。

(b) 専門学校令以後の入学資格

1903年(明治36年)3月27日に制定(同年4月1日施行)された専門学校令は入学資格を下のように規定していた。

第五条 専門学校ノ入学資格ハ中学校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノト検定セラレタル以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術、音楽ニ関スル學術技芸ヲ教授スル専門

学校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ入学資格ヲ定ムルコトヲ得

前項検定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

上記規定に基づいて定められた専門学校入学者検定期程(明治三十六年三月三十一日文部省令第十四号、明治三十六年四月一日施行)は検定を試験検定と無試験検定に分け、試験検定は、「官立、公立ノ中学校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女学校ニ於テ便宜」に実施するものとされた。試験検定に合格することは極めて困難であったといわれるが、実施時期も一定せず、1924年までの試験検定の実態は今日までのところ明らかでない*。

* 1904年(明治37年)4月2日付で、文部省専門学務局長より各地方庁あてに、専検の試験検定を実施する学校を1校もしくは数校定め、かつ試験期日及び出願期限を告示すること、試験は毎年1回あるいは2回行うべきこと、を通牒している(『明治三十七年、文部省例規類纂』33ページ)。本文で述べたように実態は明らかでない。

無試験検定は、同規程第八条一号に基づき、文部大臣が指定した学校の卒業者にたいして、当該専門学校が無試験検定合格とみなす方法である。この無試験検定の指定は、特定の専門学校の入学に関してのみ認められるいわゆる限定指定と、すべての専門学校の入学に関して認められるいわゆる一般指定の二種にわかれている。学習院中等学科、青山学院中等科等のように中学校令によらずに中学校程度の教育を行なっている学校や師範学校等が後者に指定されていた。甲種実業学校および工業学校については、農業学校卒業者は高等農林に、工業学校卒業者は高等工業に、というように同系統の専門学校についてのみ入学資格が認められており、これを限定指定と称した。

なお、専検に合格した者及び専検の一般指定を受けた者は、専門学校への入学資格だけでなく、1904年の「高等学校大学予科入学者選抜試験規程」の一部改正によって、高等学校大学予科への入学資格も与えられることになった。こうして、少くとも制度としては、中学校卒業といういわゆる正規の学歴のない者にも高校大学予科への進学が開かれた。このうち、一般指定を受ける者は中学校教育に準じた教育を受けているので別格であるが、こうした教育を受けた者とともに、学歴がなくても検定に通ればいわゆる正系の学校とされていた高校大学予科に進学できるという道を開いたことは、その進学系路が異常に困難なものであったとはいえ、わが国の進学制度の一つの特色をな

していたということができるようにおもわれる。

しかし、専検規程の問題点のひとつは、男子については5年制の中学校卒業を入学資格としているのに、女子については高等女学校4年修了以上をもって入学資格とし、性別に入学資格の差を設けたことである。官立実業専門学校が女子の入学を認めなかった理由の一つは、この入学資格の差にあったのかも知れない。

明治37～38年の盛岡高等農林の『学校一覧』記載の入学資格に関する規定は下記のとおりで、おおむね専門学校令に準拠していることは明らかである。

- 第九条 本校ニ入学ヲ許スヘキ者ハ品行端正身体強壯年齢満十七歳以上ノ男子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当シ入学試験ニ及第シタル者タルヘシ
- 一 中学校ヲ卒業シタル者
 - 二 甲種農業学校ヲ卒業シタル者
 - 三 専門学校入学者検定規程ニ依レル試験検定ニ合格シタル者
 - 四 専門学校入学者検定規程第八条第一号ノ指定ヲ受ケタル学校ヲ卒業シタル者

「入学資格」として明治36～37年の『学校一覧』記載の学則に見えた年齢、学歴の要件のほかに、専門学校入学者検定規程（以下、たんに専検と略）の試験検定合格者と専検の指定学校卒業者をくわえたのは法令に準拠した措置であって、とりたてて問題とすべきことはない。ただし、旧制大学が学歴ごとに入学の優先順位を定めていたことと対比してみると*、専門学校では、学則にみる限り、この後も学歴によって入学の優先順位をつくるというような措置をとってはいなかったことは注目してよい点であろう。（「入学試験の方法」の項で述べるように、無試験検定入試の出願資格を定めるに当たって学歴による差を設けたりする例はあった。高商が実施していたような入試の学科試験科目を出身学校によって変える措置は、むしろ実情にそくして平等に扱うための措置であったと考えられる。）

* こまかく順位を定めていた京都帝大を例にとると、理系学部の入学優先順位は以下の如くであった（昭和10～11年の『大学一覧』による）。①高校高等科理科卒業生。②高校高等科文科卒業生。③帝国大学卒業生。④京都帝大の他学部からの転学部希望者。⑤他の帝大からの転学部希望者。⑥京都帝大が行なう学力試験合格者。文系学部ではこのうち①と②の順位が逆になる。北海道帝大、京城帝大、東京商大のように予科を設けている大学では、その予科修了者が第一順位となり、上述の順位が二位以下に繰

り下がる。いわゆる傍系進学は京大の例では第六位にあるから、それより高い順位の者だけで一杯になっている場合は、彼らには進学の門は開かれない。なお、予科修了者、高校高等科卒業生までは多くの大学に共通であったがその下の順位は大学の学部によって多少異なるのがふつうであった。

この改正で注目される点は、「品行端正身体強壯」という要件をくわえたこと、および男子に限定していることである。「品行端正身体強壯」あるいはこれと類似の言辞による資格の限定は以後ながく続く——他の官立専門学校の学則にもみられる——が、これは、戦後の国立大学の学則にはみられないものではないかとおもわれる。

専門学校令等の法令自体からは女子を排除する規定を設けることは想定されないのに、学則によって女子を排除してしまったことは見逃せない。学則の入学資格規定によって本科への女子の入学を排除していたのは盛岡高等農林だけでなく、高等商業をふくむ他の官立実業専門学校のすべてがそうであった。官立実業専門学校が女子に門戸を開くのは第二次大戦後の1947年からであった。

盛岡高等農林の学則にみる入学資格の規定は、大正5～6年の『学校一覧』まで、実質的な変更はない。大正6～7年の『学校一覧』では、入学資格を列挙した上記規定の第四号が次のように改正された。

- 四 専門学校入学者検定規程第八条第一号ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ無試験検定ノ指定ヲ受ケタル者

この改正の意味は、筆者には不明である。専検規程の条文の趣旨にそって表現を整頓したということだったのかも知れない。

大正12～13年の『学校一覧』に記載された学則では、入学資格の条項中第二号が以下のように改正されている。

- 二 農業学校ヲ卒業シタル者

但尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年、高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年若クハ之ト同等以上ノ農業学校ヲ卒業シタルモノニ限ル

これは、1921年1月の農業学校規程改正によって農業学校の甲種乙種の区分が制度上なくなったことに対応する改正で、実質的内容の変更ではない。（別な言い方をすれば、甲種乙種の呼称はなくなったが、上級学校入学資格という面から規定される学校体系上の位置づけに変化はなかったのである。）

(c) 甲種程度の実業学校卒業生に専検一般指定が与えられたことに伴う改正

大正13～14年の『学校一覧』記載の学則から、入学資格の条項が次のように変った。

第十一条 入学ヲ許可スヘキ者ハ品行方正志望鞏固ナル男子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当シ且入学試験検定及身体検査ニ合格シタルモノタルヘシ

- 一 中学校ヲ卒業シタル者
- 二 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者
- 三 実業学校ヲ卒業シタル者但尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年、高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年若ハ之ト同等以上ノ学校ヲ卒業シタル者
- 四 前号ニ該当スル者ノ外専門学校入学者検定規程第十一条ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ無試験検定ノ指定ヲ受ケタル者〔以下略〕

この改正の要点は二つで、その一つは前文中に「志望鞏固ナル」ということばをくわえたこと、その二は、1924（大正13）年3月からいわゆる甲種程度の実業学校卒業生に専検の一般指定が与えられたことに伴う改正である。後者については、同じ'24年10月に専検規程が全文改正されたことに伴う学則条文の整備も行なわれている。

「志望鞏固ナル」という文句がくわえられたことは、当時、「志望鞏固」でない受験者が多かったことを示唆しているのかも知れない。とするとこの学則改正に対応して口頭試問を重視するというような措置がとられたのかも知れないが、実態は明らかでない。

1924年3月の文部省告示第109号により、すべてのいわゆる甲種程度の実業学校卒業生に対して一般指定が与えられることになった*。この趣旨からみれば、今回改正された上記学則の第三号は第四号に包含されるものである。ことさら第三号を特掲したのは——この種の表示方式は他の官立実業専門学校に多かった——実業専門学校の場合には甲種実業学校卒業生の位置づけを明確にしようとする意図を表わしているのかも知れない。ともあれ、盛岡高等農林の場合、この学則改正によっていわゆる甲種工業学校、甲種商業学校の卒業生も同校に出願できることになったわけであるが、実際にそのような受験者が現われた様子はない。この専検規程改正の趣旨は、いわゆる甲種実業学校の卒業生に対して、一般指定を与えることによって高等学校高等科への入学資格（実質は受験資格）を与えた点にあったとおもわれる。

* この規定改正により、すべての官立実業専門学校の入学資格は、高等農林の場合は甲種程度の農業学校以外の実業学校卒業生に、高等商業の場合は甲種程度の商業学校以外の実業学校卒業生に、高等工業の場合は甲種程度の工業学校以外の実業学校卒業生に、それぞれ道を開いた。

なおこの専検規程の改正以後は、専検の試験検定は毎年文部省が実施することとなり、また、科目ごとの合格も認められるようになった。試験検定の実施結果は表1-1のとおりである。

盛岡高等農林の入学資格は、その後、表現に多少改正はあるものの、『学校一覧』にみる限り1942年まで実質的な改正はない。みるべき改正としては、昭和6～7年の『学校一覧』記載の学則から、「入学ヲ許可スヘキ者ハ品行方正、思想健実、身体強壯ナル男子ニシテ、……」となり、新たに「思想健実」の語のくわえられたことがあげられる。この改正は1930年から実施されているのかも知れない（同年度の『学校一覧』未見）。

なお、1918年（大正7年）に全面改正された高等学校令は、高等学校の制度を、尋常科4年、高等科3年の7年制とし、高等科の入学資格を、「当該学校尋常科を修了シタル者、中学校第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者」と定めた（第十二条）。これによって高校高等科入学に必要な修学年限は1か年短縮されたが、同程度の高等教育機関といわれた——教育制度上は後期中等教育だとする説もあるが——専門学校の入学資格には変更がなかった。1920年（大正9年）5月に開かれた直轄実業専門学校長会議はこの問題をとりあげ、「実業専門学校入学資格ヲ中学校四学年修了程度ニ改メ之レト同時ニ予科ヲ設ケ又ハ修業年限ヲ延長スルノ制度ヲ速クニ設ケラレシムコトヲ希望致シマス」という「希望」を表明した（『文部時報』1920年5月11日号、23ページ）が、この高等学校・専門学校間の入学資格不均衡問題は、1943年（昭和18年）の中等学校令によって中学校・高等女学校・実業学校の修業年限が4か年に統一されるまで解決しなかった。

(d) 実業学校から上級学校への出願制限、入学制限

1940（昭和15）年度の入学試験以来、実業学校から上級学校への出願制限が、また、実業学校出身者の高校、専門学校への入学に関して入学制限が実施され

表1-1 専門学校入学者試験検定の実績(1924~1950年)

年 度	施行回数	出 願 者			合格証書交付者			科目合格証明書交付者		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
1924	1	1,846	260	2,106	132	27	159	1,419	211	1,630
1925	2	5,637	579	6,216	231	61	292	3,397	382	3,779
1926	2	8,381	1,026	9,407	460	133	593	5,363	680	6,043
1927	2	8,049	1,237	9,286	460	132	592	4,581	760	5,341
1928	2	9,651	1,331	10,982	546	96	642	5,585	868	6,453
1929	2	12,299	1,600	13,899	640	173	813	7,299	957	8,256
1930	2	12,252	1,511	13,763	732	163	895	7,006	915	7,921
1931	2	11,986	1,584	13,570	458	179	637	5,457	864	6,321
1932	2	9,590	1,263	10,853	401	153	554	4,969	729	5,698
1933	2	9,104	1,256	10,360	315	133	448	4,405	729	5,134
1934	2	8,515	1,291	9,806	308	120	428	3,926	727	4,653
1935	2	7,940	1,391	9,331	262	105	367	3,505	821	4,326
1936	2	7,310	1,382	8,692	243	145	388	3,882	807	4,689
1937	2	7,437	1,503	8,940	222	115	337	3,240	757	3,997
1938	2	7,309	1,483	8,792	210	115	325	2,897	663	3,560
1939	2	9,362	1,807	11,169	226	102	328	4,121	897	5,018
1940	2	12,164	2,199	14,363	265	158	423	4,414	914	5,328
1941	3	23,561	2,372	25,933	458	152	610	8,008	1,169	9,177
1942	2	16,461	2,742	19,203	168	114	282	5,386	1,169	6,555
1943	2	21,611	2,987	24,598	323	144	467	7,190	1,063	8,253
1944	1	531	193	724	123	86	209	154	47	201
1945	1	1,577	174	1,751	19	7	26	702	64	766
1946	1	4,606	479	5,085	141	23	164	254	207	461
1947	1	3,871	293	4,164	197	15	212	1,318	110	1,428
1948	1	2,664	179	2,843	154	26	180	987	64	1,051
1949	1	1,103	71	1,174	155	15	170	528	39	567
1950	1	740	89	829	340	48	388	714	202	916

毎年の「文部省年報」による。

た。戦時体制に対応した措置であった。

実業学校から上級学校への出願制限，入学制限に関する最初の通牒は，1939（昭和14年）に出された。「実業学校卒業生上級学校進学ニ関スル件」（昭和14年11月17日発実94号・高等学務局長発通牒地方長官宛）は，実業学校の使命は「卒業後直ニ実業ニ従事スル者ノ養成ニ在リ且又事変下我ガ国生産力ノ拡充ハ焦眉ノ急務ナルニ鑑ミ実業学校卒業生ヲナルベク多数産業界ニ送出スルハ最モ緊要」であるとして，当分の間，実業学校に対して上級学校進学者を最小限に止めるよう求めた（『実業教育関係法令の沿革』472ページ）。同様の趣旨で，同日付の直轄実業専門学校長宛の通牒では，卒業生の上級学校進学を最小限にとどめ，「実業学校ヨリノ入学志願者ニ対スル入学人数ニ付テハ概ネ最近三ヶ年ノ平均数（各学校ニ付）ヲ超エザル範囲ニ

止ムル」よう求めた（同上書，473ページ）。

翌1940年12月9日付の通牒では実業学校に対する出願制限はいっそう厳しくなり，「今後実業学校生徒又ハ卒業生ニシテ已ムラ得ザル事情ニ依リ実業専門学校入学出願ヲナス者ニ対シテハ必ず出身学校長ノ推薦書ヲ添付セシムルコトトシ（右推薦書添付ナキ入学願書ハ実業専門学校ニ於テ受理セザルコトトス）又其ノ推薦数ハ各学校共概ネ其ノ年ノ卒業生数ノ一割以内ニ止メシムル」ことを求めた。またこれに対して同日付の官立専門学校長宛通牒は，「実業学校生徒又ハ卒業生ノ貴学入学志願ノ際ハ必ず当該出身学校長ノ推薦書ヲ添付セシムルコトトシ右推薦書添付無キ入学願書ハ受理セザルコト」を要請した。（この通牒は，同時に，実業専門学校からの上級学校出願についても，厳しい制限措置をとるよう要請している。以下，実業専

門学校からの出願制限，入学制限の措置については省略する。）

しかしこの通牒に対して商業学校側では反対が強く，商業学校長協会を通して，この制限の撤回をしばしば陳情したといわれる。その理由は，「この制限は実業学校生徒の意気を萎縮阻害させ，ひいては実業学校入学志願者の減少や素質低下を招来し，実業教育を衰微させるから，けっきょくにおいて，時局の要望に添うことができなくなる」という点にあった（『産業教育七十年史』287ページ）。

しかしこの措置は撤廃されることなく，1941年10月16日には再び同趣旨の通牒が出されている。この措置は敗戦後の1945年11月28日学校長あて通牒「昭和二十一年度高等学校入学選抜ニ関スル件」で撤廃されるまで続けられた（『入学試験制度史研究』269ページ）。

ところで，この出願制限，入学制限の通牒はどのような効果をあらわしたのか。実業学校から上級学校への出願状況をしめす資料は，この時期だけでなく以前から知られていない。官立専門学校入学者の入学前の

表1-2 官立実業専門学校入学者の入学前の学歴(1912~1942年)
(1) 高等農業学校

年 度	中 学 校 卒 業 者	農業学校(甲)卒業者	専検合格者、その他	計
1912	169(78.2)	47(21.8)	—	216
1913	146(72.3)	55(27.2)	1(0.5)	202
1914	218(82.6)	41(15.5)	5(1.9)	264
1915	218(78.1)	59(21.1)	2(0.7)	279
1916	259(82.7)	53(16.9)	1(0.3)	313
1917	263(82.2)	57(17.8)	—	320
1918	243(77.1)	70(22.2)	2(0.6)	315
1919	246(71.1)	99(28.6)	1(0.3)	346
1920	253(71.7)	99(28.0)	1(0.3)	353
1921	270(66.0)	139(34.0)	—	409
1922	327(60.2)	210(38.7)	6(1.1)	543
1923	356(53.5)	272(40.9)	37(5.6)	665
1924	394(49.2)	402(50.2)	5(0.6)	801
1925	529(57.6)	386(42.0)	4(0.4)	919
1926	580(61.2)	359(37.9)	8(0.8)	947
1927	624(67.0)	308(33.0)	—	932
1928	622(67.7)	293(31.9)	4(0.4)	919
1929	735(73.3)	273(27.0)	4(0.4)	1,012
1930	742(74.2)	245(24.5)	13(1.3)	1,000
1931	779(77.5)	239(23.2)	13(1.3)	1,031
1932	757(73.6)	257(25.0)	14(1.4)	1,028
1933	804(76.0)	242(22.9)	13(1.2)	1,059
1934	785(75.0)	249(23.8)	14(1.3)	1,048
1935	905(76.6)	269(22.8)	8(0.7)	1,182
1936	856(73.3)	302(25.9)	10(0.9)	1,168
1937	881(71.5)	305(24.8)	46(3.7)	1,232
1938	969(73.5)	306(23.2)	43(3.3)	1,318
1939	1,090(73.7)	339(22.9)	49(3.3)	1,478
1940	1,267(72.0)	433(24.6)	58(3.3)	1,758
1941	1,404(71.9)	543(27.8)	5(0.3)	1,952
1942	902(36.8)	1,356(55.3)	193(7.9)	2,451

毎年の『文部省年報』により作成。

表1-2 官立実業専門学校入学者の入学前の学歴(1912~1942年)
 (2) 高等工業学校

年 度	中 学 校 卒 業 者	工業学校(甲)卒業生	専検合格者、その他	計
1912	754(91.4)	69(8.4)	2(0.2)	825
1913	762(93.0)	55(6.7)	2(0.2)	819
1914	727(92.0)	56(7.0)	9(1.1)	790
1915	729(92.0)	58(7.3)	5(0.6)	792
1916	821(94.8)	39(4.5)	6(0.7)	866
1917	843(93.1)	43(4.8)	19(2.1)	905
1918	913(94.0)	47(4.8)	11(1.1)	971
1919	927(93.7)	56(5.7)	6(0.6)	989
1920	1,057(91.8)	69(6.2)	25(2.2)	1,151
1921	1,279(90.0)	118(8.3)	19(1.3)	1,416
1922	1,433(83.0)	262(15.2)	30(1.7)	1,725
1923	1,654(82.2)	318(15.8)	40(2.0)	2,012
1924	1,744(80.8)	376(17.4)	39(1.8)	2,159
1925	1,984(81.2)	421(17.2)	39(1.6)	2,444
1926	2,010(83.4)	333(13.8)	66(2.7)	2,409
1927	2,081(85.3)	328(13.5)	29(1.2)	2,438
1928	2,132(87.3)	263(10.8)	47(1.9)	2,442
1929	2,049(89.8)	203(8.9)	30(1.3)	2,282
1930	2,074(89.7)	192(8.3)	45(1.9)	2,311
1931	2,133(90.6)	175(7.3)	47(2.0)	2,355
1932	2,184(93.2)	132(5.6)	25(1.1)	2,341
1933	2,191(93.0)	138(5.8)	30(1.3)	2,359
1934	2,236(93.6)	141(5.9)	12(0.5)	2,389
1935	2,288(94.2)	103(4.2)	39(1.6)	2,430
1936	2,294(93.3)	135(5.5)	29(1.2)	2,458
1937	2,378(93.1)	153(6.0)	20(0.8)	2,551
1938	3,305(92.5)	247(6.9)	27(0.8)	3,579
1939	5,847(90.0)	463(7.3)	61(1.0)	6,371
1940	7,269(88.7)	826(10.0)	100(1.2)	8,195
1941	7,596(89.3)	804(9.5)	106(1.2)	8,506
1942	8,651(89.7)	872(9.0)	120(1.2)	9,643

毎年の『文部省年報』により作成。

官立実業専門学校の入学試験制度の歴史

表1-2 官立実業専門学校入学者の入学前の学歴(1912~1942年)
(3) 高等商業学校

年 度	中 学 校 卒 業 者	農業学校(甲)卒業者	専検合格者、その他	計
1912	528(87.7)	68(11.3)	6(1.0)	602
1913	544(88.6)	62(10.1)	8(1.3)	614
1914	550(85.0)	92(14.2)	5(0.8)	647
1915	616(79.7)	149(19.3)	8(0.1)	773
1916	623(79.4)	156(19.9)	6(0.1)	785
1917	826(82.1)	170(16.9)	10(1.0)	1,006
1918	910(81.5)	198(17.7)	9(0.8)	1,117
1919	952(84.0)	174(15.4)	7(0.6)	1,133
1920	637(74.8)	206(24.2)	9(1.1)	852
1921	736(73.7)	253(25.4)	9(0.9)	998
1922	897(66.0)	411(30.5)	51(3.8)	1,359
1923	1,056(65.4)	534(33.1)	25(1.5)	1,615
1924	1,242(61.8)	747(37.1)	22(1.1)	2,011
1925	1,342(64.4)	722(34.7)	19(0.9)	2,083
1926	1,347(62.3)	795(36.8)	21(1.0)	2,163
1927	1,366(62.7)	802(36.8)	9(0.4)	2,177
1928	1,374(63.2)	788(36.2)	12(0.6)	2,174
1929	1,268(64.0)	712(35.9)	4(0.2)	1,984
1930	1,316(67.0)	645(32.8)	4(0.2)	1,965
1931	1,390(67.8)	656(32.0)	4(0.2)	2,050
1932	1,455(70.0)	623(29.9)	3(0.1)	2,081
1933	1,478(72.1)	565(27.6)	6(0.3)	2,049
1934	1,568(74.6)	528(25.1)	5(0.2)	2,101
1935	1,589(73.0)	571(26.2)	16(0.7)	2,176
1936	1,500(71.8)	585(28.0)	5(0.2)	2,090
1937	1,516(72.4)	574(27.4)	3(0.1)	2,093
1938	1,534(71.6)	605(28.2)	3(0.1)	2,142
1939	1,565(69.1)	696(30.7)	4(0.2)	2,265
1940	1,598(67.0)	784(32.9)	4(0.2)	2,386
1941	1,645(65.1)	919(35.8)	1(0.04)	2,565
1942	1,591(62.3)	962(37.7)	2(0.1)	2,555

毎年の『文部省年報』により作成。

学歴を表1-2にしめた。(1944, 1945年の『文部省年報』には専門学校入学者の入学前の学歴の記載がない。1943年の統計については後述する。) これによると、国立実業専門学校では、高農、高工、高商のいずれにおいても、実業学校出身者が入学者中に占める比率は、制限する通牒が出される前年の1939年度よりも、'40年以降の方がむしろ大きくなっている。とくに高等農業では、1942年は実業学校出身者が中卒出身者を上まわっていた。この比率が最も小さい高等工業では、元来実業学校からの入学者が少なく、1923, '24年に17%台まで上昇したことがあったが、1932年から1936年までは5%台で推移してきたのであった。したがって高等工業でも、実業学校出身者はやは

りこの時期にはふえたのである。

1943年以後の全国統計はみあたらないが、盛岡高等農林の場合についていえば、入学者中に実業学校出身者が占める比率は、1942年度25.3%、1943年度23.3%となっており、概ね近年の数値で推移したといえるようにおもわれる。

もう1例、従前から実業学校出身者を比較的多数入学させていた横浜高等商業入学者の出身学校別内訳を、数字のわかっている年次についてみると、1940年から'42年までは、実業学校出身の入学者はむしろ急増している。実業学校出身者が激減するのは、むしろ制限の撤廃された戦後のことであった。

表1-3 横浜高等商業学校入学者・志願者の出身校別内訳(1938~1948年)

年次	入 学 志 願 者			入 学 者		
	中学校出身者	商業学校出身者	計	中学校出身者	商業学校出身者	計
1938	921	459	1,380	113	66(36.9)	179
1939	823	486	1,309	100	67(40.1)	167
1940	809	624	1,433	79	93(54.1)	172
1941	475	467	942	91	122(57.3)	213
1942	385	376	761	81	126(60.9)	207
1943	1,036	507	1,543			210
1945			410			194
1946			1,063	145	32(18.1)	177
1947			1,080	164	24(12.8)	188
			1,640	153	22(12.6)	175
1948			1,797			175

『横浜国立大学^{経済学部}五十年史』1975年、285, 341ページによる。1944年のらんはなし。空らんは原表のまま。
1948年の上らんの数字は『文部省年報』による。

『文部省年報』によると、国立実業専門学校入学者中に占める実業学校出身者の数は、第二次大戦後には激減している（表1-4参照）。前記の横浜経専（高商

が改称した学校）は僅かにせよ実業学校出身者が数えられるむしろ珍しい例であった。実業学校出身者が激減した理由は明らかではない。実際に入学者中の実業

表1-4 国立農業専門学校入学者(本科のみ)の入学前の学歴(1943, 1946~1948年)

年 度	入 学 志 願 者	中学校 高等女学 校卒業者	実業学校 卒業者	専 検 合 格 者	専 入 指 定 者(同比率)	青年学校 修了者	中学四年 修了者	その他	転入者	合 計
1943※		1,549	136	20	763(30.5)			35		2,503
1946		2,385	58	18	421(14.2)	—	57	24	49	2,963
1947		女10 2,472	50	1	女1 431(14.5)	4		16		2,974
1948	女56 10,421	女11 2,307	34	1	女1 373(13.7)	2		—		2,717

※1943年の数には、実科、専科等本科以外の数をふくんでいる。
各年の『文部省年報』による。

学校出身者が減ったのだとすると、無試験検定（後述）の入試が行なわれなくなったこと、高商の場合には入試の学科試験科目が中学校の科目に統一されたことなど、選抜方法の変化が影響しているのかも知れない。このほか、入学者統計の分類が、中学校卒業生、甲種実業学校卒業生、専検の指定を受けた者、専検の試験検定合格者となっていることの影響も考えられる。実業学校出身者は、専検の一般指定を受けた者の一種であるから、特掲されずに専検の指定を受けた者のなかにくめられて表示されているかも知れないからである。この点の解明は他日を期したい。

(e) 専門学校入学資格の範囲の拡大

専門学校令あるいは専検規程の改正によるのではなく、他の法令等の変化に伴って生じた専門学校入学資

格者の範囲の変化のうちの若干の問題を整理しておく。

i) 実業学校卒業程度検定

1925年（大正14年）5月に実業学校卒業程度検定規程が制定された。この検定は、受験者について「尋常小学校卒業ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年ノ実業学校卒業程度」つまり甲種程度の実業学校卒業程度の学力をもつことを認定する制度で、年1回実施されるものであった。1928年8月に、この検定（「実検」と略称された）合格者に対して専検の一般指定が与えられることになった。実検は、専検の試験検定と異なり、甲種程度の工業学校、農業学校、商業学校、職業学校の卒業程度で実施されたから、実検合格者に専検の一般指定を与えたことは、専門学校入学の門戸を専検よりさらに拡げる意味をもっていたが、實際上、こ

表1-5 実業学校卒業程度検定の実績(1925~1950年)

年 度	施 行 回 数	出 願 者				合 格 証 書 交 付 者				科 目 合 格 証 明 書 交 付 者			
		工 業 学 校	農 業 学 校	商 業 学 校	計	工 業 学 校	農 業 学 校	商 業 学 校	計	工 業 学 校	農 業 学 校	商 業 学 校	計
大正14年度	1	39	21	36	96	11	8	4	23	25	7	28	60
15昭和元年	1	67	32	65	164	19	10	7	36	26	12	27	65
昭和2	1	32	18	28	78	5	5	2	12	21	12	19	52
3	1	60	49	118	227	17	13	17	47	34	20	76	130
4	1	67	41	140	248	15	8	13	36	48	22	102	172
5	1	86	54	167	307	18	9	16	43	57	33	121	211
6	1	112	66	191	369	15	11	19	45	87	43	144	274
7	1	120	86	233	439	17	2	12	31	87	69	180	336
8	1	116	94	230	440	16	6	25	47	88	69	151	308
9	1	161	117	286	564	12	9	30	51	121	63	182	366
10	1	203	123	248	574	21	9	32	62	101	69	140	310
11	1	185	99	221	505	6	6	15	27	140	78	153	371
12	1	203	90	207	500	7	11	15	33	128	55	122	305
13	1	355	107	288	750	28	4	20	52	230	72	193	495
14	1	655	129	353	1,137	17	12	26	55	476	73	226	775
15	1	1,621	181	600	2,402	51	13	24	88	1,144	108	383	1,635
16	1	2,162	116	540	2,818	104	10	26	140	1,100	48	161	1,309
17	1	3,546	144	547	4,237	208	32	48	288	2,199	75	306	2,580
18	1	5,016	190	652	5,858	130	4	20	154	3,371	119	370	3,860
19	1	4,615	297	873	5,785	97	1	14	112	2,529	138	457	3,124
20	1	491	76	86	653	33	5	3	41	282	46	37	365
21	1	914	77	86	1,077	63	11	9	83	328	82	92	502
22	1	973	320	272	1,565	71	9	8	88	485	130	97	712
23	1	694	340	292	1,326	67	22	5	94	340	154	151	645
24	1	349	184	220	753	73	33	6	112	197	90	134	421
25	1	226	128	169	523	113	82	27	222	403	250	80	733

各年の『文部省年報』による。

の検定がどのような役割を果たしたのかは明らかではない。

実検合格者の実数は表1-5の如くであった。

ii) 夜間中学に対する専検の指定

夜間に授業を行なう中等程度の学校の卒業生に、次第に専門学校への入学資格が与えられるようになった経過がある。まず1921年（大正10年）の工業学校規程改正、商業学校規程改正によって、工業学校、商業学校において夜間に授業を行なうことが認められるようになり、1930年（昭和5年）には農業学校にもこれが認められるようになった。甲種程度の実業学校の卒業生には専検の一般指定が適用されるから、夜学から上級学校へ進学する道が開かれたのである。

他方、中学校、高等女学校には夜間の授業が認められなかった。これらの学校では夜間の授業が認められなかったが、夜学がなかったわけではない。向学心に燃える少年少女のために中学校や高等女学校に開設された夜学は、中学校に類する各種学校、高等女学校に類する各種学校として扱われていた。前述したように、中学校に類する各種学校、高等女学校に類する各種学校のうち、中学校程度、高等女学校程度の教育を行っていると思われる学校（私学に多い）には専検の一般指定が与えられることが多かったが、その夜間部には適用されなかった。昭和初年の文政審議会では中学校にも夜間部を開設する構想が有力であったが実現に至らなかった。このため、夜間中学（「中学校」の名称を用いることができなかった）の生徒が上級学校へ進学するためには、専検の試験検定に合格しなければならなかった。そこで、夜間中学の教職員や生徒らの間では、せめて夜間中学にも専検の一般指定を与えて欲しいという要求が強まっていた（桑原三二『東京府における公立夜間中学設置の経緯』1978年）。この運動が実って、中学校、高等女学校程度の教育を行なう各種学校の夜間部卒業生に専検の一般指定が与えられたのは1932年になってからであった。これによって夜学から上級学校へ進学するみちが少しずつ広がったのである。

これらを受けて、1943年の中等学校令は、「中等学校ニハ特別ノ必要アルトキハ夜間ニ於テ授業ヲ行フ課程ヲ置キ又ハ之ノミヲ置クコトヲ得」（第9条）と定め、「特別ノ必要アルトキハ」という限定付きではあったが、中等学校の夜間課程を中等学校の正規の課程の一つに位置づけるに至った。

なお、前述のように、1918年の高等学校令（施行は1919年）以来、高校への入学資格は中学校4年修了となったにもかかわらず、専門学校入学資格が従来

どおり中学校（5年）卒業となっていたので、高校と専門学校の入学資格にずれが生じていた。また、女子については、一貫して高等女学校4年卒業が入学資格とされていたため、男子との間で入学資格としての修業年限にずれがあった。ところが1943年の中等学校令は、中学校、高等女学校、実業学校を中等学校とし、その修業年限を等しく4年とした。これにより、高校と専門学校との間にみられた入学資格の不均衡、専門学校の入学資格に関してみられた中学校と高等女学校との間の修業年限の不均衡は一きよに解決されることになった。ただし、高等学校と専門学校との間にみられた入学資格の差は、第二次大戦後の1946年に中等学校の修業年限が5年に復すると同時に復活した。

(f) 第二次大戦後の入学資格者の変化

第二次大戦後には、専門学校の入学資格についてもいくつかの重要な改正が実施された。

i) 中等学校の修業年限

その一つは、1946年3月の在学者および1946年4月以降の入学者について、中等学校の修業年限が5年に延長されたことである（発学67号、昭21.2.12「中等学校及高等学校等修業年限延長二関スル件」、勅令第百二号（昭21.2.22）「中等学校令中改正ノ件」、いずれも『近代日本教育制度史料』第29巻所収）。これに伴って、再び、高等学校の入学資格は中等学校4年修了に、専門学校入学資格は中等学校5年卒業になった。ただし今回の改正では、高等女学校についてのみ4年卒業をもって入学資格と定めていた戦前の中学校と高等女学校との間の差別的扱いは解消された（従前の経過からなお4年で卒業できる高等女学校についての過度的扱いは別として）。

また、1946年度入試から実業学校出身者に対する出願制限が撤廃されたことは前述したとおりである。

ii) 教育の機会均等の徹底

1947年度の入試から、教育の機会均等の趣旨を徹底させる目的から、高校・専門学校の入学資格の範囲が抜本的に拡充された。

女子に対して高校大学予科への進学を認めるようになったことがその第1である。政府は、1946年12月4日、「女子教育刷新要綱」を閣議諒解し、「男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化並ニ男女ノ相互尊重ノ風ヲ促進スル」方針を明らかにした（『近代日本教育制度史料』第18巻506～507ページ）。この方針を具体化するために種々の施策が講じられた

表1-6 高等学校高等科の入学志願者・入学者(1947~1948年)

	1947年		1948年	
	入学志願者	入学者	入学志願者	入学者
国立	29 45,740	2 7,229	13 48,333	17 6,876
公立	2,718	392	4,000	600
私立	13 3,932	28 381	13 2,831	6 612
計	42 52,390	30 8,002	26 55,164	23 8,088

上段の数は女子。

1947年の私立高校および1948年の国立高校の女子の入学者数が、それぞれ入学志願者数を上まわっているが、原表のままとした。

『文部省年報』による。

が、その一環として1947年2月12日には高等学校令第一条から「男子ニ」の3文字を削除する高等学校令の一部改正が行なわれた。実際に同年の入試から女子に受験の門戸を開いたのは、設備等の関係で32の高校のうちの高五、七高、山形、新潟、福岡、静岡、姫路、広島、富山、山口、松江、佐賀の12校、および学習院高等科だけであった。表1-6にみるように、この年、官立高校に2名、私立高校に28名の女子が進学した。

官立実業専門学校への女子の進学之路を閉ざしていたのは法令ではなく、個々の学校の学則であった。表1-7にしめたように、1947年には実業専門学校にも女子が306名志願し135名が入学している。しかし、実業専門学校のすべてが女子に門戸を開放したのか、一部の学校だけが入学を認めたのかはいまのところ不明である。1947年の場合、1名でも女子が受験した国立農業専門学校*は、16校中、鹿児島、京都、鳥取、宇都宮、岐阜、宮崎、函館の7校、国立工業専門学校は、31校中、米沢、桐生、横浜、広島、仙台、明治、徳島、長岡、福井、山梨、多賀、長野の12校、国立経済専門学校は、12校中、山口、小樽、名古屋、福島、大分、彦根、神戸の7校であった。盛岡農林専門学校の場合には、1947、1948の両年も女子の受験者はなかったようである。

* 1944年4月に、官立の実業専門学校については、従来学校毎に定められていた規程が廃止され、学校種別毎に統一した規程である官立工業経営専門学校規程、官立経済専門学校規程、官立繊維専門学校規程、官立農業専門学校規程、官立工業専門学校規程が制定された。これに対応して各学校の名称、学科課程も変更され

た。

こうして、高校と並んで実業専門学校も、本科という正規の課程*の門戸を女子にも開くようになった。

* 横浜高工などのように、戦前から、専科生として女子を入学させていた例はみられた(『横浜国立大学工学部五十年史』299ページ)。

第2に、従来いわゆる正規の学校系統に位置づけられていなかった青年学校本科卒業者に専検の一般指定が与えられ(文部省告示第16号、1947年2月10日)、上級学校進学の道が開かれたことが注目される。青年学校は、1935年に、従来の実業補習学校と青年訓練所とを統一して発足した教育機関で、小学校尋常科卒業を入学資格とする修学年限2年の普通科と、小学校高等科2年修了または青年学校普通科修了を入学資格とする修学年限5年(女子は3年)の本科で構成されていた。1939年には、男子については本科5年までの就学義務制が制度化され、同年から学年進行で実施に移されたので、1945年度には男子については19歳までの義務制が完成していた。しかしこの青年学校は、「実務ニ従事スル男女青年ヲ対象トシ通常ノ学校ニ比シ極メテ簡易自由ナル組織ヲ有スル社会的教育機関」として位置づけられていた(昭和10年4月1日社会教育局通牒「青年学校ニ関スル件」『昭和10年文部省例規類纂』43ページ)ので、従来、この卒業生には一般の上級学校入学資格は認められていなかった(1943年に専門学校程度となった師範学校、1944年に設けられた青年師範学校についてのみ、入学資格が認められていた)。専検の指定に先立つ2月6日には青年学校本科修了者に高校への進学資格も認められている。このように青年学校卒業者に進学之路を開いたことは、青年学校の教育の実態からみ

表1-7 実業専門学校の入学志願者・入学者(1947~1948年)

		1947年		1948年	
		入学志願者	入学者	入学志願者	入学者
農業 専門 学校	国立	57 10,548	11 2,974	56 10,421	12 2,717
	公立	8 2,965	1 1,071	2 1,862	2 921
	私立	13 4,057	11 1,574	14 2,201	14 1,472
	計	78 17,570	23 5,619	72 14,484	28 5,110
	工業 専門 学校	65 21,714	13 5,513	56 22,907	18 4,909
公立	5 4,894	3 1,782	3 6,035	3 1,815	
私立	19 8,504	13 5,170	82 6,300	34 4,154	
計	89 35,112	29 12,465	141 35,242	55 10,878	
経済 専門 学校	国立	72 12,158	35 2,509	27 13,569	6 1,984
	公立	2,332	542	6 2,922	1 515
	私立	67 7,816	48 2,980	74 7,261	50 3,672
	計	139 22,306	83 6,031	107 23,752	57 6,171
	計	306 74,988	135 24,115	320 73,478	140 22,159

上段の数字は女子。
『文部省年報』による。

れば、どの位実効があったかについては疑問があるが、いわゆる袋小路の学校をなくし、教育の機会均等を徹底させるという点での象徴的な措置であったということができよう。

2 入学者の入学前の学歴，入試の競争率

(a) 入学者の入学前の学歴

前項で述べたように、専門学校の入学資格の特色の一つは、いわゆる正系の学校とされていた中学校の卒業生以外に、中学校と同程度と認定された学校、とりわけ甲種実業学校の卒業生にも入学資格を認めていたことであった。官立高等農業学校の毎年の入学者の入学前の学歴は、表1-2-(1)の如くであった。

これによると、1912年から1942年までの30年間の官立高等農業学校の入学者総計27,460名中、中学校出身者は18,591名、67.7%、甲種農業学校出身者は8,307名、30.3%であった。官立高等農業学校に入学者のなかでの甲種農業学校出身者は、多い年で

は50%、最も少ない年でも17%、平均して30%を占めていたのであった。

以上は官立高等農業の全体的状況であり、盛岡高等農林の毎年の志願者、入学者の入学前の学歴を各年の同校の『学校一覧』によって調べたものが表2-1である。これによると、同校の『学校一覧』で調べた1904年から1942年まで(1928, 1930, 1934, 1936, 1937, 1939~1941の8年のデータ欠)の入学者2,995名中、実業学校出身者は1,080名、36.1%を占めていた。実業学校出身者は、最も多い年(1924年)には64%を占めていた。

志願者中に占める実業学校出身者の比率についてみれば、1920年まではおおむね20~30%であったが、その後急増し、最も多かった1921年から1928年までの数年間は、おおむね50%を占めていた。1931年からは再び20%台となった。

1921年以後の数年間に実業学校出身の受験者が多くなるのは、この時期から一般的に進学希望者が多く

官立実業専門学校の入学試験制度の歴史

表2-1 盛岡高等農林学校の志願者・合格者の出身学校別内訳(その1)

第 回	中 学 校 出 身 者			実 業 学 校 出 身 者			志 願 者 計	合 格 者 計	合 格 率	
	年	志願者数	合格者数	合格 率	志願者数	合格者数				合格 率
		(志願者 中の比率)	(合格者 中の比率)		(志願者 中の比率)	(合格者 中の比率)				
1	1903	()	()		()	()		83	35.2	
2	1904	206(67.1)	70(90.9)	34.0	107(34.9)	7(9.1)	6.5	307	77	25.1
3	1905	232(72.5)	64(80.0)	27.6	88(27.5)	16(20.0)	18.2	320	80	25.0
4	1906	261(75.9)	58(72.5)	22.2	83(24.1)	22(27.5)	26.5	344	80	23.3
5	1907	324(78.3)	69(86.2)	21.3	90(21.7)	11(13.8)	3.7	414	80	19.3
6	1908	350(76.8)	72(83.7)	20.6	106(23.2)	14(16.3)	4.3	456	86	18.9
7	1909	300(70.6)	65(75.6)	21.7	125(29.4)	21(24.4)	16.8	425	86	20.2
8	1910	240(68.6)	53(65.4)	22.1	110(31.4)	28(34.6)	25.5	350	81	23.1
9	1911	235(67.9)	64(75.3)	27.2	111(32.1)	21(24.7)	18.9	346	85	24.6
10	1912	220(69.0)	55(66.3)	25.0	99(31.0)	28(33.7)	28.3	319	83	26.0
11	1913	269(68.6)	50(64.9)	18.6	123(31.4)	27(35.1)	22.0	392	77	19.6
12	1914	212(66.9)	70(77.8)	33.0	105(33.1)	20(22.2)	19.0	317	90	28.4
13		()	61(68.5)	30.1	()	28(31.5)			89	
14	1916	276(74.8)	83(78.8)	30.1	93(25.2)	22(21.2)	23.7	369	104	28.1
15	1917	240(68.0)	73(67.0)	30.4	113(32.0)	36(33.0)	31.9	353	109	30.9
16	1918	216(62.4)	70(67.3)	32.4	130(37.6)	34(32.7)	26.2	346	104	30.1
17	1919	232(63.4)	66(68.0)	28.4	134(36.6)	31(32.0)	23.1	366	97	26.5
18	1920	199(61.4)	70(59.3)	35.2	125(38.6)	48(40.7)	38.4	324	118	36.4
19	1921	190(53.4)	73(66.4)	38.4	166(46.6)	37(33.6)	22.3	356	110	30.9
20	1922	180(51.0)	64(60.4)	35.6	173(49.0)	42(39.6)	24.3	353	106	30.0
21	1923	131(43.2)	70(54.7)	53.4	172(56.8)	58(45.3)	33.7	303	128	42.2
22	1924	165(44.0)	43(36.4)	26.1	210(56.0)	75(63.6)	35.7	375	118	31.5
23	1925	176(48.2)	70(57.4) 57(52.3)	32.4	188(51.5)	52(42.6) 52(47.7)	27.7	365	122 109	29.9

官立実業専門学校の入学試験制度の歴史

盛岡高等農林学校の志願者・合格者の出身学校別内訳(その2)

第 回	中 学 校 出 身 者			実 業 学 校 出 身 者			志 願 者 計	合 格 者 計	合 格 率	
	年	志願者数	合格者数	合格 率	志願者数	合格者数				合格 率
		(志願者) (\中)の比率)	(合格者) (\中)の比率)		(志願者) (\中)の比率)	(合格者) (\中)の比率)				
24	1926	252(49.9)	77(62.6) 67(65.1)	26.6	253(50.1)	46(37.4) 36(35.0)	27.7	505	123 103	20.4
25	1927	250(51.9)	80(65.0) 69(62.7)	27.6	232(48.1)	43(35.0) 41(37.3)	17.7	482	123 110	22.8
26	1928	()	75(50.3) ()		()	74(49.7) ()			149	
27	1929	551(67.9)	88(60.7) 77(59.2)	14.0	261(32.1)	57(39.3) 53(40.8)	20.3	812	145 130	16.0
28	1930	()	85(59.0) ()		()	59(41.0) ()			144	
29	1931	638(73.1)	84(60.9) 85(61.2)	13.3	235(26.9)	54(39.1) 54(38.8)	23.0	873	138 139	15.9
30	1932	573(72.8)	85(63.9)	14.8	214(27.2)	48(36.1)	22.4	787	133	16.9
31	1933	654(74.7)	67(62.6)	10.2	222(25.3)	40(37.4)	18.0	876	107	12.2
32	1934	()	()		()	()			120	
33	1935	604(73.1)	99(69.7) 79(65.8)	13.1	222(26.9)	43(30.3) 41(34.2)	18.5	826	142 120	14.5
34	1936	()	96(67.6) ()		()	37(26.1) ()			142	
35	1937	()	108(74.0) ()		()	38(26.0) ()			146	
36	1938	857(76.8)	135(78.0) 130(75.6)	15.2	259(23.2)	38(22.0) 42(24.4)	16.2	1116	173 172	15.4
37	1939	()	115(70.1) ()		()	49(30.0) ()			164	
38	1940	()	()		()	()			161	
39	1941	()	()		()	()			176 181	
40	1942	665(78.4)	139(74.7)	20.9	183(21.6)	47(25.3)	25.7	848	186	21.9

各年の『盛岡高等農林学校一覽』による。

各上らんの数は、『文部省年報』のもの。

なるという事情もあったかも知れないが、より直接的には、この時期の入試の学科試験科目に変更があり、それまで課されていた国語及び漢文が除かれたことに影響されているのではないかとおもわれる。

つぎに、合格者中に占める実業学校出身者の比率をみると、若干の例外を除くと、志願者に占める比率よりも数%低いのが普通であった。例外は、第4回生(1906年入学、志願者中の比率24.1%、合格者中の

比率27.5%)、第8回生(31.4%、34.6%)、第10回生(31.0%、33.7%)、第11回生(31.4%、35.1%)、第18回生(38.5%、40.7%)、第22回生(56.0%、63.6%)および第27回以降である。学科試験は「中学校卒業ノ程度」で実施されていたのであるから、実業学校出身者はよくがんばっていたというべきであろう。

なお学科試験が実施されなかった時期(1928～

表2-2 盛岡高等農林の入学者の入学前の学歴(1942、1943、1946～1948年)

年 度	募 集 人 員	入 学 志 願 者	中 学 校 卒 業 者	実 業 学 校 卒 業 者	専 検 合 格 者	専 入 指 (同左) 定 者 (比率)	そ の 他	計
1942		841	96	147	1	—	26	270
※ 1943	260 (本科のみは180)	1,212 (本科のみは990)	126	3	7	121(46.0)	6	263
1946	200	1,540	168	—	—	44(20.6)	2	214
1947		722	146	—	—	21(12.6)	—	167
1948		526	150	—	—	30(16.7)	—	180

※1943年の数には、農学実科、農村工業実科の数をふくんでいる。
各年の『文部省年報』による。

1940年)には、中学校出身者より実業学校出身者の方が合格率がつねに幾分高かった。

なお、1943年以降については『学校一覧』がないので、詳細なデータが得られない。

1942、1943年、1946～1948年の入学者の入学前の学歴を『文部省年報』によってしめすと表2-2のとおりである。(1944、1945年についてはデータの記載がない)。これによると、盛岡高等農林(1944年以降は盛岡農業専門学校)の入学者中の実業学校出身者は、1942年に急増した後、1943年には3名に激減し、'46年からはゼロとなっている。1943年の数には農学実科、農村工業実科の数をふくんでいるので、もし本科のみをとればこの年もゼロであった可能性が大きい。

実業学校出身者がこのようにいったん1942年に急増した後、1943年以降激減した理由はわかっていない。実業学校出身者のこのような急減少は、盛岡高等農林のみでなく、すべての官立実業専門学校にみられるものである。このような結果になった理由の一つとして考えられることは1943年に至って実業学校からの進学制限が徹底したことであるが、この理由では、進学制限が解除された1946年以降の事態を説明できない。(もう一つ考えられる理由としては、各学校の報告者が実業学校卒業者を「専入指定者」のらんに記入したのではないかという疑問である。このように考えるのは、実業学校出身者を「専入指定者」として数えることは間違いではない——戦前の統計ではむしろ「実業学校出身者」なるらんが設けられていない場合が多かった——し、この形式で実業学校卒業者を記載すると専検指定者中の実業学校卒業者を二重に計算してしまう可能性もあったからである。)

(b) 競争率

『学校一覧』には、志願者数のほか、受験者数の記

載がある。志願者数は受験者よりいく分多い。この差は入学試験の欠席者数ということなのであろうか。ここでいう合格率は、志願者数に対する合格者数の比率である。この合格率を小数で表わしたものの逆数が実質競争率である。

『学校一覧』には、募集定員の記載はない。募集定員は、毎年の募集の際に公表されていたようである。『文部時報』等に記載された1921年(大正10年)から1937年(昭和12年)までの毎年の同校の募集人員はこの間に変化なく、農学科約40名、農芸化学科約25名、林学科約30名、獣医学科約25名、計約120名であった*。この数と比較すると、毎年の合格者数は、募集定員の上下で変動し、年によっては1割以上も多かったり少なかったりしたようである。だからここでいう合格率、競争率は実質のそれである。

* 獣医学科のみ1938年から募集定員が55名に、1939年には60名になった。

合格率をみてもみると、1903年(明治35年)の第1回入学生が35.2%(競争率2.84倍)だったほか、第2回生(1904年入学)から第11回生(1913年入学まで20%台(5倍前後)、第12回生(1914年入学)からやや緩和されて30%台となり、ほんの一時50%になったこともあったが、24回生(1926年入学)から再び20%台となり、27回生(1929年入学)からは10%台(競争率6～7倍)という厳しい入学難の時代に入っている。

あとで詳しく述べるが、同校は第26回生(1928年入学)から第38回生(1940年入学)までの13年間、入学試験に学科試験を実施せず、入学前の学業成績で合格者を決めている。このいわゆる無試験入試の時代は、競争率もひととき高かったわけである。

再び学科試験を復活させた第39回生(1941年入学)の合格率は26.5%(競争率3.8倍)となったが、その後の動向はデータがなく不明である。

表2-3 盛岡高等農林の入学志願者・入学者の入学前の卒業年次

入学年次	前年度卒業者		前々年度卒業者		2年前の卒業者		3年前の卒業者		4年以上前の卒業者		計	
	志願者	入学者	志願者	入学者	志願者	入学者	志願者	入学者	志願者	入学者	志願者	入学者
1925	168(46.0)		109		55		19		14		365	
		53(43.4)		33		20		11		5		122
1926	220(44.3)		163		73		19		22		497	
		59(48.0)		39		15		3		7		123
1927	244(50.6)		139		63		19		17		482	
		67(54.5)		33		14		5		4		123
1928	771(50.3)		437		162		72		92		1,534	
		95(63.8)		34		17		1		2		149
1929	457(57.6)		210		74		25		28		794	
		97(66.9)		34		10		3		1		145
1930	563(60.4)		247		64		29		29		932	
		103(71.5)		33		3		2		3		144
1931	534(62.2)		218		62		17		26		857	
		105(76.1)		24		8		1		0		138
1935	405(50.1)		271		81		22		29		808	
		81(57.0)		49		10		1		1		142
1936	445(54.1)		252		79		30		17		823	
		81(56.6)		48		12		0		2		143
1937	514(50.9)		310		110		27		48		1,009	
		84(57.5)		49		7		1		2		146
1938	580(53.4)		318		120		27		42		1,087	
		101(58.4)		52		18		1		1		173
1939	759(56.6)		367		145		38		31		1,340	
		102(62.2)		40		15		4		3		164

各年の『実業専門学校等入学志願者入学者ニ関スル諸調査』による。

1939年は『官公私立実業専門学校ニ関スル諸調査 昭和十四年五月現在』による。

入学試験の競争率は、入学試験実施期日が他の同系統の学校のそれと重なっていたかどうか、本校以外の便宜のよい地区で受験できたかどうかなどの事情に大きく左右されたことが知られている。官立高校、官立実業専門学校の入学試験の日程や試験場の歴史については別項で述べるが、入試の日程と競争率との関係の分析については他日を期したい。

(c) 入学者の出身学校卒業年次

盛岡高等農林の各年の入学志願者および入学者の出身学校の卒業年次を調べたものが表2-3である（1932～1934年の資料筆者未見）。

入学試験に学科試験を課していた1927年入学者までは、前年度卒業生いわゆる現役は、入学志願者の半数を割ることが多く、入学者中の比率は入学志願者の比率をごく僅かに上まわる程度であったことがわか

る。

入試における学科試験を廃止した1928年以後になると、入学志願者は激増した。このなかで、いわゆる現役は、志願者中の過半を占めるようになっただけでなく、入学者中の6割から7割を占めるようになった。この間、官立農業専門学校全体についてみれば（表2-4）いわゆる現役出身者は入学志願者、入学者の中でそれぞれ50%台で推移していたのだから、盛岡高等農林のように学科試験を全廃して調査書と口頭試問だけで入学者を選抜する方式は、入学者中の現役出身者の比率を高める効果をもたらしたといえることができる。同様の傾向は、同じく1928年度入試から学科試験を廃止して調査書と口頭試問、身体検査で選抜する方式を採用した横浜工高にもみることができ*。（表2-5）

* 後にみるように、この時期には、入試に試験

表2-2 盛岡高等農林の入学者の入学前の学歴(1942、1943、1946~1948年)

年 度	募 集 人 員	入 学 志 願 者	中 学 校 卒 業 者	実 業 学 校 卒 業 者	専 検 合 格 者	専 入 指 (同左) 定 者 (比率)	そ の 他	計
1942		841	96	147	1	—	26	270
※ 1943	260 (本科のみは180)	1,212 (本科のみは990)	126	3	7	121(46.0)	6	263
1946	200	1,540	168	—	—	44(20.6)	2	214
1947		722	146	—	—	21(12.6)	—	167
1948		526	150	—	—	30(16.7)	—	180

※1943年の数には、農学実科、農村工業実科の数をふくんでいる。
各年の『文部省年報』による。

1940年)には、中学校出身者より実業学校出身者の方が合格率がつねに幾分高かった。

なお、1943年以降については『学校一覧』がないので、詳細なデータが得られない。

1942、1943年、1946~1948年の入学者の入学前の学歴を『文部省年報』によってしめすと表2-2のとおりである。(1944、1945年についてはデータの記載がない)。これによると、盛岡高等農林(1944年以降は盛岡農業専門学校)の入学者中の実業学校出身者は、1942年に急増した後、1943年には3名に激減し、'46年からはゼロとなっている。1943年の数には農学実科、農村工業実科の数をふくんでいるので、もし本科のみをとればこの年もゼロであった可能性が大きい。

実業学校出身者がこのようにいったん1942年に急増した後、1943年以降激減した理由はわかっていない。実業学校出身者のこのような急減少は、盛岡高等農林のみでなく、すべての官立実業専門学校にみられるものである。このような結果になった理由の一つとして考えられることは1943年に至って実業学校からの進学制限が徹底したことであるが、この理由では、進学制限が解除された1946年以降の事態を説明できない。(もう1つ考えられる理由としては、各学校の報告者が実業学校卒業生数を「専入指定者」のらんに記入したのではないかという疑問である。このように考えるのは、実業学校出身者を「専入指定者」として数えることは間違いではない——戦前の統計ではむしろ「実業学校出身者」なるらんが設けられていない場合が多かった——し、この形式で実業学校卒業生を記載すると専検指定者中の実業学校卒業生を二重に計算してしまう可能性もあったからである。)

(b) 競争率

『学校一覧』には、志願者数のほか、受験者数の記

載がある。志願者数は受験者よりいく分多い。この差は入学試験の欠席者数ということなのであろうか。ここでいう合格率は、志願者数に対する合格者数の比率である。この合格率を小数で表わしたものの逆数が実質競争率である。

『学校一覧』には、募集定員の記載はない。募集定員は、毎年の募集の際に公表されていたようである。『文部時報』等に記載された1921年(大正10年)から1937年(昭和12年)までの毎年の同校の募集人員はこの間に変化なく、農学科約40名、農芸化学科約25名、林学科約30名、獣医学科約25名、計約120名であった*。この数と比較すると、毎年の合格者数は、募集定員の上下で変動し、年によっては1割以上も多かったり少なかったりしたようである。だからここでいう合格率、競争率は実質のそれである。

* 獣医学科のみ1938年から募集定員が55名に、1939年には60名になった。

合格率をみてもみると、1903年(明治35年)の第1回入学生が35.2%(競争率2.84倍)だったほか、第2回生(1904年入学)から第11回生(1913年入学まで)まで20%台(5倍前後)、第12回生(1914年入学)からやや緩和されて30%台となり、ほんの一時期50%になったこともあったが、24回生(1926年入学)から再び20%台となり、27回生(1929年入学)からは10%台(競争率6~7倍)という厳しい入学難の時代に入っている。

あとで詳しく述べるが、同校は第26回生(1928年入学)から第38回生(1940年入学)までの13年間、入学試験に学科試験を実施せず、入学前の学業成績で合格者を決めている。このいわゆる無試験入試の時代は、競争率もひととき高かったわけである。

再び学科試験を復活させた第39回生(1941年入学)の合格率は26.5%(競争率3.8倍)となったが、その後の動向はデータがなく不明である。

表2-3 盛岡高等農林の入学志願者・入学者の入学前の卒業年次

入学年次	前年度卒業者		前々年度卒業者		2年前の卒業者		3年前の卒業者		4年以上前の卒業者		計	
	志願者	入学者	志願者	入学者	志願者	入学者	志願者	入学者	志願者	入学者	志願者	入学者
1925	168(46.0)		109		55		19		14		365	
		53(43.4)		33		20		11		5		122
1926	220(44.3)		163		73		19		22		497	
		59(48.0)		39		15		3		7		123
1927	244(50.6)		139		63		19		17		482	
		67(54.5)		33		14		5		4		123
1928	771(50.3)		437		162		72		92		1,534	
		95(63.8)		34		17		1		2		149
1929	457(57.6)		210		74		25		28		794	
		97(66.9)		34		10		3		1		145
1930	563(60.4)		247		64		29		29		932	
		103(71.5)		33		3		2		3		144
1931	534(62.2)		218		62		17		26		857	
		105(76.1)		24		8		1		0		138
1935	405(50.1)		271		81		22		29		808	
		81(57.0)		49		10		1		1		142
1936	445(54.1)		252		79		30		17		823	
		81(56.6)		48		12		0		2		143
1937	514(50.9)		310		110		27		48		1,009	
		84(57.5)		49		7		1		2		146
1938	580(53.4)		318		120		27		42		1,087	
		101(58.4)		52		18		1		1		173
1939	759(56.6)		367		145		38		31		1,340	
		102(62.2)		40		15		4		3		164

各年の『実業専門学校等入学志願者入学者ニ関スル諸調査』による。
 1939年は『官公私立実業専門学校ニ関スル諸調査 昭和十四年五月現在』による。

入学試験の競争率は、入学試験実施期日が他の同系統の学校のそれと重なっていたかどうか、本校以外の便宜のよい地区で受験できたかどうかなどの事情に大きく左右されたことが知られている。官立高校、官立実業専門学校の入学試験の日程や試験場の歴史については別項で述べるが、入試の日程と競争率との関係の分析については他日を期したい。

(c) 入学者の出身学校卒業年次

盛岡高等農林の各年の入学志願者および入学者の出身学校の卒業年次を調べたものが表2-3である(1932~1934年の資料筆者未見)。

入学試験に学科試験を課していた1927年入学者までは、前年度卒業生いわゆる現役は、入学志願者の半数を割ることが多く、入学者中の比率は入学志願者の比率をごく僅かに上まわる程度であったことがわか

る。

入試における学科試験を廃止した1928年以後になると、入学志願者は激増した。このなかで、いわゆる現役は、志願者中の過半を占めるようになっただけでなく、入学者中の6割から7割を占めるようになった。この間、官立農業専門学校全体についてみれば(表2-4)いわゆる現役出身者は入学志願者、入学者の中でそれぞれ50%台で推移していたのだから、盛岡高等農林のように学科試験を全廃して調査書と口頭試問だけで入学者を選抜する方式は、入学者中の現役出身者の比率を高める効果をもたらしたといえることができる。同様の傾向は、同じく1928年度入試から学科試験を廃止して調査書と口頭試問、身体検査で選抜する方式を採用した横浜工高にもみることができる*。(表2-5)

* 後にみるように、この時期には、入試に試験

表2-4 官立高等農業の入学志願者・入学者の入学前の卒業年次

入学年次	前年度卒業者		前々年度卒業者		2年前の卒業者		3年前の卒業者		4年以上前の卒業者		計	
	志願者	入学者	志願者	入学者	志願者	入学者	志願者	入学者	志願者	入学者	志願者	入学者
1925	1,404(52.2)		736		297		132		119		2,688	
	500(53.4)		240		98		52		46		936	
1926	2,002(54.0)		1,007		422		136		138		3,705	
	527(54.5)		256		111		37		36		967	
1927	2,149(53.0)		1,177		427		165		135		4,053	
	553(58.6)		256		89		30		16		944	
1928	3,015(52.0)		1,721		623		217		224		5,800	
	551(56.1)		281		106		27		17		982	
1929	2,882(54.6)		1,509		568		164		156		5,279	
	547(56.0)		289		114		18		9		977	
1930	3,323(53.4)		1,923		631		194		155		6,226	
	561(53.4)		332		108		29		20		1,050	
1931	3,198(51.8)		1,941		682		195		164		6,180	
	583(54.9)		314		113		24		28		1,062	
1935	4,009(43.3)		3,097		1,390		462		312		9,270	
	482(40.0)		424		194		62		42		1,204	
1936	4,204(43.3)		3,241		1,448		475		332		9,700	
	512(43.1)		403		187		50		37		1,189	
1937	4,616(45.9)		3,102		1,470		471		403		10,063	
	515(41.4)		427		211		51		41		1,245	
1938	4,987(45.5)		3,386		1,640		543		407		10,963	
	580(43.8)		411		219		72		43		1,325	
1939	6,099(49.7)		3,792		1,645		422		314		12,272	
	707(48.3)		482		186		51		38		1,464	

各年の『実業専門学校等入学志願者入学者ニ関スル諸調査』による。
1939年は『官公私立実業専門学校ニ関スル諸調査 昭和十四年五月現在』による。

表2-5 横浜高等工業・官立高等工業の入学志願者・入学者中の前年度卒業者
(1925~1931, 1935~1939年)

入学年次	横浜高等工業				官立工業専門学校計			
	入学志願者中の前年度卒業者	入学者中の前年度卒業者	入学志願者計	入学者計	入学志願者中の前年度卒業者	入学者中の前年度卒業者	入学志願者計	入学者計
1925	308(53.9)	84(53.9)	572	156	4,814(60.8)	1,441(58.6)	7,921	2,461
1926	380(54.4)	84(58.3)	698	144	6,772(58.5)	1,357(56.9)	11,577	2,384
1927	380(52.5)	77(54.6)	724	141	7,408(57.9)	1,354(56.0)	12,794	2,419
1928	708(52.7)	94(67.6)	1,344	139	9,095(55.6)	1,306(53.8)	16,353	2,427
1929	1,175(63.4)	117(75.5)	1,852	155	9,241(55.6)	1,200(52.8)	16,613	2,272
1930	1,005(70.1)	126(77.3)	1,434	163	9,102(55.3)	1,167(50.6)	16,451	2,306
1931	1,132(69.8)	132(79.5)	1,622	166	9,009(55.0)	1,160(49.4)	16,383	2,349
1935	1,370(60.9)	120(65.9)	2,249	182	10,617(49.2)	977(40.6)	21,592	2,408
1936	1,087(58.8)	105(58.7)	1,849	179	10,201(46.7)	906(37.1)	21,869	2,441
1937	1,077(58.5)	106(57.6)	1,840	184	10,965(50.2)	1,027(40.5)	21,846	2,533
1938	929(54.7)	137(52.7)	1,697	260	12,459(51.0)	1,551(44.3)	24,411	3,502
1939	1,065(57.0)	176(55.0)	1,869	320	13,022(56.3)	3,398(53.9)	23,134	6,309

出所は表2-3に同じ。

検定と無試験検定とを併用している官立実業専門学校は多かった。このような形で行なわれた無試験検定では、いわゆる浪人の応募を認めなかったり一浪までと制限している場合が多い。これにたいして、盛岡高等農林と横浜工高の無試験検定では、このような応募資格の制限を設けていなかった。

ところで、盛岡高等農林の場合、1932年から1934年までの資料が欠けているのでいつ変化が起きたか明らかでないが、1935年以降になると、入学志願者中にいわゆる現役者の占める比重が50%台に落ちている。いわゆる現役出身者が入学者中に占める比率も、志願者中で占める比率よりは高いものの、同じく50%台に落ちている。これは、盛岡高等農林特有の現象ではなく、官立高等農林の全体ではいわゆる現役出身の志願者、入学者がともに40%台に落ちるという状況のなかで起ったもので、全体の傾向からみれば、盛岡高等農林の志願者、入学者中のいわゆる現役出身者の比率はこれでもむしろ著しく高い方であった。

3 入学試験の方法の歴史

(a) 入学試験の方法の歴史の時期区分

専門学校の入学試験の方法は、専門学校令の定める範囲内で、個々の学校が定めることとされており、高等学校の場合と異なって、実際にも長い間各校が区々の方法を採用していた。官立専門学校の入学試験方法が全国的に統一されるのは1940年代後半に入ってからである。この点からいえば、専門学校の入学方法の歴史の時期区分は、学校ごとに異なることになる。

官立実業専門学校の入試の歴史において、合否の判定に資料を供すべく採用されたことのある試験方法としては、口頭試問（あるいは試問）、体格検査（のちに身体検査と改称）、学科試験（あるいは筆答試問）、知能検査（あるいは進学適性検査）、在学中の成績などがあつた。これらをどのように実施し、活用するかは、少なくとも1944年度入試までは、基本的には、各校ごとに異なっていたとみることができる。1945年度入試から官立実業専門学校最後の入試となった1948年度入試までは、なお、不明な点はあるものの、おおむね各校統一的方法で実施されたとおもわれる。

入学試験は、試験検定と無試験検定とに分けられているのがふつうであった。1945年度入試からは入試に無試験検定を実施することは認められなかった。この点からみても、官立実業専門学校の入試の歴史は、1944年入試までと、1945年度以降とに大別される。

試験検定と称されたものが多くの学校で採用されたいわば最も普通の形態の入試であつて、口頭試問、身体検査、学科試験からなり、後述する1928年改革以後、学校によってこのほかに出身学校の在学中の成績が考慮されるようになった。口頭試問は、1946年度入試まで全校で施されていたので、時期区分の指標にはならない。体格検査もほぼ全期間を通して実施された（1946年度入試からは、結核性疾患以外は合否の資料としないことになった）ので、これも、時期区分の指標にはならない。学科試験の科目数、科目の種類は、原則として学校ごとに異なっていた。ただし、1928年度入試から一斉に科目数が減少し、また1941年度入試からは、工業、農業、商業の各学校種別ごとに、原則として学科試験科目が統一された。

入試の方法としての無試験検定は、学科試験を行わず、口頭試問（あるいは試問）、身体検査、出身学校における在学中の成績（専検合格者の場合は専検の成績）によって合否を判定するものである。無試験検定の入試を実施するかどうかは各学校にまかされていたが、1928年以後官立実業専門学校の大半がこれを実施するようになった。実施方法は学校によって異なっていた。後述のように、盛岡高等農林と横浜高等工業は、ある時期、試験検定を全廃して全員を無試験検定で採用した。

試験の実施期日、試験場も入試の方法の一環と考えられるが、これについては項を別にして述べる。

官立実業専門学校のすべての学校に共通する入試の歴史の時期区分としては、1928年改革以後、1945年以後という区分が考えられる。このうち、1945年以後は全校に共通するものであったが、1928年改革の場合は、改革のスタートが遅れた学校もあるので一律のものではない。

以上のことから、ここで例としてとりあげる盛岡高等農林の入試の歴史は、その実施方法によって、以下のように大きく区分することができる。^{*}

^{*} 1920年以前については、筆者の調査が不じゅう分なために不明な点が多い。以下でいう年度は、元号歴で表現してあるものは、当該年度の同校の『学校一覽』記載の学則によつたものである。この表現方式では、実際とは1年ほどずれている可能性がある（たとえば、同校の入試で学科試験が全廃されたのは1928年度入試からであるが、昭和2～3年の『学校一覽』記載の学則では、すでに学科試験は全廃されている）。

ここでの時期区分の主要な指標は、無試験検定入試

が併用されていたかどうか、および、学科試験が全くなかった時期、である。それぞれの時期についてのいっそうこまかな時期区分とその指標については、そのつど述べる。

第Ⅰ期 明治36年から大正元年まで。主として、学科試験のみで実施された。「主として」というのは、学科試験のほかに、体格検査、口頭試問が併用されていたからである。以下同様。

第Ⅱ期 大正2年から大正5年まで。主として、試験検定（学科試験）と無試験検定（学科試験なし）とが併用されていた。

第Ⅲ期 大正6年から1927年度入試まで。主として、試験検定のみで実施された。

第Ⅳ期 1928年度入試から1940年度入試まで。無試験検定のみ、すなわち、主として出身学校の成績のみで実施された。

第Ⅴ期 1941年度入試から1944年度入試まで。試験検定と無試験検定とが併用された。

第Ⅵ期 1945年度入試から1948年度入試まで。1945年度入試は、第2次大戦末期の特別な事情のために特別な方法が実施された。1946年度入試はいちおう旧に復したといえるが、文部省の方針で、学則に明記してあっても無試験検定は実施しないなど、特殊な面があった。1947年度入試、1948年度入試では、教育の機会均等を徹底させる趣旨から受験資格の枠が大幅に拡大されたほか、知能検査（1947年）、進学適性検査（1948年）が採用されるなどの重要な変化がみられた。

(b) 第Ⅰ期 明治36年から大正元年まで
主として学科試験のみの時期。

i) 盛岡高等農林の第1回入試

盛岡高等農林学校が開設された初年である明治36年～37年の『学校一覧』記載の学則には、次のような規定がある。

第十一条 入学試験ハ中学校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

第十二条 入学志願者ニハ総テ身体検査ヲ施行ス
学則からは、入学試験の内容——学科試験の科目の種類、口頭試問を行うのかどうか——はわからない。同年の入学志願者は236名であり、入学を許可された者は83名で、2.8倍の競争率だったわけであるが、実施された入試の内容はわかっていない。

盛岡高等農林の入試では、開校初年以來、身体検査は一貫して重視されたようである。

盛岡高等農林では、はじめから入学者を選抜するために入学試験を実施することを原則としたわけであるが、当時——専門学校制定直前の時期——の高等諸学校（高等学校、および後年の専門学校程度の学校）のすべてが、必ず入学試験を行うとしていたわけではない。

盛岡高等農林以前には農業関係の官立専門学校は東京帝大農科大学実科しかなかったので工業関係の学校についてみると、東京工業学校は入学資格（学歴は中学校卒業）を有する志願者に、英語、数学、物理及化学、図画の各科目につき入学試験を行うと定めていた（明治32年6月制定の学則——『東京工業大学六十年史』224ページによる）。

ところが、この時期の東京工業学校と同程度の学校であったとおもわれる第五高等学校工学部（1896年＝明治30年創立）の「工学部入学細則」には次のような規定がふくまれていた（『熊本高等工業学校沿革史』1938年、18～19ページ）。

第五条 入学志望者ノ数本校予定人員ニ超過セザル場合ニハ試験ヲ須ヒズ入学ヲ許可スベシ但英語ヲ外国語トセザル尋常中学校卒業生ニハ特ニ英語科ノ試験ヲ施スベシ

第六条 入学志願者ノ数本校ノ予定人員ニ超過スルトキハ左ノ諸科目ニ就キ入学試験ヲ施行ス但入学試験ノ期日ハ其都度之ヲ定ム

国語—漢文ノ内 算術—代数
幾何—三角ノ内 英語

第七条 入学志願者ニハ総テ体格検査ヲ施スモノトス

この規定は、体格検査はすべての志願者に対して行なうが、入学試験は行なわないことが本旨であって、入学志願者が募集定員を超えたときのみ入学試験として学科試験を課することを意味している（入学資格は中学校卒業業者）。規定の文言にはその後多少の改正があるが、志願者数が募集定員を超過したときのみ入学試験を行なうという趣旨に変更はなかった。表3-1によると、同学部では実際に、1897、'98、'99の3年間は入学志願者が募集定員に達せず、入学試験は実施されなかった。1900年は、再募集の時に志願者数が募集定員を超過したために入学試験を実施したとされている。1901年以降は、毎年志願者数が募集人員を大幅に超過したので、入学試験を行なうことが事実上定例になってしまった。

ii) 明治37年から明治41年まで

明治37～38年の『学校一覧』記載の学則には次の

表3-1 第五高等学校工学部の入学試験の有無(1897~1905年)

年 度	募 集 人 員	志 願 者	入 学 者	入 学 試 験 有 無
1897	60	57	57 (或ハ55)	無
1898	70	43	40 (或ハ41, 43)	無
1899	50	38	39 (或ハ38)	無
1900	50	99	66 (或ハ64, 65)	有 (再募集ノ時志願者) 超過選抜試験アリ)
1901	50 (或ハ60)	84 (或ハ 85)	67 (或ハ68, 65)	有
1902	50	106 (或ハ105)	45 (或ハ43)	有
1903	60	75	49 (或ハ51)	有
1904	60	80	56 (或ハ55, 57)	有
1905	60	(不 明)	48	有

()内は原資料によって数値が異なることをしめす。
『熊本高等工業学校沿革史』40~41ページによる。

ように規定されている。

入学試験ノ学科目ハ国語及漢文、英語(英語ハ英語ニ依リテ)、数学、物理、化学、動物、植物トシ中学校卒業程度ニ依リテ之ヲ行ヒ別ニ体格検査及口頭試問ヲ行フ〔第十条〕

入学試験に学科試験、体格検査及び口頭試問の三つが併用されていたことがわかる。このうち、体格検査と口頭試問は、この後一貫して実施されている。

この時期の盛岡高等農林の入試の特色の一つは、学科試験の科目を学則によって固定的に定めていたことである。入試の関門が厳しかった官立高校の入試の学科試験科目は表3-2の如くで、国語及漢文、外国語、数学は毎年必ず課され、これに、年によって物理、化学、植物のうち一つか二つ、地理、歴史のうち一つか両方が課されていた。この時期の盛岡高等農林では、地理、歴史が課されることがないという点だけが、官立高校の入試と違っていた。この点からみれば、中学校出身者にとっては、盛岡高等農林の入試は、官立高校入試にくらべていくらか負担が軽かったといえよう。

しかし、7科目の学科試験は、中学校卒業生、甲種農業学校卒業生の区別なく中学校卒業程度で実施されたから、「物理及化学」「動物」「植物」は別として、一般に普通科目の教育課程上の時間数が少なかった農業学校出身者にとっては、中学校卒業者に伍して学科試験の関門をくぐり抜けることは容易なことではなかったものとおもわれる。

念のために、この時期の中学校及び甲種農業学校の学科課程における科目・時間数構成の例を表3-3にしめす。中学校は尋常小学校卒業（1901年の場合は、高等小学校2年修了）を入学資格とし、修業年限

は5年である。中学校の学科課程は中学校令施行規則で定められているので、ほぼ全国一律であったと考えられる。

当時の甲種農業学校には、高等小学校2年修了（1899年の場合は高等小学校卒業）を入学資格とする修業年限3年の学校と、入学資格が中学校と同じで修業年限5年の学校とがあったが、大部分は前者であった。また農業学校については——これは実業学校の全般にいえることであるが——1943年まで学科課程についての法令による基準が定められたことはなかったから、農業学校の学科課程は、学校ごとに異なっていた。ここには、3年制甲種農業学校の学科課程の一例と、公私立農業学校長会議が答申した甲種農業学校の学科課程の標準案とをしめした（表3-3）。

入学資格、修業年限が異なるからこれだけでは直接の比較はできないので、参考のために、甲種農業学校の入学前の2か年の高等小学校の教科目を掲げておいた。機械的にいえば、中学校に進学した者が学ぶ5か年の間に、3年制甲種実業学校からの進学者はこの高等小学校のさいごの2か年と実業学校の3か年の教育を受けるわけである。*この表から、「国語及漢文」、「外国語」の学科試験が甲種農業学校出身者に著しく不利であったことは容易に推測できる。

*この記述は実情にそったものではない。当時の中学校の入学試験の競争はかなり激しく、小学校の6か年が義務制となった1911年（明治44年）の入学者を例にとると、尋常小学校卒業者は32.8%に過ぎず、高等科1年修了者が28.0%、高等科2年修了者が25.8%を占めていたからである。

ところで、盛岡高等農林の場合、入学試験の配点、

表3-2 高等学校の入学試験の学科目(1902年~1927年)

1902	国語・漢文	外国語	数学	物理, 化学	地理	外国語は英語, ただし一高仏法科, 独 仏文科志望者は仏語, 独法科, 独 文科志望者は独語で受験できる。
1903	国語及漢文	外国語	数学	物理及化学	歴史	外国語は英語, ただし一高に限り 第一部内類は仏語, 第一高乙類及 第三部は独語で受験できる。
1904	国語及漢文	外国語 (英文(独文又は仏文)解 釈, 国文英訳(独訳又 は仏訳), 書取, 文法)	数学	物理, 博物(動物)	歴史	外国語は英語, ただし一高に限り 第一部内類は仏語, 第一高乙類及 第三部は独語で受験できる。
1905	国語及漢文	外国語 (英文(独文又は仏文)解 釈, 文法, 国文英訳(独 訳又は仏訳), 書取)	数学	物理, 化学	地理	外国語は英語, ただし一高に限り 第一部内類は仏語, 第一高乙類及 第三部は独語で受験できる。
1906	国語及漢文	外国語 (英文(独文又は仏文)解 釈, 文法, 国文英訳(独 訳又は仏訳), 書取)	数学	化学, 博物(植物)	歴史	外国語は英語, ただし一高に限り 第一部内類は仏語, 第一高乙類及 第三部は独語で受験できる。
1907	国語及漢文	外国語	数学	物理, 化学	歴史	外国語は英語, ただし一高に限り 第一部内類は仏語, 第一高乙類及 第三部は独語で受験できる。
1908	国語及漢文 同上	外国語 同上	数学 同上	物理及化学	地理及歴史	外国語は英語, ただし一高に限り 第一部内類は仏語, 第一高乙類及 第三部は独語で受験できる。
1909	国語及漢文 同上	外国語 同上	数学 同上	物理, 動物及生理	歴史, 地理(地文を含む)	外国語は英語, ただし一高に限り 第一部内類は仏語, 第一高乙類及 第三部は独語で受験できる。
1910	国語及漢文	外国語	数学(代数, 幾何, 三角)	物理	歴史	外国語は英語, ただし一高に限り 第一部内類は仏語, 第一高乙類及 第三部は独語で受験できる。
1911	国語及漢文	外国語	数学(代数, 幾何)	化学	歴史及地理	外国語は英語, ただし一高に限り 第一部内類は仏語, 第一高乙類及 第三部は独語で受験できる。
1912	国語及漢文 同上	外国語 同上	数学(代数, 幾何) 数学(代数, 幾何, 三角)	物理	歴史及地理	外国語は英語, ただし一高に限り 第一部内類は仏語, 第一高乙類及 第三部は独語で受験できる。
1913						
1914	国語及漢文(国文解釈, 漢文解釈, 書取, 作文) 同上	外国語 (解釈, 国文英独仏訳書取) 同上	数学(代数, 幾何平面) 数学(代数, 幾何 ^{平面及} 立体, 三角法)	化学	歴史及地理	外国語は英語, ただし一高に限り 第一部内類は仏語, 第一高乙類及 第三部は独語で受験できる。
1915	国語及漢文(国文解釈, 漢文解釈, 書取, 作文) 同上	外国語 (解釈, 国文英独仏訳書取) 同上	数学(代数, 幾何 ^{平面及} 立体)	物理, 動物	歴史及地理	外国語は英語, ただし一高に限り 第一部内類は仏語, 第一高乙類及 第三部は独語で受験できる。

1916	第一部	国語及漢文(国文解釈、漢文解釈、書取、作文)	外国語(解釈、)	国文英独仏訳書取)	数学(代数、平面幾何)	歴史	国語及漢文は書取に附帯して、外国語は英語、ただし一高に限り第一部丁類は仏語、第一高に限り第二部丁類は独語で受験できる。
	第二部並第三部	同上	同上	同上	数学(代数、平面幾何、三角法)	化学	同上
1917	第一部	国語及漢文(国文解釈、漢文解釈、書取、作文)	外国語(解釈、)	国文英独仏訳書取)	数学(代数、平面幾何)	歴史	(一) 国語及漢文は書取に附帯して、外国語は英語、ただし一高に限り第一部丁類は仏語、第一高に限り第二部丁類は独語で受験できる。
	第二部並第三部	同上	同上	同上	数学(代数、平面幾何、三角法)	物理	同上
1918	第一部	国語及漢文(国文解釈、漢文解釈、書取、作文)	外国語(解釈、)	国文英独仏訳書取)	数学(代数、平面幾何)	歴史及地理(日本歴史、西洋歴史、外国地理)	(一) 国語及漢文は書取に附帯して、外国語は英語、ただし一高に限り第一部丁類は仏語、第一高に限り第二部丁類は独語で受験できる。
	第二部並第三部	同上	同上	同上	同上	物理及化学	同上
1919	文科	国語及漢文(国文解釈、漢文解釈、書取、作文)	外国語(解釈、)	国文英独仏訳書取)	数学(代数、平面幾何)	歴史	一度試験は中学校第四学年修了程度
	理科	同上	同上	同上	同上	博物	二度 国語及漢文は書取に附帯して、外国語は英語、ただし文科乙類又は理科乙類の志願者は、独語を三高に限り仏語で受験できる。
1920		国語及漢文(国文解釈、漢文解釈、書取、作文)	外国語(解釈、)	国文英独仏訳書取)	数学(代数、平面幾何)	物理	一度 国語及漢文は書取に附帯して、外国語は英語、ただし文科乙類又は理科乙類の志願者は、独語を三高に限り仏語で受験できる。
1921		国語及漢文(国文解釈、漢文解釈、書取、作文)	外国語(解釈、)	国文英独仏訳書取)	数学(代数、平面幾何)	化学	二度 国語及漢文は書取に附帯して、外国語は英語、ただし文科乙類又は理科乙類の志願者は、独語を三高に限り仏語で受験できる。
1922		国語及漢文(国文解釈、漢文解釈、書取、作文)	外国語(解釈、)	国文英独仏訳書取)	数学(代数、平面幾何)	化学	国語及漢文は書取に附帯して、外国語は英語、ただし文科乙類又は理科乙類の志願者は、独語を三高に限り仏語で受験できる。
1923		国語及漢文(国文解釈、漢文解釈、書取、作文)	外国語(解釈、)	国文英独仏訳書取)	数学(代数、平面幾何)	博物(動物)	国語及漢文は書取に附帯して、外国語は英語、ただし文科乙類又は理科乙類の志願者は、独語を三高に限り仏語で受験できる。
1924		国語及漢文(国文解釈、漢文解釈、書取、作文)	外国語(解釈、)	国文英独仏訳書取)	数学(代数、平面幾何)	物理	国語及漢文は書取に附帯して、外国語は英語、ただし文科乙類又は理科乙類の志願者は、独語を三高に限り仏語で受験できる。
1925		国語及漢文(国文解釈、漢文解釈、書取、作文)	外国語(解釈、)	国文英独仏訳書取)	数学(代数、平面幾何)	物理、植物	国語及漢文は書取に附帯して、外国語は英語、ただし文科乙類又は理科乙類の志願者は、独語を三高に限り仏語で受験できる。
1926		国語及漢文(国文解釈、漢文解釈、書取、作文)	外国語(解釈、)	国文英独仏訳書取)	数学(代数、平面幾何)	物理、博物通論	国語及漢文は書取に附帯して、外国語は英語、ただし文科乙類又は理科乙類の志願者は、独語を三高に限り仏語で受験できる。
1927		国語及漢文(国文解釈、漢文解釈、書取、作文)	外国語(解釈、)	国文英独仏訳書取)	数学(代数、平面幾何)	化学、博物(動物)	国語及漢文は書取に附帯して、外国語は英語、ただし文科乙類又は理科乙類の志願者は、独語を三高に限り仏語で受験できる。

入試に関する各年の文部省告示による。

表3-3 中学校と甲種農業学校の学科課程の科目構成(1900年前後)

	修身	国語及漢文	地理・歴史	数学	博物	物理及化学	図画	唱歌	体操	外国語	法制小経済	実業	その他	計
中学校の学科課程 ¹⁾ (1901) (5年制)	5	33 (34)	15	20 (21)	6 (8)	8	4 (5)	3	15	34	3 (2)	- (4)	-	146 (154)
甲種農業学校の学科課程(1899) ²⁾ (3年制)	3	7 (読書・作文)	4	8 (9)	5 (6)	8	0 (2)	0	6	9 (10)	4 (3)	62 (14+実習)		116 (72+実習)
高等小学校3・4年の教科目 ³⁾ (1900) (2年)	4	10 (国語)	6 (日本歴史・地理)	8 (算術)	0~4 (理科)		4	0~4	6	0~6 (英語) (商業) (農業) (手工)				48~60

1) 中学校令施工規則(1901年)による。ただし、()内の数は、1912年に改正された部分。

2) 上伊那農業学校の学科課程。『長野県上伊那農業学校、長野県上伊那農業高等学校八十年史』46~41ページ。

ただし()の数字は公私立農業学校長協議会が1898年に答申した「甲種農業学校学科課程表」(全国農業学校長協会「日本農業教育史」398~399ページ)によって、上農とのちがいを示したものの。また()内の科目名は上農の例。

3) 小学校令施工規則(1900年)による。()内は同規則の科目名。

表3-4 米沢高等工業学校の入学試験の科目毎の配点(1902年)

学 科 目	試験時間	各科目の点数	総点数
国語 漢文	3時間	国語 { 解釈 100 作文 100 } 漢文 100	100
英 語	3	英文和訳 100 和文英訳 } 文 法 } 100	200
数 学	4	算 術 } 100 代 数 } 幾 何 } 三 角 } 100	200
物 理	2		100
化 学	2		100
図 画	4	自 在 画 } 用 器 画 } 100	100
計	18		800

合否判定の基準等についての資料は知られていない。ここでは、米沢高等工業学校のほぼ同じ時期の『学校一覽』に記載された入試の科目ごとの時間と配点を、参考までに表3-4にしめす。同校の規則では、さらに、「試問」(多分口頭試問のこととおもわれる)を甲乙丙丁に、「戸籍関係」を可、不可に、「身体検査ノ成績」を甲乙丙に区分し、「入学ヲ許可セントスル候補者ニ就キテハ更ニ既往ノ学業成績ヲ調査シテ之ヲ参考スルモノトス」としている。これらは規則面のことであって、運用の実態は不明である。(『米沢高等工業学校一覽 (皇朝明治三十五年)』1912年7月、99~102ページによる。)

筆者はこの時期の学科試験問題をまだ調査していない。1905年4月18日付で文部次官通牒「文部省直轄諸学校選抜試験問題選定ニ関スル注意方」が出されている(『明治三十八年文部省例規類纂』13ページ)。これは、入学試験は「成ル可ク其生徒ノ有スル学力ノ全部ヲ観察スルヲ以テ目的トスヘキハ勿論ノ儀ニ候條選抜試験問題ノ種類、程度、及其数等ニ就キテハ周密ナル注意ヲ要スヘキト、存候若シ問題ノ程度高キニ過キ種類一方ニ偏シ其数亦少キニ失スルカ如キト有之候テハ番ニ試験ノ目的ヲ達スルコトヲ得サルノミナ

ラス中学校其他専門学校入学者検定規程ニ依リ指定セラレタル学校ノ教育上直接間接ニ大ナル影響ヲ及シ種々ナル弊害ヲ醸成スルノ掛念モ有之候条貴校ニ於テ中学校卒業程度ヲ入学ノ要件トシタル学科ニ対シ選抜試験ヲ施行スルニ当リテハ中学校学科程度ノ範囲ヨリ問題ヲ選定相成候様致度」というものである。こうした通牒が出されたところをみると、適切でない問題が出題されていた事例があったのかも知れない。

iii) 明治42年から大正元年まで

盛岡高等農林の明治42~43年の『学校一覧』記載の学則は、「入学試験ノ学科目ハ国語及漢文、英語、数学、物理及化学、動物及植物トシ中学校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行ヒ体格検査及口頭試問ヲ行フ」とされた（第十一条）。従来との相違は、①林学科志望者に限り認められていた独逸語での受験が認められなくなったこと、②物理、化学が「物理及化学」に、動物、植物が「動物及植物」にまとめられたことである。改正の企図やその効果は明らかでない。この規定は大正元年の『学校一覧』記載の学則まで続いている。

(c) 第二期 大正2年から大正5年まで。

試験検定と無試験検定を併用していた時期。

盛岡高等農林では、大正2~3年の『学校一覧』記載の学則から、「入学検定ヲ分テ無試験検定及試験検定ノ二トス」とされるようになった。「試験検定」が従来の入学試験に相当し、「無試験検定」は主として入学前の学業成績によって合否を判定する方法である。「検定」という文字の登場が目されるが、「試験検定」「無試験検定」という用語はすでに他に用例があり、高校入試でも採用されていたものである。

新しく採用された無試験検定に関する規定は次のとおりである。

第十二条 無試験検定ハ本校ニ於テ適当ト認メタル中学校ヲ卒業シタル入学志願者ニシテ最終ノ三学年間其学級ノ及第者中首位ヨリ起算シ全数ノ十分ノ一ニ至ル迄ノ席次ヲ有スル者ノ学業成績其他ノ要件ヲ考査シテ入学ヲ許可ス但其入学ヲ許可スヘキ人員ハ各学科募集人員ノ約三分ノ一トス
前項無試験検定志願ノ体格ハ先ツ体格検査證ニ依リ検定シ入学前更ニ本校ニ於テ検査ヲ行フモノトス

この無試験検定を志願する者は、従来の方式でも提出を要求されていた入学願書、履歴書、当該学校長の卒業（若しくは卒業見込みまたは専検合格）証明書、写真のほか、成績証明書と体格検査證を提出しなけ

ればならない。

他校の例と比較しながら、この時期の盛岡高等農林の無試験検定の要点をしめせば次のとおりである。

①出願できる中学校が指定されていたこと。甲種農業学校卒業生は無試験検定を出願できないこと。

1913年には中学校は全国に319校、甲種農業学校は82校存在したし、さらに専検の一般指定を受けた学校はかなりの数にのぼるから、無試験検定を出願できる学校を指定の中学校に限定したのはある意味では、やむを得ない措置であったのかも知れない。しかし、この時期の他校の例は未調査であるが、多数の学校が無試験検定を併用した1928年以降の場合には、学校を指定する方式は例外的であった。

また、無試験検定を実施する際に、この期の盛岡高等農林のように、実業学校（高等工業の場合は工業学校、高等商業の場合は甲種商業学校）出身者の出願を認めない例がどのくらいあったのかも、今後調べなくてはならない。東京高等工業、前述の米沢高等工業、五高工学部の後身である熊本高等工業は工業学校出身者の無試験検定の受験を認めていなかった。広島高等工業は、創立（1920年）の年と翌年は無試験検定の受験資格を中学校出身者に限定していたが、1922年から工業学校出身者にも受験資格を認めるようになった（『広島大学二十五年史——包括校史』248ページ）。別稿に述べるように、1928年以降の場合には、実業学校出身者に対しても無試験検定の受験を認めている学校の方が多い。

ただし、盛岡高等農林の場合には、後述のように、甲種農業学校出身者のうち在学中の成績優秀な者に対しては、英語、数学のみで受験する途を開いている。

②在学中の最後の3年間の成績の席次が首位から10分の1以内であった者に限定している。かりに50人のクラスであれば、連続して5番以内であったことを条件としているわけであるから、かなり厳しい条件だったのではないかとおもわれる。さきの米沢高工の場合は、最後の2年以上在学した学校の最終学年の成績席次が首位から4分の1以内であった者につき無試験検定の出願を認めている。

なお、戦後の大学入試でここでいう無試験検定にあたるいわゆる推せん入学を実施する場合、過年度卒業生（いわゆる浪人）の出願を認めていない例が多いが、盛岡高等農林の場合には、この種の限定がないことも注目される。さきの米沢高工では「卒業後二箇年以上ヲ経過セサル者」と限定している。

③無試験により入学させる人員を募集人員の約3分の1としていること。国立大学で近年実施されている

いわゆる推せん入学の人数枠はこれより少ないのが普通である。当時としても多かったのかどうかは、多くの例につき検討してみる必要がある。さきの米沢高工では「募集人員ノ約半数」としている。(1930年代の各校の無試験検定入試については別項で述べる。)

無試験検定で不合格になった者は、試験検定に応募できる。この場合には再度入学手数料を徴集されることはない。これは他校も同様であったようである。なお、当時は今日の「入学料」は徴集されておらず、ここでいう「入学手数料」はのちの「入学検定料」にあたるものとおもわれる。

無試験検定への応募者数や合格者数の実態を公表していた学校はひじょうに少なく、盛岡高等農林では公表していなかったようである。公表されている受験者数や合格者数は、無試験検定、試験検定を合わせたものと推定される。

なお、無試験あるいは推薦による入学を認める方式は、実業専門学校に固有のものではなく、むしろ、官立高校の入試に先例があったことに注意しておきたい。*

* 中学校、高等学校とくに前者の教育制度が未整備であった時期にも推薦入学が実施された例があったが、1910年には「高等学校大学学科入学者選抜試験無試験検定規程」が制定され、全高校がこの年の入試から入学定員の一部(当初は募集人員の五分の一以内、1917年からは二十分の一以内)を無試験検定で入学させることとした。無試験検定入試は、一高、三高では1914年から、他の高校は1919年の入試から実施されなくなっていた(寛田知義『旧制高等学校の成立』137~221ページ、および毎年の高校入試に関する文部省の告示を参照)。

この期の盛岡高等農林の試験検定は、二回に分けられている。

甲種農業学校卒業者は、前述のように無試験検定に応募することはできないが、成績優秀だった者は次のような試験検定に応募することができる。

甲種農業学校ヲ卒業シタル入学志願者ニシテ最終ノ二学年間其学級ノ及第者中首位ヨリ起算シ全数ノ十分ノ一ニ至ルマテノ席次ヲ有スル者ハ前項ノ試験科目中英語、数学ノ二科目ニ就テノミ之ヲ行フ但本項ノ規定ニ依リ入学ヲ許可スヘキ人員ハ各学科募集人員ノ約六分ノ一トス

とくに説明すべきことはないようにおもわれる。これは、甲種農業学校卒業者に無試験検定を認めないことのいわば代償措置ではないかとおもわれる。この方

法で受験して不合格となった者は、一般の試験検定に応募できる。この場合には再度入学手数料を徴集されることはない。

一般の試験検定は従前と全く同様で、

試験検定ノ学科目ハ国語及漢文、英語、数学、物理及化学、動物及植物トシ中学校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行ヒ別ニ体格検査及口頭試問ヲ行フとされている。それぞれの検定にじゅうぶんな応募者があって規定どおりに実施されたとすれば、この一般の試験検定で入学を許可される者は募集人員の約半数である。

以上の規定によれば、この時期の盛岡高等農林の入試は三段階に分けて行なわれたことになる。

以上の規定は、大正5~6年の『学校一覧』まで変らない。

なお、無試験検定と同列に論ずることはできないが、高等工業学校には、入試に際して実地経験をもつ者を優先して合格させる旨の規定を定めていた学校があったことに注目しておきたい。

前述した第五高等学校工学部は1906年(明治39年)に熊本高等工業学校として独立した。独立後最初の学則は、入学者は入学検定合格者に限るとし、入学検定を無試験検定(出願資格は指定の中学校出身者のみ)と試験検定とに分けるとした。志願者が募集定員を超過した時には入試を行なう旨の五高工学部時代の規定は学則からはなくなった(『熊本高等工業学校沿革史』123~124ページ)。(ただし募集要項には、「入学志願者ノ数各学科予定人員ニ超過シタルトキハ其科ノ志願者ニ付キ選抜試験ヲ行フ」とある——同上書、132ページ。実際には志願者は募集定員を超過したから問題はなかったものの、学則との関係では疑問が残る。)ところでこの学則のなかには次のような規定がふくまれている。

第十四条 第十一条ニ規定シタル資格(中学校卒業等——引用者)ニ該当本校ニ於テ適當ト認メタル作業場ニ於テ一年以上志望学科ノ工業ニ実地従事シタル者ハ入学検定ノ際之ヲ優先選抜スルモノトス

東京高等工業学校の昭和3年の学則にも、「一箇年以上志望者学科ノ工業ニ実施従事シタル者ハ入学検定ニ依リ選抜ノ實際地ニ於ケル成績ヲ考查シテ学業成績同位中ニ於テハ優先選抜スルモノトス」という規定がふくまれている(『東京工業大学六十年史』1940年、316ページ)。ただし、同校は1926年から無試験検定を廃止した。

このような厳格な条件のもとでは、実際にこのいわば特典というべき措置にあずかれる者は少なかったと推測されるが、専門学校の入試における特色ある考え方の1つとして注目しておきたい。

（d） 第三期 大正6年から1927年度入試まで。
再び試験検定のみ時期。

大正6～7年の『学校一覧』記載の学則では、無試験検定および成績優秀な甲種農業学校卒業者に英語、数学の二科目で受験させる制度が姿を消し、入試方法は主として学科試験のみで行なうことになった。入試試験の学科目は、国語及漢文、英語、数学、物理及化学、動物及植物の5科目（こまかく分ければ8科目）であり、大正1年までと全く同じである。

この方法は、大正10～11年の『学校一覧』記載の学則まで続いた。

大正11～12年の『学校一覧』記載の学則から、学科試験に関する規定が次のように変わった。

第十二条 入学試験学科目ハ英語、数学、物理、化学、動物、植物トシ中学校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行ヒ別ニ体格検査及口頭試問ヲ行フ

大正10年までの『学校一覧』記載の学則と異なる点は、「国語及漢文」が削除されたこと、「物理及化学」が「物理」と「化学」とに、また「動物及植物」が「動物」と「植物」とに分けられたことである。実質的な変化は、「国語及漢文」が削除されたことである。

この規定は、大正15～16年の『学校一覧』記載の学則まで続いた。

中学校令施行規則が1919年に改正され、中学校の学科課程は同年から表3-5のように変わった。1918年

に高等学校令が改正され（1919年4月施行）、高等学校高等科には中学校4年修了の資格で入学できるようになったが、専門学校の入学資格は従前と同様に中学校（5年制）卒業であった。

1921年1月に農業学校規程が改正され（同年4月施行）、従来の甲種、乙種の区分が廃止されたが、専門学校入学資格は従前の甲種程度の実業学校卒業者とされた。1922年（大正11年）をとってみると、甲種程度の農業学校としては、3年制（入学資格は高小卒）が150校、4年制（入学資格は高小1年修了）が14校、5年制（入学資格は尋小卒）が11校存在した。この後5年制の農業学校が次第にふえてくるが、大勢は3年制であった。同年の甲種程度の農業学校の学科構成は、農業91（50.6%）、農林20（11.1%）、林業14（7.8%）、蚕業32（17.8）、畜産9（5.0%）、獣医10（5.6%）、園芸3（1.7%）であった。

中学校の場合と異なって、農業学校については法令上の学科課程の基準は定められなかったから、学科課程は学校ごとに異なっていた。表3-5には、文部省が1923年にしめた『農業学校学科課程』のうちから、甲種程度の農業科の学科課程（5年制、3年制）の例をしめた。

今回の改訂は、学科試験科目の減少という面での改善に主眼があったとみられるが、とりわけ3年制の甲種程度の農業学校出身者にとっては、「国語及漢文」が削除されたことの意味は大きかったようにおもわれる。

この頃から、文部省実業事務局は毎年、『実業専門学校等入学志願者入学者二関スル諸調査』をまとめている。*これによれば、盛岡高等農林の入試における

表3-5 中学校(1919年)といわゆる甲種農業学校(1923年)の学科課程の科目構成

中学校の学科課程	科目	修身	国語及漢文	外国語	歴史・地理	数学	博物	物理及化学	法制及経済	図画	唱歌	体操	実業	その他	計	
	時間	5	32	30	15	21	8	10	2	5	2	15	4	-	149	
農業学校の学科課程の標準	（尋小卒を入学資格とする5年課程）時間	5	32	15	11	19	8	9	5	3	-	10		28	145+実習	
	（高小卒を入学資格とする3年課程）時間	3	14	9	3	11	4	8	5	-	-	6		24	87+実習	
	科目	修身	国語	英語	歴史及地理	数学	博物	物理	物化	法	経	図	唱	体	農業に關する専門科目	計

中学校の学科課程は、中学校令施行規則(1919年)による。

農業学校の学科課程の標準は、文部省『農業学校学科課程』(1923年)により作成。

表3-6 盛岡高等農林学校入学者の入試における得点(1925~1927年)

数 学	1 9 2 5 年			1 9 2 6 年			1 9 2 7 年		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
中学校卒業生	92	0	35	100	14	63	100	3	39
専検指定学校卒業生	60	0	12	100	0	45	65	0	26
計	92	0	25	100	0	57	100	0	30
英 語									
中学校卒業生	90	10	54	80	10	48	95	15	54
専検指定学校卒業生	70	0	32	80	5	32	90	5	33
計	90	0	45	80	5	42	95	5	47
物 理									
中学校卒業生	90	24	57	97	30	74	97	38	69
専検指定学校卒業生	88	18	53	98	10	73	100	27	69
計	90	18	55	98	10	73	100	27	69
化 学									
中学校卒業生	88	7	54	83	5	53	85	10	40
専検指定学校卒業生	83	17	55	91	5	63	88	18	52
計	88	7	54	91	5	58	88	10	44
動 物									
中学校卒業生	97	36	72	92	26	63	89	26	62
専検指定学校卒業生	100	43	73	94	35	69	83	39	62
計	100	36	72	94	26	65	89	26	62
植 物									
中学校卒業生	95	44	76	100	32	71	88	31	51
専検指定学校卒業生	96	30	82	95	37	75	81	36	55
計	96	30	78	100	32	72	88	31	52

各年の「実業専門学校等入学志願者入学者ニ関スル諸調査」による。

入学者の各科目ごとの得点は表3-6のとおりである。

* 内閣統計局編『統計資料解題』(1936年)によれば、この『実業専門学校等入学志願者入学者ニ関スル諸調査』は大正11年創刊とされているが、大正11~13年の調査は筆者未見である。

推測されたことではあるが、毎年、数学、英語の得点は実業学校出身の方が低く、平均して20点以上の開きがあり、0点の者もいる。物理、化学、動物、植物の各科目の得点はほとんど差がなく、化学だけが実業学校出身の方が平均して10点ほど高くなっている。

ところで、この時期の各高等農林学校または類似の

専門学校の入学試験で課された学科試験の科目は表3-7のとおりである。東京蚕糸、鳥取農業、三重農林、岐阜農林、宮崎農林の5校が盛岡高等農林(この表では「高等」の字が略されている)と同一科目を課している。鹿児島農林は、盛岡高等農林よりも「国語」だけが多くなっている。これら6校は学科構成もたがいに似た学校であり、盛岡高等農林の入試の学科試験は当時の一般的な形態であったといえることができる。

科目構成についてみると、数学(または、代数、幾何・三角) 英語(または外国語)、物理、化学は何らかのかたちですべての高等農林が課しており、動物を課さない学校は2校、植物を課さない学校も2校のみである。国語(または国漢、作文)を課している学

表3-7 高等農林学校等の入学試験の学科目(1925年)

	国 国 作	数 代 幾	英 外	物 化 物	物 理	動 植 動	博	計
	漢 語 文	学 数 何	語 語	理 学 化	物 理	物 物 物	物 物 物	
盛岡農林		○	○	○ ○		○ ○		6
鹿児島農林	○	○	○	○ ○		○ ○		7
上田蚕糸		○	○	○ ○				4
東京蚕糸		○	○	○ ○		○ ○		6
京都蚕業	○	○	○	○		○		5
鳥取農業		○	○	○ ○		○ ○		6
三重農林		○	○	○ ○		○ ○		6
宇都宮農林	○	○	○		○		○	5
岐阜農林		○	○	○ ○		○ ○		6
宮崎農林		○	○	○ ○		○ ○		6
東大実科		○ ○	○	○ ○		○ ○		8
北大専門及実科	○	○	○	○		○		5
東京農大		○	○		○		○	4
千葉園芸	○	○	○		○		○	5

文部省実業学務局「大正十四年実業専門学校等入学志願者入学者ニ関スル諸調査」による。

校は6校である。

なお、この時期の大部分の高等商業学校の入試では、学科試験の科目の一部を中学校出身者と商業学校出身者とで変えていることが注目される。高等工業ではこのような措置をとっている学校はない。高等農林では、のちにこの措置をとる学校が現われる。高等商業学校入学者中に商業学校出身者が比較的多い理由の一つは、この入試科目の構成にあったようにおもわれる。

1923年度の京都高等工芸学校の募集要項によると、同校は、各学科の募集人員を、応募者の出身学校によって第1部と第2部とに分けて定めていた（『文部時報』第97号、1923年1月による）。第2部が甲種工業学校卒業者で、その定員は、色染科、機械科で各約10名、図案科約20名である。第1部は中学校卒業者、専検合格者、工業学校卒業者を除く専検無試験検定の一般指定を受けた者で、その定員は各科とも約20名であった。出願者の出身学校ごとに募集定員を定めるという方式は入試の方式としては重要な方式の一つとおもわれるが、この方式を採用した学校がどのくらいあったのか、いまのところわかっていない。

(e) 第Ⅳ期 1928年度入試から1940年度入試まで。無試験検定のみの時期。

i) 1928年の官立専門学校の入試改革

1928年度入試から中等学校の入試制度に関して種々な改革が試みられたことは比較的よく知られている（『入学試験制度史研究』46～53ページ）が、同じ時期に、高等学校、専門学校の入試についても改革が企図された。実業専門学校長会議の論議を経て1927年11月22日に出された「実業専門学校試験制度改正ニ関スル件」（発専第141号、文部次官通牒）は、次のような方針を明らかにしている。

「官立実業専門学校入学者選抜方法要項」

- 一 入学者ノ選抜ハ志願者ノ入学前ニ於ケル学業成績ト選抜試験ノ成績ヲ考査シテ之ヲ決定スルコト但シ志願者ノ一部ニツキ其ノ入学前ノ学業成績ノミヲ考査シテ選抜スルヲ得ルコト
- 二 志願者ノ入学前ニ於ケル学業成績ト選抜試験ノ成績トハ対等ノ価値アルモノトシテ考査スルコト但シ昭和三年及昭和四年ニ於テハ右考査標準ニ相当斟酌ヲ加フルコト
- 三 志願者ニ対シ人物考査（性行、素質等ノ考査）ヲ施シ得ルコト人物考査ハ口頭試問ノ方法ニ依リ之ヲ行フコト但シ志願者ノ入学前ニ在学シタル学校長ノ調査書ヲ参酌スルコト
- 四 志願者ニ対シ身体検査ヲ施行スルコト但シ第一項但書ノ場合ニツキテハ之ヲ省略シ得ルコト
- 五 選抜試験期日ハ大体現行ノ通りトスルコト

表3-8 入学試験に無試験検定を実施した官立実業専門学校(1921~1944年)

	工 業	農 業	商 業	無試験検定入試を実施しない学校
1924 T.13	東京高工、大阪、名古屋、熊本、桐生、広島、金沢、仙台、明治、徳島、秋田、福井(13/19)	鹿児島、東京、京都、三重、宇都宮(5/9)	長崎、山口、小樽、名古屋、福島、大分、彦根、横浜(8/11)	工業-京都工芸、米沢、横浜、東京工芸、神戸、長岡(6/19) 農業-盛岡、上田、鳥取、岐阜(4/9) 商業-神戸予科、和歌山、高松(3/11)
1925 T.14	東京高工、大阪、名古屋、熊本、桐生、広島、金沢、仙台、明治、神戸、浜松、徳島、福井、山梨、秋田(15/20)	鹿児島、東京、京都、三重、宇都宮、岐阜、宮崎(7/10)	長崎、山口、小樽、名古屋、福島、大分、彦根、和歌山、横浜、高松、高岡(11/12)	工業-京都工芸、米沢、横浜、東京工芸、長岡(5/20) 農業-盛岡、上田、鳥取(3/10) 商業-神戸予科(1/12)
1926 T.15	大阪、熊本、桐生、広島、金沢、仙台、明治、神戸、浜松、徳島、福井、山梨、秋田(13/20)	同 上 (7/10)	同 上 (11/12)	工業-東京高工、京都工芸、名古屋、米沢、横浜、東京工芸、長岡(7/20) 農業-盛岡、上田、鳥取(3/10) 商業-神戸予科(1/12)
1927 S. 2	同 上 (13/20)	同 上 (7/10)	同 上 (11/12)	同 上
1928 S. 3	大阪、桐生、横浜、広島、金沢、仙台、明治、神戸、浜松、徳島、福井、山梨、秋田(13/20)	盛岡、鹿児島、上田、東京、京都、鳥取、三重、宇都宮、岐阜、宮崎(10/10)	長崎、山口、小樽、名古屋、福島、大分、彦根、和歌山、横浜、高松、高岡(11/12)	工業-東京高工、京都工芸、名古屋、熊本、米沢、東京工芸、長岡(7/20) 農業-なし 商業-神戸高商予科
1929 S. 4	熊本、桐生、横浜、広島、金沢、仙台、明治、神戸、浜松、徳島、福井、山梨、秋田(13/18) * * 前年より、東京、大阪が抜けたことによる減少。	同 上 (10/10)	長崎、山口、小樽、名古屋、福島、大分、彦根、和歌山、横浜、高松、高岡(11/11) (前年よりの減少は神戸の記載がないことによる)	工業-京都工芸、米沢、横浜、東京工芸、長岡(5/18) 農業-なし 商業-なし
1930 S. 5	熊本、桐生、横浜、広島、金沢、仙台、明治、神戸、浜松、徳島、福井、山梨、秋田(13/18) 横浜高工教養(1/2) * 建築科、土木科のみ	盛岡、鹿児島、上田、東京、京都、鳥取、三重、宇都宮、岐阜、宮崎、千葉(11/11)	長崎、山口、小樽、名古屋、福島、大分、彦根、和歌山、横浜、高松、高岡(11/11)	工業-京都工芸、名古屋、東京工芸、長岡(4/18) 農業-なし 商業-なし
1931 S. 6	熊本、米沢、桐生、横浜、広島、金沢、仙台、明治、神戸、浜松、徳島、福井、山梨、秋田(14/18) 横浜高工教養(1/2)	同 上 (11/11)	同 上 (11/11)	同 上
1932 S. 7	同 上 (14/18)	同 上 (11/11)	同 上 (11/11)	同 上
1933 S. 8	同 上 (14/18)	同 上 (11/11)	同 上 (11/11)	同 上
1934 S. 9	同 上 (14/18)	同 上 (11/11)	同 上 (11/11)	同 上
1935 S. 10	同 上 (14/18)	同 上 (11/11)	同 上 (11/11)	同 上

1936 S.11	熊本、米沢、桐生、広島、金沢、仙台、明治、神戸、浜松、徳島、福井、山梨、秋田(13/18) (この年から、横浜高工が無試験検定を全廃)	盛岡、鹿兒島、上田、東京高等農林、東京高等蚕糸、京都、鳥取、三重、宇都宮、岐阜、宮崎、千葉(12/12) (この年より、東京高等農林がくわわる)	同上	(11/11)	工業—京都工芸、名古屋、横浜、東京工芸、長岡(5/18) 農業—なし 商業—なし
1937 S.12	熊本、米沢、桐生、広島、金沢、仙台、明治、神戸、浜松、徳島、福井、秋田(12/18) (この年から山梨高工が無試験検定を廃止)	同上	同上	(11/11)	工業—京都工芸、名古屋、横浜、東京工芸、長岡、山梨(6/18) 農業—なし 商業—なし
1938 S.13	京都工芸、熊本、米沢、桐生、広島、金沢、仙台、明治、神戸、浜松、徳島、福井、秋田(13/18) (この年から京都工芸が無試験検定を併用)	同上	同上	(11/11)	工業—名古屋、横浜、東京工芸、長岡、山梨 農業—なし 商業—なし
1939 S.14	同上	同上	同上	(11/11)	同上
1940 S.15	京都工芸、米沢、桐生、広島、金沢、仙台、明治、神戸、徳島、福井、秋田、盛岡、*盛岡、*久留米*(14/25) (この年から熊本、浜松が無試験検定を廃止) (*印は新設校)	同上	同上	(11/11)	工業—名古屋、熊本、横浜、東京工芸、浜松、長岡、山梨、多賀、*大阪、*宇部、*新居浜*(11/25) (*印は新設校) 農業—なし 商業—なし
1941 S.16	同上	鹿兒島、上田、東京蚕糸、京都、鳥取、三重、宇都宮、岐阜、宮崎、千葉、東京農林(11/12) (この年より、盛岡が無試験検定を全廃)	同上	(11/11)	工業—同上 農業—盛岡(1/12) 商業—なし
1942 S.17	京都工芸、米沢、桐生、広島、仙台、明治、神戸、浜松、徳島、福井、秋田、盛岡、盛岡、大阪、久留米(15/25) (金沢がやめ、浜松、大阪がくわわる)	盛岡、鹿兒島、上田、東京蚕糸、京都、鳥取、三重、宇都宮、岐阜、千葉、東京農林、帯広高等獣医、*函館高等水産*(14/14) (盛岡高等農林が無試験検定を併用) (*印は新たににつくられた学校)	同上	(11/11)	工業—名古屋、熊本、横浜、金沢、東京工芸、長岡、山梨、多賀、宇部、新居浜(10/25) 農業—なし 商業—なし
1943 S.18	京都工芸、米沢、桐生、広島、仙台、明治、神戸、浜松、徳島、長岡、福井、山梨、秋田、盛岡、盛岡、久留米(16/25) (大阪がやめ、山梨、長岡がくわわる)	同上	同上	(11/11)	工業—名古屋、熊本、横浜、金沢、東京工芸、多賀、大阪、宇部、新居浜(9/25) 農業—なし 商業—なし
1944 S.19	京都工芸、米沢、桐生、明治、神戸、浜松、徳島、長岡、福井、山梨、盛岡、久留米、長野*(14/26) (*印は新設校) (桐生、広島、秋田がやめる)	同上	学校ごとの記載なし	(14/14)	工業—名古屋、熊本、桐生、横浜、広島、金沢、東京工芸、秋田、多賀、大阪、宇部、新居浜(12/26) 農業—なし 商業—

各年の入試に関する文部省告示による。

六 選抜試験期日ハ四科目以内トシ各学校ニ於テ
選定シ毎年十一月末日マテニ文部省ニ報告シ十
二月二十日前後ノ官報ヲ以テ告示スルコト

七 選抜試験問題ハ各学校ニ於テ之ヲ作成シ暗記
ニ偏スルモノヲ避ケ理解、判断、推理ノ能力ヲ
試ス旨トスルコト

八 〔略〕

九 志願者ノ入学前ニ在学シタル学校長ハ最終二
学年又ハ三学年間ノ学業成績證明書並ニ行及身
体ノ状況ニ関スル調査書ヲ志願学校長ニ進達ス
ルコト尚志願学校長ノ要求アル場合ニハ其ノ他
諸種ノ調査書ヲ提出スルコト

十 〔略〕

十一 入学前ニ於ケル学業成績ハ各科目別成績、
平均成績及学年又ハ学級中ニ於ケル席次等ヲ参
酌シテ之ヲ考査スルコト

十二 公私立実業専門学校、東京帝国大学農学部実
科、北海道帝国大学農学部実科、各専門部、東
京商科大学専門部及各実業学校教員養成所ニ於
ケル入学者選抜ニ関スル方法ハ本案ニ準スルコ
ト（文部大臣官房文書課『昭和二年 文部省例
規類纂』47～49ページ）

この通牒の要点は、①志願者の一部を入学前の成績
のみで選抜してよいとしたこと、②学科試験を課す場
合も、その成績と入学前の学業成績と対等のものとみ
なすこと、③学科試験の科目を4科目以内とするこ
と、④学力検査の出題に際して暗記を要求するものを
さけ、理解、判断、推理の能力を問うようつとめるこ
と、等によって、入学試験に対する準備教育を緩和し
ようとするにであったようにおもわれる。口頭試問
による人物考査、身体検査については、盛岡高等農林
などでは以前から実施している方法であるが、こうし
て通牒にうたわれているところをみると、実施してい
なかつた学校があったのかも知れない。

①の志願者の一部を入学前の成績のみで選抜する方
法は無試験検定とよばれ、高校入試ではすでに行なわ
れなくなっていたが、官立実業専門学校ではかなり広
範に実施されていたものであった。すなわち、1927
年度入試についてみると、無試験検定を採り入れてい
た学校は、高等工業20校中13校、高等農林10校中
7校、高等商業12校中11校にのぼっていた。とくに
高等商業関係でこれを実施していなかつたのは東京商
大専門部と神戸高商予科のみであり、通例の高等商業
はすべてこれを実施していたといえることができる。

したがって、この通牒の趣旨に呼応して新たに無試
験検定を取り入れるようになったのは、盛岡高等農

林、鳥取高等農林、東京蚕糸の3校のみであった（表
3-8参照）。とりわけ、盛岡高等農林と横浜高工は、
この趣旨をいつそう徹底させて、入学者の全部を無試
験検定によって採用することとしたのである。

こうして、1920年代末から1930年代にかけての時
期の官立実業専門学校の入試は、若干の例外的な学校
はあったものの、試験検定と無試験検定を併用してい
たことをひとつの重要な特色としていたといえること
ができる。この時期の無試験検定の概況については後述
する。

②は、入学前の学業成績の重視、今日のことばでい
えば、調査書重視ということになるが、この趣旨が実
際にどの程度生かされたのかは、今のところわからない。

③の学力検査科目数を減らすことは、多くの学校で
1928年度の入試から実施されたようである。高等農
林学校等の1928年度入試の学力検査科目は表3-9の
とおりである。

これによると、これまで6科目前後課していた学校
が大部分であったのに、1928年度入試では、学科試
験を廃止した盛岡高等農林と8科目を課した東大農学
部実科を例外として、他のすべての学校が4科目（8
校）または3科目（3校）を課す方式に変更したこと
がわかる。学科試験を課した学校についてみると、数
学はすべての学校で課しており、残りの科目を、物理
（4校）、化学（7校）、動物（2校）、植物（6校）、博
物（2校）の中から課している。国語（あるいは国
漢、作文）を課したのは3校のみであった。

ついでにいえば、この年の入試から、各高等工業、
各高等商業も学科検査科目数を減じている。『昭和3
年 実業専門学校等入学志願者入学者ニ関スル諸調
査』によれば、報告されている高等工業等21校中、5
科目課したのは2校のみで、4科目課した学校が14
校で最も多く、3科目課した3校がこれに続く。2科
目の学校が1校あり、横浜高等工業は、盛岡高等農林
と同様にこの年の入試から学科試験を廃止した。

高等商業学校の入試の学科試験の科目は、従前から
中学校出身者と商業学校出身者で変えていることを特
色としてきたが、この時期からそれぞれ4科目程度に
なった。

なお、この改革以後、高等農林学校にも、高等商業
のように、中学校出身者と農業学校出身者とは学科
試験の科目を違える学校が現われた。1931年入試か
ら岐阜高等農林がこの方式を採用し、1932年からは
京都蚕糸と三重高等農林が、1933年からはさらに、
鳥取高等農林、千葉高等園芸がこれにくわった。こ

表3-9 高等農林学校等の入学試験の学科目(1928年)

	国語	国漢	作文	数学	代数	幾何・三角	英語	外語	英和	物理	化学	物化	動物	植物	博物	計
盛岡農林				○			○									4
鹿兒島農林				○			○				○					4
上田蚕糸				○			○			○	○					3
東京蚕糸	○			○			○		○		○					4
取鳥農業				○			○				○			○		4
三重農林				○			○			○				○		4
宇都宮農林				○			○							○		3
岐阜農林				○			○				○					3
宮崎農林				○			○				○		○	○		4
東大実科			○		○	○		○		○	○		○	○		8
北大専門及実科		○		○			○			○						4
千葉園芸				○			○						○		○	4

文部省実業学務局「昭和3年実業専門学校等入学志願者入学者ニ関スル諸調査」による。

表3-10 岐阜高等農林の入試の科目(1930~1938年)

	中学校卒業生	農業学校卒業生
1930	数学(代数, 平面幾何), 英語(英文和訳, 和文英訳), 化学	
1931	数学(代数, 平面幾何), 英語(英文和訳)	数学(代数, 平面幾何), 動物, 植物
1932	" , "	" , 動植物
1933	" , 英語(英文和訳, 和文英訳)	" , "
1934	" , "	" , "
1935	" , 英語(英文和訳)	" , 植物
1936	" , "	" , "
1937	数学(代数, 平面幾何), 作文(国文)	
1938	" "	

入試に関する各年の文部省告示による。

これらの学校では、実業学校出身者には英語を課さない場合が多かった。ただ高等農林のこの方式は高等商業の場合のように定着するには至らず、さいごまでこの方式を実施していた岐阜、鳥取の両高等農林も1937年入試からは再び一本化した。

⑤の学科試験の内容が改善されたのかどうかについては、いまのところまとまった資料が得られない。

前記通牒が、「大体現行ノ通り」とした試験期日についても種々な試みが行なわれたが、これについては項を改めて述べる。

ii) 入試における学科試験の全廃

以上のような入試改革の動きのなかで、盛岡高等農林と横浜高等工業の2校だけは、入試の学科試験を全廃するという思い切った措置をとった。

盛岡高等農林の昭和2~3年の『学校一覽』記載の学則には、以下のような記述がある。これは、1928年度入試から実施されたものである。

第十二条 入学検定ハ入学志願者ノ入学前ニ於ケル学業成績ノ考査, 身点〔体のミスプリであろう〕検査及口頭試問ニ依リ之ヲ行フ

但前条第二号ニ依リ入学資格ヲ有スル志願者ニ就テハ当該検定ノ成績ハ之ヲ入学前ノ学業成績ト見做ス

但し書きは専検の試験検定合格者に関する規定である。

入学前の学業成績、身体検査及び口頭試問によって、換言すれば学科試験を行わずに入学者を選抜する方法は、1928年度（昭和3年度）入試から実施された。

盛岡高等農林の場合、この入試方法は1940年度入試まで続けられた。

学科試験を全廃した年から入学志願者が激増するようになったこと、こうしたなかで、少くとも結果としては、この措置が甲種程度の農業学校出身者に有利に作用したこと、入学者中のいわゆる浪人が減少したこと、などが注目される。

1927年度入試までの11年間にわたって無試験検定入試を実施していなかった同校が、いきよに学科試験全廃に方向転換するについては、当時の鏡校長の熱心な提唱があったといわれている（『七十五年史』260ページ）。

無試験入学を実施した結果について上村勝爾校長は、「志願者数著しく増加し益々優秀者を選抜するに便ならしむ傾あり而して入学生の学力素養略平均し理解力に富み教育上利便多きは各教官の一致せる観察なり」と述べて肯定的に評価している（同上書、同）。ただ難点としては、中等学校（中学校のことか——引用者）の優秀卒業者に往々従順に過ぎて活気に乏しい者があること、中学校の出身者中に盛岡高等農林の入学権を確保してから高等学校等他校を受けて事務を紛糾させる者が年々あること、無試験だというのみだりに職員に交渉しようとする者が頻繁にあって迷惑していることなどが指摘されている。

同時期に横浜高等工業が入試の学科試験全廃に踏み切ったのは、以前から官立学校としては破格な無試験無採点主義を提唱していた同校鈴木達治校長の決断によるとされている（『横浜国立大学工学部五十年史』81ページ）。

iii) 試問の採用

この制度が数年続いた後、1932年に横浜高工が無試験入学廃止に踏み切ると、盛岡高等農林の内部でもこの制度の適否が論議され、「その意見半ばし校長の責任において無試験制度が続けられることになった」（『七十五年史』、259ページ）が、1933年度入試からは、簡単な筆記試験が加味されるようになった。このため昭和7~8年の『学校一覧』記載の学則は次のように変更された。

第十三条 入学検定ハ入学志願者ノ入学前ニ於ケル学業成績考査、身体検査及試問ニ依リ之ヲ行フ

〔但し書き略〕

重要な変更点は、従来「口頭試問」とあったところをたんに「試問」としたことである。この改正理由について盛岡高等農林が文部大臣に提出した稟請は次のように述べている。

本校入学者検定ニ際シ従来学力ニ於テハ出身学校ノ成績ヲ基準トシ其ノ他身体検査及口頭試問ノ結果ヲ参酌シテ査定ヲ行ヒ来タルモ短時間ニ於ケル口頭試問ノミニテハ其ノ人物常識等ヲ知ル上ニ尚不充分ノ憾アルヲ以テ簡單ナル筆記試問ヲ併セ行ヒ以テ考査上ノ正鵠ヲ期セントスルニアリ

表3-11 盛岡高等農林入学者の入学前の最終学年の成績(1928~1938年)

(100点満点)

	最 高		最 低		平 均	
	中 卒 者	実 卒 者	中 卒 者	実 卒 者	中 卒 者	実 卒 者
1928	92	97	71	80	84	88
1929	96	96	77	80	85	91
1930	94	95	77	80	85	90
1931	95	96	76	83	85	92
1935	93	97	77	83	85	88
1936	82	92	68	73	74	81
1937	93	95	75	80	84	92
1938	94	95	74	84	84	91

毎年の『実業専門学校等入学志願者入学者ニ関スル諸調査』による。

昭和14年についていうと、『官公私立実業専門学校ニ関スル諸調査 昭和十四年五月現在』における報告では、盛岡高等農林のみ該当数字の記入がない。また、同調査『昭和十五年五月現在』では、高等農林のらんが欠けている。

この規定改正の結果、例えば1934年度入試では、1枚の紙に常識を問う問題を16問列挙し、余白に解答を記入させる方式がとられたという（『七十五年史』261ページ）。

文部省実業学務局『実業専門学校等入学志願者入学者ニ関スル諸調査』は、1928年度入試の報告書から入学者の入学前に在学した学校における最終学年の成績得点を記載している。盛岡高等農林の場合を摘記したのが表3-11である。この表から、実業学校出身者については在学中の成績が中学校出身者よりも高い点数を最低点としていたらしいことが推測される。

(f) 第V期 1941年度入試から1944年度入試まで。再び試験検定と無試験検定の併用。

i) 無試験検定入試の全廃

横浜高等工業が1936年度から無試験検定を全廃して試験検定入試のみに転換したので、1936年から1940年までは、試験検定を実施しないのは盛岡高等農林だけとなっていた。

1940年12月26日の文部省告示によると、1941年度入試では、盛岡高等農林は、一転して無試験検定を全廃し、試験検定のみに切替えた。試験は、国語、国史、数学、植物の4科目について実施された。昭和16年の『学校一覧』未見のため、この年の学則未見。

ii) 試験検定と無試験検定の併用

無試験検定全廃後の横浜高工の入試は試験検定のみで実施されていたが、盛岡高等農林の入試は、1942年度から、再び試験検定と無試験検定とを併用するようになった。

昭和17年の『学校一覧』記載の学則には次のように記されている。

第十五条 入学検定ハ試験検定及無試験検定ノ二種トス

第十六条 試験検定ハ学科試験ノ成績、出身学校ニ於ケル学業成績、口頭試問及身体検査ニ依リ之ヲ行フ

第十三条第四号（専検合格者——引用者）ノ入学志願者ニ就テハ当該試験ノ成績ヲ以テ出身学校ノ成績ト見做ス

学科試験ハ中学校卒業程度トシ其ノ科目ハ生徒募集ノ都度之ヲ定ム

この試験検定による入学者選抜方法は、試験検定を実施していたかつての時期のそれとは、出身学校にお

ける学業成績を考慮するようになったこと、及び学科試験の科目を生徒募集公示に際して——おおむね前年12月か当年1月——に発表するようになったことが異なっている。しかし、実際には、1941年以後、学科試験科目は、工、農、商の各実業専門学校ごとに統一されるようになった。

盛岡高等農林の場合、試験検定を受験する者は、従来、出身学校での学業成績は問われなかったから、学業成績証明書を出す必要はなかった。この改訂では、試験検定受験者も学業成績証明書を要求されることになったわけである。この時期の他の専門学校の学則の記載状況を調べてはいるのであるが、毎年の『実業専門学校等入学志願者入学者に関する諸調査』についてみると、昭和3年の調査から、「入学前ニ在学シタル学校ニ於ケル最終学年、成績得点・専門学校入学者検定試験ノ成績得点」のらんが設けられ、すべての官立専門学校についてその数値が記入されている（東京写真専門学校のみ昭和4年の調査から）。この年から、すべての官立実業専門学校が志願者に対して在学中の学業成績証明書の提出を求めるようになったのではないかと推測されるが、これが、どのように活用されたのかは、どの学校の場合も明らかでない。

学科試験の科目を、学則に明示して固定する方式をとらず、募集のつど公表するという方式は、盛岡高等農林としては初めてのものであったが、従来から他の学校に例があり、けっして珍しいものではなかった。

無試験検定に関する規定は次の如くであった。

第十七条 無試験検定ハ出身学校ニ於ケル学業成績、口頭試問及身体検査ニ依リ之ヲ行フ

第十八条 無試験検定入学ヲ出願シ得ル者ハ第十三条第一号（中学校卒業生——引用者）、第二号（いわゆる甲種程度の実業学校卒業生——同）及第三号（いわゆる専検の無試験検定の一般指定を受けた者——同）ニ該当スル者ニシテ其ノ在学中最後ノ二学年間ノ学業成績ノ席次ガ当該学年級ノ及第者十分ノ二以内ニ在リタル者トス

前項ノ学校ヲ其ノ年三月卒業スヘキ者ニ対シテハ最終学年ノ第一学期及第二学期ノ学業成績ノ席次ヲ以テ最終学年ノ席次ト見做シ前項ニ準ス本条ニ依リ入学ヲ許可スヘキ人員ハ各学科募集人員ノ三分ノ一以内トス

[以下略]

これらの無試験検定に関する規定を第Ⅱ期の無試験検定に関する規定に比較すると、無試験で入学させる人数枠は不変だが、受験資格を大幅に広げたことがわ

かる。特定の学校の卒業生のみは無試験検定の出願を認めるいわゆる指定校制をやめたこと、中学校のみでなく甲種程度の実業学校、専検の一般指定をうけている学校の卒業生にも受験資格を認めていること、在学中の席次の制限も第Ⅱ期には最後の3か年をとおして首位より10分の1以内の者としていたのに、こんどは最後の2か年をとおして10分の2以内の者といくらか条件を緩和したこと、などがそれである。この無試験検定に不合格となった者が、試験検定を受験することはできること、この場合には入学検定料を再度徴集されることはないこと、は第Ⅱ期と同様である。

ところで、入学試験に試験検定と無試験検定を併用する方式は、前述のように、1928年の入試制度改革を契機として官立実業専門学校入試に一般にみられたものであって、上述の盛岡高等農林の方式もとくに珍しいものではなく、むしろ他校に準じたものであったといえることができる。

ところで、盛岡高等農林の場合、第Ⅱ期と同様にこの第Ⅴ期においても、無試験検定で入学させる人数枠は決められていても、実際に無試験検定で入学した者の人数はわかっていない。たまたま岩手大学農学部『回顧六十年』（1962年）に紹介された記事によると、1942年度入試の合格者のうち無試験検定で合格した者は、農学科30名中16名（53.3%）、農芸化学科29名中8名（27.6%）、林学科25名中11名（44.0%）、獣医学科45名中21名（46.7%）、農村工業実科40名中1名とされている（同上書、46ページ）。これによると、農芸化学科を例外として、他の3科（一年制の実科については別に考える必要がある）では、本稿では一応除外している）では、無試験検定による合格者数は「三分ノ一以内」という規定を上まわっている。^{*}

^{*} 4学科の合計をとってみても、無試験検定による合格者は56名で全合格者129名の43.4%を占める。

なおついでに記すと、盛岡高等農林にははじめから複数の学科があるが、『学校一覧』にみ

る限り、募集、合否判定は学科ごとに行なわれた模様で、第一志望の学科がだめでも成績によって第二志望の学科にまわすという方式はとられていなかったようである。

iii) 入試の学科試験の科目の変化

1941年から1944年までの盛岡高等農林の入学試験の科目は表3-12のとおりであった。

ここで注目されることは、これまで入試に課されたことのなかった国史が登場していること、及び、多くの高等教育機関の入試で伝統的に課されていた外国語（英語）が消えていることである。これは、1941年以前から始まった動きであるが、経過の概要を記しておく。

まず国史登場の経過について。

1928年の高校・専門学校の入試改革以前、つまり高校・専門学校ともに入試において多数の科目を課していた時期には、官立高校や高等商業では入試科目に歴史をくわえている学校が少なくなかった。ただしこの場合の歴史は日本史にとどまらず、西洋史、東洋史であることが多かった。

1928年の入試改革の一環として入試の学科目数の削減が実施された後は、高校、高商をふくめて入試に歴史を課す学校はなくなっていた。

1935年度入試から官立高校、官立高等商業の入試科目に「国史」が登場するが、これは従来の「歴史」の復活ではなく、国粹主義の抬頭を背景として登場してきたところに、この時期の入試事情の特色があった。国史登場の動きは、直接には官立高等商業から始まった。1934年9月に次のような通牒が出されている。

商業専門学校入学試験科目中ニ「国史」ヲ加フル儀周知方

（昭和九年九月一日発実五一号 各地方庁へ実業学務局通牒）本年度ニ於テ官公立高等商業学校長協議ノ結果爾後官立及公立高等商業学校（東京商科大学附属商学専門部及同附属商業教

表3-12 盛岡高等農林の入学試験の科目(1941~1944年)

年度	学 科 試 験 の 科 目	備 考
1941	国語、国史、数学、植物	無試験検定あり
1942	国語、国史、数学、動物	"
1943	国語(国文解釈、作文)、国史、数学、理科生物	"
1944	国史及作文、数学、理科物象	"

入試に関する各年の文部省告示による。

表3-13 入試の学科試験に国史を課した学校(1935~1941年)

	官立高校	官立高工	官立高農	官立高商
1935	理科なし 文科全校	なし	なし	全校 <small>（中学校出身者・ 実業学校出身者とも）</small>
1936	なし	なし	なし	全校 <small>（ " ）</small>
1937	理科なし 文科全校	なし	なし	全校 <small>（ " ）</small>
1938	なし	なし	なし	全校 <small>（ " ）</small>
1939	全校	神戸, 山梨, 秋田 (他に熊本, 福井が公民科)	なし	全校 <small>（ " ）</small>
1940	全校	名古屋, 浜松, 福井, 秋田, 多賀, 大阪, 新居浜, 久留米(他は公民)	宇都宮なし, 京都蚕糸, 三重の 2校は公民, 他はすべて国史	全校 <small>（ " ）</small>
1941	全校	全校	全校	全校 <small>（ " ）</small>

各年の入試に関する文部省告示による。

員養成所並大阪商科大学高等商業部ヲ含ム)ノ
入学試験ニ際シテハ試験科目中ニ「国史」ヲ加
フルコトトシ明年度ヨリ之ヲ実施スルコトニ決
定相成リタルニ付貴管下中等学校ニ周知セシム
ル様可然御取計相煩度
（『昭和九年文部省例規類纂』16ページ）

この通牒に応じて、実際に官立高等商業全校が
1935年度入試から、中学校出身者、商業学校出身者
のいずれの場合も、入試科目のなかに国史をくわえる
ようになった。

ところがこの年の入試科目に国史を加えたのは、官
立高等商業だけでなく、官立高校も全校が文科の試験
科目に国史をくわえたことが注目される。しかし、官
立高校の入試では、国史は1936年には課しておら
ず、1937年には文科、理科すべての受験者に課し、
1938年には全く課していない（ただし1938年度入試
では、文科に限って日本地理及満洲地理を課してい
る）。

高等工業は1938年度入試まで、高等農林は1939年
度入試まで、入試に国史を課さなかった。

1938年になると様相が変わってくる。同年12月1日
に、「実業専門学校入学選抜試験ニ関スル件（（聖教
員法第27条））官公私立実業専門学校長へ実業学校局通牒」
が出され、「将来ノ産業人トシテハ之ニ必要ナル學術
技芸ノミナラス特ニ国体ヲ明徴ニシ日本精神ヲ体得ス
ル必要」と「現ニ中等学校ニ於テハ国史及公民科ヲ必
須科目トシテ課シ居ル実情」にかんがみて、入試に関
して以下のような措置をとるべきことが指示された
（『昭和十三年文部省例規類纂』19~20ページ）。

一、選抜試験科目四科目中ニ少クトモ国史又ハ

公民科ノ一ヲ加フルコト

二、学校ニ依リ公民科ヲ選抜試験科目ニ加フル
コト困難ナル事情アルトキハ口頭試問ノ際
之ヲ課スルコト

三、本件ニ関シテハ明年四月入学セシムヘキ生
徒ノ選抜試験ニ当リテモ可成本趣旨ヲ実現
スル様配意相成リタキコト

1939年度入試の結果をみると、官立高等商業全部
のほか、官立高校文科、理科の全部が国史を課した。
高等工業では、神戸、山梨、秋田が国史を、熊本、福
井が公民科を課したのが例外で、他には国史あるいは
公民科を課した学校はなかった。高等農林では、国史
あるいは公民科を課した学校は一校もなかった。

1940年になると、官立高校、高等商業の全部が国
史を課したほか、官立高工の全部と、宇都宮高等農林
を除く官立高農の全部が国史か公民科のいずれかを課
した。1941年には、後述の統一方針にしたがって官
立の高校、高工、高商、高農のすべてが国史を課すよ
うになった。

入学試験の学科から英語（外国語）をはずすという
動きは高等農林学校では早くから始まっており、すで
に1936年度入試では、鹿児島、東京蚕糸、京都蚕
糸、三重、宮崎、千葉および岐阜（農学校出身者に対
して）の7校、つまり11校中半数以上の学校が英語
を課していなかった。この傾向はその後も拡大し、高
等農林は1941年から英語を課さなくなった。

官立高等工業では、1940年度入試において浜松、
大阪、宇部（いずれも新設校）の3校が英語を課さな
かった例があったが、翌年は後述の統一方針にした
がってこれら3校も英語を課したので、1942年度入

表3-14 官立高校・専門学校の入試の学科試験科目(1943年)

	学科試験の期日	学科試験の科目	備考*
高校	3月6日～3月7日	文科—国史, 国語漢文(国文解釈, 漢文解釈, 作文, 文法), 数学, 外国語(欧文解釈, 和文訳) 理科—国史, 国語漢文(国文解釈, 漢文解釈, 作文), 数学, 理科物象	
高等商業	3.23 ~ 3.25	中卒者—国史, 国語漢文(国文解釈, 漢文解釈, 作文, 文法), 英語(英文和訳, 和文英訳), 数学。 商業学校卒業者—上記の数学の代りに簿記。	無試験検定による入試を併用する学校が多い。
高等工業	3.22 ~ 3.24	国語, 数学, 国史, 理科物象。 図案科では理科物象の代りに図画。	無試験検定による入試を併用する学校あり。
高等農林	3.23 ~ 3.25 (あるいは3.26)	国史, 国語, 数学, 理科生物。	無試験検定による入試を併用する学校が多い。

文部省告示による。

*ただし備考は旺文社編輯局編『昭和十八年度全国上級学校年鑑』(1943)による。

試までは、上記の例外を除いて全校が英語を課していた。官立高等工業が入試で英語を全廃したのは1943年度入試からである。

官立高等商業の入試は伝統的に英語を重視しており、中学校出身者向き、実業学校出身者向きとも、1943年度入試まで英語を廃止した学校は1校もなかった。官立高等商業の入試が英語を全廃するのは1944年からであった。

iv) 入試期日, 入試科目の統一

1940年8月12日に実業学務局長通牒(発実73号)「入学者選抜試験ニ関スル件」が出された。要点は以下の如くで、これにしたがって、1941年度の実業専門学校の入試は統一的に実施された。

第一に、工業並びに商業教員養成所をふくむ官立実業専門学校の入試期日は、官立高校の入試期に合わせ、統一的に実施すること。

第二に、全校が口頭試問の際に公民科を課したほか、学科試験の科目が次のように統一された。

工業専門学校——英語, 国史, 数学, 物理又ハ化学(学科ニ依リ図画ヲ課スルコトヲ得)

農業及び水産専門学校(農業教育専門学校ヲ含ム)——国語, 国史, 数学, 動物又ハ植物(学科ニ依リ物理又ハ化学ヲ課スルコトヲ得)

商業専門学校——英語, 国史, 国・漢, 数学。但シ商業学校出身者ニ対シテ数学ノ代リニ商事

要項又ハ簿記ヲ課スルコトヲ得。

第三に、試験場が学校所在地をふくめて三か所以内に制限された。

これによって、この年は、受験生からみれば、官立高校、官立実業専門学校を合わせて受験の機会是唯一回に制約された。学科試験科目はこれ以前から4科目以内に制限されていたが、4科目に統一されたためにかえって科目数がふえた結果になった学校も生じた。試験場の数を制限したことは、盛岡高等農林などのように、従来から全国的規模で生徒を集めることに腐心してきた学校には、大きな制約が課される結果となったことは否定できない。(試験場については別項に述べる。)

戦時中および敗戦後の盛岡高等農林の入試の実態については、いまのところ、抛るべき資料を見出すことができなかった。

1943年3月に実施された官立高校、官立実業専門学校の入試の期日と学科試験科目は、表3-14のとおりである。盛岡高等農林はこの年の入試にも、無試験検定を併用していた。この年の入試の特徴は、官立の高校、高農、高工、高商がそれぞれの学校種別ごとに学科試験の期日と試験科目を統一したことである。*

*『横浜国立大学工学部五十年史』(1973年)は、1943年度入試では、各学校の入試科目が統一されただけでなく、その試験問題は文部省が作成し、各校に同一の問題を課したとしてい

る（254～256 ページ）が、この点を筆者は確認し得ていない。

1944 年度の専門学校の入試は、文部省告示にみる限り、工業、農業、経済（旧高商）のすべての学科試験の期日が 3 月 17、18 日の両日に統一されたほか（官立高校は 3 月 1 日から）は、ほぼ前年どおり実施されたようにおもわれる。

かんたんではあるが毎年の入試のことを記述している『横浜国立大学工学部五十年史』をみると、「19 年度の入学試験は 3 月 17 日より開始された。17、18 日は筆記試験、21～24 日は口頭試問、25、26 日は 2 部の口頭試問と、前後 10 日間にわたって行なわれた。試験科目は、数学、歴史、化学、鉱物等で英語はなかった」とある（同書、267 ページ）。これから察すると、日程が変わったほかはほぼ前年同様の方式で実施されたようにおもわれる。なお、同年の入試に関する告示によれば、官立高等工業の入試科目は国史及び作文、数学、理科物象となっているので、上記の科目名の記述には疑問がある。

（9） 第Ⅵ期 1945 年度入試から 1948 年度入試まで

1945 年度入試は敗色濃くなった大戦末期という特別な状況のために、1946 年度以降の入試は敗戦直後という特別な事情のために、いずれも従来とはかなり異なった方式で実施された。なかでも、中等学校の生徒が工場に通年動員されて、勉学の時間に恵まれていなかったという事情が、選抜方法に大きな影響を与えていた。大戦末期には、官公立の専門学校数が急増し、師範学校が専門学校程度の学校に昇格したという、上級学校の状況変化もあった。敗戦直前直後には、国内の交通機関が弱体化していたという事情もあったし、敗戦直後には、軍隊から除隊した者や軍関係学校生徒の転入学、外地からの引揚者が激増するという事態の変化もあった。こうしたなかで、高校、専門学校の入試は、実施時期に多少の変動はあったものの、戦災のために生徒募集を中止ないし延期したごく一部の専門学校を除いて、毎年実施された。

この時期の盛岡農専の入試に関する学則の規定などは不明なので、以下では、告示、通牒等によって、官立専門学校入試の一般的な実施方法を述べるにとどめざるを得ない。

1) 1945 年度入試

1945 年度入試については、まず 1944 年 5 月 18 日付の次官通牒で一般方針がしめされ、ついで同年 10

月 27 日に「昭和二十年度高等専門学校等入学者選抜方針ニ関スル件」と題した文部次官通牒が出され、「昭和二十年度高等専門学校入学者選抜実施要項」が詳細にしめされた。^{*}

^{*} この通牒の名称・記述の形式は、戦後の大学局長名で出される「昭和〇〇年度大学（短期大学）入学者選抜実施要項」という毎年の通知の原形になったかとおもわれる。

これによると、1945 年度入試の特徴的なことは、①官公立高校をはじめとする中等学校から進学する上級学校の入試を学校種別に 3 期に分けて実施すること、②各校の入試を 1 次、2 次に分けて実施し、1 次試験は出身学校長の調査書によって定員の約 2 倍を選抜するとしていること、③これに関連して出身学校長の提出する調査書の型式等を詳細な点まで統一していること、④2 次試験は、1 次試験の合格者につき身体検査、口頭試問、筆答試問を行って総合的に判定するとしていること、⑤この筆答試問は、官立の高校・専門学校・教員養成諸学校については、文部省が問題を作成するとしていること、などである。この筆答試問については次のように説明されている。

筆答試問ハ学力ノ程度ヲ考査スル意味ニ非ズシテ高等専門教育（又ハ師範教育）ヲ受クルニ足ル素質、能力ノ有無ヲ察知スルヲ目的トシテ之ヲ行フモノトシ勤勞ニ従事スルコトノ長短ガ試問ノ結果ニ影響ヲ来タサザル様特ニ考慮スルコト

右筆答試問ノ問題ハ官立ノ高等学校専門学校及教員養成諸学校ニ付テハ文部省ニ於テ之ヲ作成スルモノトシ其ノ他ノ学校ニ付テハ各学校ニ於テ之ヲ作成試問終了後文部省ニ報告スルコト

これにより、この年の高校専門学校の入試は、出身学校長の提出する調査を資料として第一次選抜を行ない、第二次選抜は、官立学校の場合、身体検査、口頭試問と文部省作成の筆記問題で実施された。注目すべきはこの文部省作成の筆答試問で、これは従来のいわゆる学科試験ではなく、受験者の素質・能力をみようとするものであった。官立高校・大学予科の検査問題は三つに分けられ、「其の一」は、35 題の小問題を 1 時間で解答させるもの、「其の二」は作文（解答時間 1 時間）、「其の三」は 2700 字程の小論文を読ませて解答を求めるもの（解答時間 90 分）であった（『螢雪時代』1945 年 3 月号による）。「其の一」の各小問題は、与えられた解答中から正当を選ばせる形式、短いことばで解答させる形式などである。後にこの年の入試問題は「戦後用いられた進学適性検査やアチーブメント・テストにきわめてよく似たものであった」とい

表3-15 官立諸学校の1945年度入試の日程

	出願期間	第一次銓衡 結果発表	第二次銓衡 施行	合格者発表	
第一期	12.15~12.24	1.11	1.23~1.26	1.31	官公私立高等学校、高等師範学校及 女子高等師範学校
第二期	1.10~1.20	2.9	2.21~2.24	3.1	官立専門学校（附設実業教員養成所 ヲ含ム）、師範学校及青年師範学校
第三期	2.8~2.20	3.11	3.23~3.26	3.31	臨時教員養成所

なお、「官公私立大学予科ハ各学校ノ希望ニ基キ第一期又ハ第二期ニ、公私立専門学校ハ各学校ノ希望ニ基キ右三期中、何レカノ期ニ施行セシメルモノトスルコト」とされている。

『入学試験制度史研究』259ページによる。

われたのは（『入学試験制度史研究』84ページ）、主としてこの官立高校・大学予科入試の「その一」を念頭においた評価であったようにおもわれる。官立高校・大学予科入試の一部だけであったにせよ、この種の経験があったことにより、のちの進学適性検査の導入の直接の契機が占領軍当局の勧告であったにしても、国内にこれを容易に受け入れる素地ができていたとみることはできよう。

官立専門学校の筆答試問は甲（解答時間1時間）、乙（1時間20分）、丙（1時間20分）に分かれ、甲は小論文につき解答を求めるものである。乙と丙は、かんたんなデータから帰結される解答を求める小問、いくつかのことばをふくむ短文を作成させるもの、提示された和歌と俳句によってその情景を説明させるもの、などの混合問題である。教科科目別になってはいないが、内容からみて、それぞれの小問が数学、理科、国語、国史の問題であることを読みとることは容易なものであった。回答形式はいずれも記述式であって、高校・大学予科入試の「その一」にみられたのちの進学適性検査形式ではなかった。

また、この年の入試では、今日のいわゆる二段選抜の方式がとられていることが注目される。通牒にみる限り、出身学校の成績と口頭試問、身体検査のみで合格させるいわゆる無試験検定に関する記述はない。いわゆる調査書重視の考え方は第一段選抜に生かされているということなのかも知れないが、歴史的にみると、その後いわゆる無試験検定が実施されなくなったのはじまりかも知れないので注目しておきたい。

入試日程は表3-15の如く指定された。二期とされたこの年の横浜工専の入試については以下のような記述がある。

戦争はいよいよ熾烈となり、本土空襲は絶え間なく続いた。しかし入学試験は例年の通り2月に

行なわれた。2月5日、6日が一次選考試験、9日一次発表、21日筆答試問、22日口答試問、25日2部口答試問とつづけられ、3月1日発表された。この間受験生は鉄かぶと防空頭巾、巻脚絆（きゃはん）に身をかためて学校へ集まってきた。学校側も大変であった。万一に備え試験問題なども甲乙丙3通り用意して金庫に入れたりした（『横浜国立大学工学部五十年史』279ページ）。

大戦末期の入試の情景を伝えているが、「例年の通り2月に行なわれた」というのは正しくない（例年は3月）。さきの通牒にしたがえば一次銓衡は書類選抜の筈であるから、2月5日、6日に一次選考試験なるものが行なわれたとすると、通牒の指示とは異なった方式を一部に採用したことになる。この年の入試の実態の解明は後日の課題にしたい。

ii) 1946年度入試

1946年度入試の実施方針は、1946年2月1日付通牒「昭和二十一年度高等専門学校入学者選抜要項ニ関スル件」によってしめされた（『入学試験制度史研究』269~271ページ）。

これによると、この年の入試については、①4月~5月中に実施し遅くも6月初旬には授業を開始できるようにすること、②「入学考査ハ筆答試問、口頭試問、身体検査及出身学校長ノ調査書ノ四者ノ結果ヲ綜合シテ入学者ヲ決定スルコト」とされていた。この選抜方法にはいくつかの例外的な方法も認められていた。「美術、音楽、体育等ニ関スル学校ニ在リテハ実技ニ関スル調査及試問」を実施することができたし、また、上記四つのうち「事情ニ依リテハ例ヘバ筆答試問ヲ省略スルモ可」とされていた。前年のように一次、二次に分けることも認められたが、この場合には、前年とは違って「第一次ニ於テハ筆答試問ト出身

中等学校長ノ調査書トヲ綜合シ第二次考査ヲ受験シ得ル者ヲ定ムルコト」とされたから、筆答試問を含むいわゆる二段選抜であった。

四者を資料とした総合選抜を原則とするといっても、「身体検査ハ特ニ結核性、伝染性疾患ニ付留意シテ之ヲ実施シ戦災等ノ為身体ニ故障アル者ト雖モ学修上支障ナキモノト認メラルル場合ニハ不合格トナサザル様注意スルコト」とされていたので、入試判定資料としての身体検査の重みは従来に比し軽くなったとおもわれる。

なお、この年の入試から実業学校出身者に対する出願制限、入学制限が撤廃されたことは前述した。

この年の官立専門学校の入試実施要項は3月12日に告示になった。その内容はおおむね上記通牒と同様であるが、通牒が「筆答試問ヲ省略スルモ可」としていたのに対し、告示が「無試験検定ニ依ル入学者選抜ハ学則ニ拘ラズ今回ハ行ハザルモノトス」とされている点は異なっている。「今回ハ」とされてはいるものの、次年度も同様なので、官立実業専門学校の入試で長い間実施されてきた無試験検定は、これによって事実上終止符が打たれた。

この年の入試期日が4月以降と例年になく遅れたのは、大戦末期から敗戦直後にかけて中等学校の授業がまともに実施されていなかった事情を考慮したからだとされている。

ところで告示は、「筆答試問ハ専門教育ヲ受クルニ足ル素質、能力ノ有無ヲ察知スルヲ目的トスルモ昭和二十年度ニ於ケル中等学校教育ノ実情ニ鑑ミ特定ノ若干ノ新科目ノミニ関スル考査ハ之ヲ行ハザルコトトシ中等学校ノ全教科目中ヨリ適度ノ問題ヲ選定シテ課スルモノトス」としているだけなので、個々の学校がどのような試験を実施したのかはわからない。『螢雪時代』誌に寄せられた受験記によると、多賀工専の例では、5月7日に学科試験、5月21日にこの1次試験を通った者に身体検査と口頭試問が実施されている。学科試験は、午前中（9時から12時まで）が内容的にみて物象と数学、午後（1時から3時半まで）が英語と公民であった。この受験生は「公民の出題は予想外であった。作文なし」と記しているが、公民の問題は「団体生活に於ける自治精神に就き述べよ」という問題で600字（前後？）にまとめる課題だったというから、作文をかねた問題だったといえる。口頭試問では、「①二次方程式の判別式如何。根が虚数になるのは如何なる時か。」等の数学の問題や、「⑤酸素の製法如何、水素の製法は、⑥蒸発と沸騰の差異」等々の物象の問題が合わせて10数題尋ねられたという（同上

誌、1946年8月号）。この手記にみる限り、科目別ではないもののどの科目に属するかは特定できる設問であったようだが、どの科目に相当する内容が出題されるのか事前にはしめされていなかったようである。

iii) 1947年度入試

1947年度入試は、学科試験の実施期日が、3月20日以降（高校、高師、女高師等）、3月31日以降（師範、青年師範、専門学校のうち前期校）、4月10日以降（専門学校のうち後期校）に分けられた（農林専門学校は前期校）ほか、入学試験の実施方法も次のように変った。入学試験の実施方法が官立学校に共通である点は、前年同様である。なおこの年の入試から、高校、専門学校への女子の進学を認めるという重要な変化があった。

- 1 入学者の選抜は筆答試験の成績、身体検査の結果及び中等学校長より提出された調査書の内容を総合審査して行う。但し美術学校及び音楽学校に於ては右の外に実技に関する調査及び試問を実施する。
- 2 筆答試験は専門学校教育を受けるに足る素質能力を検出する目的で知能検査を行うと共に中等学校において修得した学力を考査する学力試験を併せ課す。学力試験は中等学校の全教科目から適度の問題を選定して課すこととし特定の教科目のみの考査は行はない。
- 3 身体検査は特に結核性、伝染性疾患に付き留意してこれを実施し、学修上支障のないものは身体に一部故障があっても不合格としない。
- 4 従来の口頭試問はこれを行はない、但し学校によっては提出された資料を確認する意味で個々面接を行う場合がある。
- 5 入学の選抜を第一次第二次に分けて行う学校があるが、これは直接学校について承知された。
- 6 無試験による入学者の選抜は学則にかかわらず今回は行はない。

（昭22.2.20 文部省告示第二十号による。）

ここにしめされたこの年の入試の方針には、専門学校の入試の長い歴史に照らしていくつかの重要な変化がみられた。

この年の入試方法にみられた最も重要な変化は、官立の高校のうち11校、および大学予科、実業専門学校の大部分が史上はじめて、公然と女子に門戸を開いたことであった。試験の結果は表3-16にしめした如くであった。

表3-16 官立高校、実業専門学校への女子の入学(1947年)

	女子の入学。()内の分母は志願者数又は受験者数、分子は合格者数。
高 校	五高(1/8)、七高(1/2)、新潟(1/2)、山口(1/2)、山形(1/2)、佐賀(1/2)、松江(1/2)、福岡(1/2)、静岡(1/2)、姫路(1/2)、広島(1/2)、富山(1/2)、北大予(1/2)、東商大予(1/2)、大商大予(1/2)、神経大予(1/2)
大学予科	
経 専	長崎(1/2)、山口(1/2)、名古屋(1/2)、福島(1/2)、大分(1/2)、彦根(1/2)、和歌山(1/2)、松山(1/2)、神経大専(1/2)
工 専	名古屋、浜松、盛岡、久留米、北大工専を除く全校が入学を認めた。このうち女子が入学したのは、明治(1/2)、徳島(1/2)、福井(1/2)、多賀(1/2)。他に女子の受験者があったのは宇部、長野。
農 専	盛岡、宮崎、千葉、東農教、上田繊維を除く全校が入学を認めた。このうち女子が受験したのは、鹿児島(1/2)、鳥取(1/2)、宇都宮(1/2)、宮崎(1/2)

『螢雪時代』1947年7月号による。

身体検査の重みが前年度よりいっそう小さくなったことも重要な変化の一つである。身体検査の重みが小さいことを考えると、筆答試問と出身学校の成績による総合審査によることとなったといっても過言ではなさそうである。

専門学校の入試制度の長い歴史のなかで、口頭試問を選抜の資料として使う方法が廃止されたのも初めてのことであった。

これらの事情にくわえて、前年度同様に無試験検定の入試方法が実施されなかったから、この年の専門学校の入試方法は、知能検査が導入されたこと以外は、事実上、学力検査と出身学校長の調査書のみで全員の合否を決めるという方法に単純化されたことになった。各学校でどのように活用されたのか明らかでないので確言はできないが、無試験検定の場合のように出願するについて成績上の条件がつけられていたわけではないので、学校側がこれを活用するに困難を感じ、実際あまり活用されなかったこと、換言すれば、筆答試問の結果のみを主要な資料として合否の判定が行なわれたであろうことは想像にかたくない。

1947年度の高校・専門学校の入試では、従来の方式による筆答試験のほかに、知能検査がくわえられた(昭和22, 3, 15, 発学95号, 「知能検査実施に関する件」)。この検査には、各学校の入学試験の第1日の午前中2時間があてられ、文部省作成の同一問題で全

国一斉に実施された。知能検査の導入は、この年の入試の重要な特徴の一つであった。この知能検査については、しばしば、占領軍の強い勧告によって導入されたと強調されている。実際、占領軍の勧告が導入の直接の契機となったことを疑うことはできないが、学力検査でなく、当該学校に進学して学習するに足る素質と能力を検査する試験がこの前年に導入されたという経過があったので、少なくとも文部省当局者には、この知能検査を導入するについて大きな抵抗はなかったのではないともおもわれる。

iv) 1948年度入試。

官立専門学校の最後の入試となった1948年度入試は、前年の「知能検査」を「進学適性検査」と改称し、各校の入試と切離して2月10日に全国一斉に実施することとしたほかは、おおむね前年同様であった。すなわち、「進学適正検査、学力検査及出身中等学校の調査書の総合判定により入学者を決定する」こととされ、「従って各学校としては学力検査(実技試験を含む)身体検査のみを行うこと」とされた(昭和22. 11. 27. 発学485号, 「昭和二十三年度官立専門学校入学者選抜について」, 『近代日本教育制度史料』第26巻, 237ページによる)。

この年の官立専門学校の入試の前期(学科試験3月20日より、発表3月10日まで)と後期(学科試験3月31日より、発表4月10日まで)に分けて実施された(3月3日の文部省告示による)。後期校とされた盛岡農林の入試は3月31日、4月1日に学科試験、4月2日に身体検査と3日間にわたって実施され、4月10日に合格者が発表されたことがわかっているが(『学校日誌』による)、学科試験の科目など詳細はわかっていない。

上述のようにこの年度の高校・専門学校の入試では、前年度の知能検査を「進学適性検査」と改称した。その内容は、一般知能検査の性質をもつだけでなく、「進学志願者の知能的活動の素質面よりみて、高等教育のいかなる方面の進学に適するかを測定しようとするもの」で、検査結果は、専攻学科によって文的能力、理的能力として換算された数値を、またそのいずれにも属さない分野の学科では素点をそのまま利用するものとされた。

この進学適性検査の結果がどのように活用されたのかは明らかではない。進学適性検査は、新制大学入試に継承され、国立大学では1954年度入試まで実施された。

4 1930年代の官立実業専門学校における無試験検定による入試

1920年代後半から1930年代に至る時期の官立実業専門学校の入試を全体的にみると、試験検定（学科試験を課す入試）と無試験検定（学科試験を課さない入試）とを併用する学校が極めて多数になっていたことが、ひとつの重要な特色となっていた。高等商業についていえば、1929年から1943年まで（恐らくは1944年も）、全校が試験検定と無試験検定とを併用していた。高等農業も、1928年から1944年まで、1941年に盛岡高等農林が無試験検定を実施しなかったことを唯一の例外として、全校が両者を併用していた。とくに盛岡高等農林は、1928年から1940年までは試験検定による入試を実施しなかった。

無試験検定による入試を実施する学校が比較的少なかったのは高等工業であったが、その高等工業でも、1924年から1944年までの20年間をとってみると、つねに過半の学校が両者を併用していた。とくに横浜高等工業の場合は、1928年から1935年まで試験検定による入試を実施しなかった。（表3-8参照）

そこでここでは、この時期の入試に実施されていた無試験検定の制度の概要を整理しておく。時期としては、高等農業と高等商業の全校、高等工業18校中13ないし14校が試験検定入試に併せて無試験検定入試を採用していた1930年代半ばを選んでみる。^{*}

^{*} 筆者の不手際のため、参照の便宜を得た『学校一覧』には昭和11年のものが比較的多かったものの、調査年次を統一することはできなかった。また、強いて1936年に限定しようとする、横浜高工や京都高等工芸の無試験検定入試が入らなくなるなどの問題もあるので、調査年次を統一するよりは、1930年代の無試験検定入試の様相を把握することに重きをおいて調査した。

無試験検定入試の最も一般的な方式は、試験検定入試の1か月程前に口頭試問及び身体検査を実施し、その結果と出身学校における学業成績とによって可否を判定する方式である。無試験検定入試に落ちた者は試験検定入試を受験することができる。

多くの学校は、無試験検定に出席し得る資格を出身学校での成績等によって限定していた。以下では、この無試験検定入試の出願資格を、各校の『学校一覧』記載の学則中の記述によって整理してみる。多くの学校の学則は、無試験検定入試の応募資格としての成績要件を、卒業見込者と卒業者とについて書き分けてい

るが、ここでは規定の細目そのものよりも、無試験検定に対する各校の考え方を調べることを目的としているので、卒業見込者について要求する成績要件の記述は省略した。

（a）官立高等農業の無試験検定入試の応募要件等

1930年代の各官立高等農業の無試験検定入試の応募要件を整理したのが、表4-1である。この時期には、官立高等農業のすべてが無試験検定入試を実施していた。ただし、大部分の学校は試験検定と無試験検定とを併用していたのに、盛岡高等農林のみは1928年から1940年まで試験検定を実施しなかった。同校は、この無試験検定のみ時期には、受験資格に何らの制限も設けなかった。そこで同校についてのみは、再び試験検定と無試験検定とを併用するようになった時期の『学校一覧』記載の学則によって整理した。また、表にはこの時期には官立高等農業に数えられていなかった函館高等水産学校の例も、掲げてある（ただし以下の整理では、函館高等水産を除外して述べる）。

①出身校の指定等。

表現だけを見ると8種類とかなり多様に規定されているようにみえるが、甲種実業学校出身者は専検一般指定者のなかにふくまれるので、実際はそれ程多様ではない。中学校出身者だけに限定している学校はないので、各校とも、中学校出身者と甲種実業学校（岐阜のみは甲種農業学校と限定）出身者とを軸にして定めているといえる。いわゆる指定校制度をとった学校はなかったから、各校とも門戸を広く開く方向で定めていたといえる。

出身学校等の面での受験資格に制限を設けていない学校、つまり、中学校出身者、専検一般指定者（このなかに甲種実業学校卒業者も入る）、専検合格者のすべてに受験資格を認めていたのは、東京高等蚕糸のみである。（専検一般指定者をあげながら、甲種実業学校でなく甲種農業学校をあげている点は解せない。）同校は、後述するように無試験検定で入学させる人数枠が2分の1以内とされ他校よりも多いという点でも注目される。

表現は区々だが、中学校出身者と専検一般指定者（含甲種実業学校出身者）に門戸を開いている学校、つまり専検試験検定合格者のみを除外しているのは7校にのぼり、最も多い。このうちで、鹿児島、東京高等農林の2校は出身学校長の推薦のあることを要件にしている。

中学校出身者と甲種実業学校出身者とに限定してい

表4-1 官立高等農業の無試験検定入試の応募要件(1930年代)

学 校 名	出身学校の指定等	成績(席次)の要件	浪 人 の 可 否	無試験検定により入学させる人数
盛岡高等農林 (S.17~18)	中学校、甲種実業学校、専検一般指定	最終の2学年の席次首位より $\frac{2}{10}$ 以内	記載なし	各科募集人員の $\frac{1}{3}$ 以内
鹿児島高等農林 (S.10~11)	中学校、専検一般指定で学校長の推薦アル者	最終の2学年の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	「卒業ノ翌年度ヲ経過セサル者」	記載なし
上田蚕糸専門 (S.11)	中学校、甲種実業学校、専検一般指定	最終の2学年の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	「卒業後二年ヲ経過セサル者」	若干名
東京高等蚕糸 (S.10~11)	中学校、甲種農業学校、専検一般指定、専検合格	記載なし	記載なし	募集人員の $\frac{1}{2}$ 以内
京都高等蚕糸 (S.10~11)	中学校、専検一般指定	最終の2学年の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	「卒業後二ヶ年ヲ経過セサル者」	記載なし
鳥取高等農林 (S.11~12)	中学校、甲種実業学校	最終の2学年の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	「卒業ノ翌年度ヲ経過セサル者」	各科募集人員の $\frac{1}{3}$ 以内
三重高等農林 (S.11)	中学校、甲種実業学校	最終の3学年の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	「卒業ノ翌年度ヲ経過セサル者」	各科募集人員の $\frac{1}{3}$ 以内
宇都宮高等農林 (S.10~11)	中学校、甲種実業学校、専検一般指定	最終の2学年の席次首位より $\frac{2}{10}$ 以内	「卒業ノ翌年度ヲ経過セサル者」	記載なし
岐阜高等農林 (S.11~12)	中学校、甲種農業学校卒業者ヲ学校長ヨリ推薦サレタ者	最終の2学年の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	「最終学年在学者」	記載なし
宮崎高等農林 (S.11~12)	中学校、甲種実業学校、専検一般指定	最終の2学年の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	記載なし	各科募集人員の $\frac{1}{3}$ 以内
千葉高等園芸 (S.10~11)	中学校、甲種実業学校	最終の2学年の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	「卒業後二年ヲ経過セサル者」	各科募集人員の $\frac{1}{3}$ 以内
東京高等農林 (S.13~14)	中学校、甲種実業学校、専検一般指定で、学校長の推薦あるもの	最終の2学年の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	記載なし	各科募集人員の $\frac{1}{3}$ 以内
函館高等水産 (S.11~12)	中学校、甲種実業学校、専検一般指定	最終の2学年の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	「卒業ノ翌年度ヲ経過セサル者」	各科募集人員ノ $\frac{1}{5}$ 以内

各学校の学校名内にしめした年度の「学校一覽」による。

るのは3校である。岐阜が甲種実業学校出身者でなく甲種農業学校出身者に限定しているが、実質的に同等とみなすと、このタイプの規定をもつ学校——甲種実業学校以外の専検一般指定者と専検試験検定合格者とが除外されている——は4校である。ただし、岐阜は出身学校長の推薦のあることを要件としている。

②成績（席次）の要件

成績（席次）の要件を記載していないのは東京高等蚕糸1校である。最終の2学年同一学校に在籍し、この2学年を通しての席次が首位より10分の1以内であることを求める学校が9校、同じ条件で10分の2以内であることを求める学校が2校であった。

③浪人の可否

盛岡、東京高等蚕糸、宮崎、東京高等農林の4校はいわゆる浪人の可否について記載していなかった。

「翌年度ヲ経過セサル者」あるいは「最終学年在学者」として、事実上現役に限定している学校は5校、「卒業後2年ヲ経過セサル者」として1年の浪人まで認める学校が3校であった。

④無試験検定により入学させる人数の枠

無試験検定により入学させる人数の枠を、募集人員の2分の1以内としているのは東京高等蚕糸1校、3分の1以内としているのが6校、若干名としているのが上田蚕糸専門1校、4校は人数枠を記載していない。

高等農業の無試験検定入試の人数枠は、人数枠を記載している学校にみる限り、後述の高等工業のそれより大きかったといえる（高等商業は人数枠を明示していない）。

(b) 官立高等工業の無試験検定入試の応募要件等
1930年代の各官立高等工業の無試験検定入試の応募要件を整理したものが表4-2である。この時期に無試験検定入試を実施したことのなかった学校は、名古屋高等工業、東京高等工芸、長岡高等工業の3校である（長岡高工のみは、のち、1943年、1944年に無試験検定を実施した）。以下では、この3校を除いた15校について述べる。

①出身学校の指定等。

中学校出身者のみに限定しているのは金沢、仙台、秋田の3校。うち、金沢、仙台の2校は、「本校ニ於テ適当ト認メタル中学校」というのであるからいわゆる指定校制である。中学校と甲種実業学校の2つをあげている——この方式によると、専検合格者と甲種実業学校以外の専検一般指定校出身者は除外される——のは、桐生、神戸、山梨の3校である。甲種実業学校

出身者と言っても、農業、商業の出身者が高工の無試験検定入試に応募することはまず考えられないから、実業学校とせずに工業学校としている徳島、広島は2校もほぼ同じはんちゅうに入れることができる。うち、広島は指定校制である。中学校と専検一般指定者（このなかには当然に甲種実業学校出身者が入っている）と幅を拡げているのは熊本である（この場合は、除外されているのは専検合格者のみである）。

実業専門学校への受験資格を持つ者全部（ただし女子を除く）に門戸を開放しているのは横浜高工のみである。

「志願者中本校ニテ適当ト認メタル者」という抽象的な規定にとどまっているのは、京都高等工芸、米沢、明治、の3校で、うち京都は出身学校長の推薦を要件としている。出身学校長の推薦だけを要件としているのは、浜松、福井の2校である。

②成績（席次）の要件。

出身学校における成績（席次）要件を具体的に規定しているのは8校である。内訳は、最終学年の席次1、2学期とも首位より5分の1以内とするもの1校（桐生）。たんに卒業の席次首位より10の1以内とするもの2校（広島、徳島）。同一校に最終の2学年以上在学し、卒業の席次首位より10の1以内とするもの2校（金沢、秋田）。同一校に最終の2学年以上在学し、最終の2年間の席次首位より10分の1以内とするもの3校（仙台、神戸、山梨）である。

③浪人の可否。

浪人の可否を明記している学校は9校である。内訳は、「卒業後1年以上経過セサル者」つまり現役に限るとするもの5校（京都、桐生、広島、神戸、山梨）、卒業の翌年までとするもの4校（金沢、仙台、徳島、秋田）である。

④無試験検定により入学させる人数の枠。

無試験検定入試により入学させる人数の枠を明記しているのは横浜を別として10校である。内訳は、各科募集人員の半数以内としているもの1校（仙台）、同3分の1以内としているもの3校（金沢、神戸、徳島）、同4分の1以内としているもの4校（桐生、広島、浜松、福井）、同5分の1以内としているもの1校（山梨）、同10分の1以内としているもの1校（京都）である。ばらつきは大きい、他校よりずっと遅れて1938年度入試から無試験検定入試をとり入れた京都高等工芸が10分の1以内としていたのは例外的といえそうである。この時期の学則には明記されていないが、かつては米沢高工は半数以内としていた時期もあった。広島高工の例（後述）にもみられるところ

表4-2 官立高等工業の無試験検定入試の応募要件(1930年代)

学 校 名	出 身 学 校 の 指 定 等	成 績 (席 次) の 要 件	浪 人 の 可 否	無試験検定により入学させる人数
京都高等工業 (S.12)	「当該学校長ニ依リ推薦シタル志願者中本校ニテ適當ト認メタル者」		「卒業後1年以上経過セサル者」	各科募集人員の $\frac{1}{10}$ 以内
名古屋高等工業	(1926~1944年無試験検定入試実施せず)			
熊本高等工業 (S.11)	中学校、専検一般指定	「学業成績特ニ優秀ナル者ニハ学力試験ヲ省クコトアルヘシ」	記載なし	記載なし
米沢高等工業 (S.13)	「入学志願者中本校ニ於テ適當ト認メタル者ニツキ之ヲ行フ」		記載なし	記載なし
桐生高等工業 (S.10~11)	中学校、甲種実業学校	最終学年の1学期2学期とも首位より $\frac{1}{5}$ 以内	「卒業後1年以上経過セサル者」	各科募集人員の $\frac{1}{4}$ 以内
横浜高等工業	中学校、甲種実業学校、専検一般指定、専検合格	記載なし	記載なし	全員
広島高等工業 (S.11)	「本校ニ於テ適當ト認メタル中学校又ハ工業学校ニ二箇年以上在学シ」	卒業の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	「卒業後1箇年以上経過セサル者」	各科募集人員の $\frac{1}{4}$ 以内
金沢高等工業 (S.11)	「本校ニ於テ適當ト認メタル中学校」	2学年以上在学し卒業の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	「卒業ノ年及其ノ翌年ニ於テノミ」	各科募集人員の $\frac{1}{3}$ 以内
仙台高等工業 (S.12)	「本校ニ於テ適當ト認メタル中学校」	2学年以上在学し最終の2学年、首位より $\frac{1}{10}$ 以内	「卒業ノ翌年マテ」	各科募集人員の半数以内
明治専門 (S.11)	入学志願者中本校が適當と認める者につき行ふ		記載なし	記載なし
東京高等工業	(少くとも1924年以降、無試験検定入試を実施したことなし)			
神戸高等工業 (S.12)	中学校又は甲種実業学校	最後の2学年、首位より $\frac{1}{10}$ 以内	「卒業ノ翌年度ヲ経過セサル者」	各科募集人員の $\frac{1}{3}$ 以内
浜松高等工業 (S.12)	「学校長カ適當ト認ムル者ノ推薦ニ係ル之ヲ行フ」		記載なし	各科募集人員の $\frac{1}{4}$ 以内
徳島高等工業 (S.11)	中学校又は工業学校	卒業の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	「卒業ノ翌年迄」	各科募集人員の $\frac{1}{3}$ 以内
長岡高等工業 (S.11)	無試験検定の規定なし。「但シ学力試験ハ之ヲ省略スルコトアルヘシ」の規定あり。		記載なし	記載なし
福井高等工業 (S.12)	「当該学校長ニ於テ適當ト認メ推薦シタル出願者ニ就キ之ヲ行フ」		記載なし	各科募集人員の $\frac{1}{4}$ 以内
山梨高等工業 (S.11)	中学校、甲種実業学校	最後の2学年、首位より $\frac{1}{10}$ 以内	「卒業ノ翌年度ヲ経過セサル者」	各科募集人員の $\frac{1}{5}$ 以内
秋田鉱山専門 (S.10)	中学校	2学年以上在学し、卒業の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	「卒業後ノ翌年マテ」	記載なし

各校の学校名内にしめした年度の「学校一覧」による。

であるが、無試験検定で合格させる人数枠は変動することが多かったようである。

(c) 官立高等商業の無試験検定入試の応募要件等

1930年代の各官立高等商業の無試験検定入試の応募要件等を整理したものが表4-3である。官立高等商業は、無試験検定入試に熱心であり、神戸高商予科、東京商大専門部などやや特異な地位を占める学校を別とすれば、1920年代末から、全校がこれを実施してきたことは前述のごとくである。

各官立高商の無試験検定入試に関する規定で特徴的なことのひとつは、いずれの学校の場合も、浪人の可否、無試験検定で入学させる人数の枠についての記載がないことである。規定がない部分については運用について自由採量の余地が大きかったといえるのであろうが、成績(席次)の要件は厳しかったといえそうである。

①出身学校の指定等

出身学校を指定する際に、実業学校(あるいは甲種商業学校)を除外している学校はない。高等農業と同様に、高商の無試験検定入試の門戸は広く開いていたといえる。

中学校卒業者と専検一般指定者(このなかには甲種実業学校卒業者もふくまれる)に無試験検定入試の受験を認めていたのは、長崎、山口、福島、高松の4校である。中学校卒と甲種商業学校卒に限定している学校、つまり例外的にしかないであろう商業以外の実業学校卒業者と、商業学校卒を除く専検一般指定者に受験を認めない学校は、大分、和歌山、横浜、高松の4校である。彦根は、中卒と専検一般指定者に受験を認めているが、出身学校長の推薦を要件としている。

出身学校を指定しているのは、小樽と高松の2校だけである。

出身学校に関する限り、高商の無試験検定入試の受験資格の門戸は広がったといえる。

②成績(席次)の要件

高商の無試験検定入試の受験資格は、成績面からみると、厳しかったのではないかとおもわれる。比較的緩かな条件だったかとみられるのは名古屋だけで、同校は、3箇年以上在学し各学年の席次首位より3分の1以内、卒業の席次首位より5分の1以内にあることを要件としていた。

名古屋以外の各校には、卒業の席次首位より10分の1以内という条件を軸として、これに何らかの条件を付加している学校が多い。卒業の席次の席次首位より10分の1以内という条件に限定しているのは、福

島、高松、高岡の3校のみである。これに、同一校に最終の2か年以上在学していたことを要件としている長崎、大分をくわえれば、5校がこの要件を要求していた。高松だけは、この条件か、又は、2か年以上在学し、最終の2か年の席次首位より5分の1以内でもよしとしていた。

小樽、彦根、和歌山の3校は、上述の卒業席次のほかに、最終の3か年席次首位より5分の1以内であったことを要求していた。

山口はこれより厳しく、最終の2か年とおして首位より10分の1以内であったことを求めている。最も厳しいのは横浜で、在学中各学年の席次首位より10分の1以内であったことを求めている。

無試験検定入試の門戸を開いていても、実際にこのような要件を満たし得た受験者は極めて僅かなものでしかなかったのではないかとという疑問も起ってくる。浪人の可否や、無試験検定入試で入学させる人数枠を明記しなかったのは、実際問題としてはことさらに明記する必要がなかったからなのであろうとおもわれる。

以上に述べた無試験検定入試の受験資格は、いうまでもなく、1930年代のある年についてみたもので、これは、各校とも多かれ少なかれ、年次によって変わっていることに注意しておきたい。たとえば、無試験検定入試の受験資格等の変遷がわかっている広島高工についてみると、創立(1920年)から2年めまでは広島高工が認めた中学校の出身者に限られていたが1922年からは工業学校出身者にも出願が認められたものである。成績(席次)の要件も、1929年から1933年までは首位より5分の1以内にあるものとされており、1934年から再び首位より10分の1以内とされたのである。無試験検定で採用すべき人数の枠も、創立から2年めまでは募集人員の半数以内、1922年から1927年までは4分の1以内、1928年は3分の1以内、1929年から1933年までは再び半数以内、1934年からは4分の1以内、と変わってきたのであった(『広島大学二十五年史——包括校史』248ページ)。

ところで、以上に述べた各校の無試験検定の実施方法のなかで目立ったことの一つは、受験者の資格要件としての成績をいわゆる絶対評価などではなく、学年中に占める席次で定めていたことである。1点を争う学科試験が可否を左右する試験検定入試と、少くとも制度的には点数の絶対値が問題となるわけではない学年中の席次だけが問題とされる無試験検定入試とが共

表4-3 国立高等商業の無試験検定入試の応募要件(1930年代)

学 校 名	出身学校の指定等	成績(席次)の要件	浪 人 の 可 否	無試験検定により入学させる人数
長崎高等商業 (S.11)	中学校、専検一般指定	2箇年以上在学し、卒業の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	記載なし	記載なし
山口高等商業 (S.11~12)	中学校、専検一般指定、甲種実業学校	2箇年以上在学し、最後の2学年の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	記載なし	記載なし
小樽高等商業 (S.10~11)	「本校ニ於テ適当ト認メタル中学校又ハ実業学校」	最終の3箇年の席次首位より $\frac{1}{5}$ 以内、卒業試験の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	記載なし	記載なし
名古屋高等商業 (S.10~11)	「本校ニ於テ適当ト認メタル中学校又ハ甲種商業学校」	3箇年在学し、各学年の席次首位より $\frac{1}{5}$ 以内、卒業の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	記載なし	記載なし
福島高等商業 (S.11~12)	中学校、専検一般指定	卒業の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	記載なし	記載なし
大分高等商業 (S.12~13)	中学校、甲種商業学校	2箇年以上在学し、卒業の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	記載なし	記載なし
彦根高等商業 (S.12~13)	中学校、専検一般指定、で学校長の推薦あるもの	最終の3学年の席次首位より $\frac{1}{5}$ 以内、卒業の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	記載なし	記載なし
和歌山高等商業 (S.11~12)	中学校、甲種商業学校	最終の3学年の席次首位より $\frac{1}{5}$ 以内、卒業の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	記載なし	記載なし
横浜高等商業 (S.10)	中学校、甲種商業学校	在学中各学年の成績首位より $\frac{1}{10}$ 以内	記載なし	記載なし
高松高等商業 (S.12)	中学校、甲種商業学校	卒業の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内又は2箇年以上在学し、最終の2箇年の席次首位より $\frac{1}{5}$ 以内	記載なし	記載なし
高岡高等商業 (S.10~11)	中学校、専検一般指定	卒業の席次首位より $\frac{1}{10}$ 以内	記載なし	記載なし

各校の学校名内にしめした年度の「学校一覽」による。

表4-4 広島高工本科生入学志願者と入学者数（一部、二部の合計数）（1920～1948年）

年度	項目 募集定員	入学志願者			入学許可者			百分比
		試験検定	無試験検定	計	試験検定	無試験検定	計	
	人	人	人	人	人	人	人	%
大正9年	約120	509	17	526	98	6	104	19.8
大正10年	約120	521	28	549	98	7	105	19.1
大正11年	約120	271	17	288	97	11	108	37.5
大正12年	約120	241	36	277	90	14	104	37.6
大正13年	約120	292	47	339	93	22	115	33.9
大正14年	約120	325	49	374	95	18	113	30.2
大正15年	約120	675	66	741	101	15	116	15.7
昭和2年	約120	636	93	729	103	18	121	16.6
昭和3年	約120	792	81	873	85	32	117	13.4
昭和4年	約150	1,181	431	1,612	99	48	147	9.1
昭和5年	約150	887	180	1,067	118	31	149	14.0
昭和6年	約150	1,245	200	1,445	123	24	147	10.2
昭和7年	約150	867	140	1,007	119	24	143	14.2
昭和8年	約150	1,183	192	1,375	132	16	148	10.8
昭和9年	約150	1,096	141	1,237	119	27	146	11.8
昭和10年	約150	1,432	186	1,618	121	27	148	9.1
昭和11年	約150	1,181	101	1,282	111	33	144	11.2
昭和12年	約155	1,642	120	1,762	139	10	149	8.5
昭和13年	約190	1,398	73	1,471	175	15	190	12.9
昭和14年	約295			1,132			291	25.7
昭和15年	約335			798			330	41.4
昭和16年	約335	1,104	136	1,240 (1,003)	287	32	319	25.7 (31.8)
昭和17年	約335			973			335	34.4
昭和18年	約335			1,522 (1,066)			331	21.7 (31.1)
昭和19年	約335			2,745 (2,189)			343	12.5 (15.7)
昭和20年	約380			1,654 (1,522)			453	27.4 (29.8)
昭和21年	約150			2,021 (1,542)			165	8.2 (10.7)
昭和22年	約150			1,394 (912)			188	13.5 (20.6)
昭和23年	150			1,076 (964)			151	14.0 (15.7)

注) 昭和16年以降の()内は受験者数。空欄は不明。
『広島大学二十五年史——抱括校史』250ページ。

存していたわけである。

ところで、在籍する生徒の成績に1番から順に席次をつけるという方式が中学校で実施されていたことは、入学制度の歴史という面からだけでなく、中等学校の成績評定の歴史という面からも興味深い問題を投げかけているが、掘りさげた検討は別の機会にゆづらざるを得ない。

(d) 無試験検定入試の実際

無試験検定入試の制度の概要は以上に述べた如くであるが、この運用の実際、たとえば無試験検定の志願者や合格者の人数をしめた資料は極めて少ない。表4-4、表4-5は、広島高工の例である。いずれの年も、無試験検定で入学した人数は学則の人数枠の範囲内で毎年入学者の10~20%であったことがわかる。これは、ときには無試験検定による入学者を学則の規定以上に採用していた盛岡高等農林とは異なる点である。また、無試験検定入試の合格率は、試験検定入試のそれよりも高かったことがわかる。1928年に無試験検定で入学する者が多かったのは、1928年の入学

表4-5 広島高工の無試験検定の動向 (1920~1936年)

年 度	A	B	C
	%	%	%
大正 9年	3	6	35
大正10年	5	7	25
大正11年	6	10	65
大正12年	13	14	39
大正13年	14	19	47
大正14年	13	16	37
大正15年	9	13	23
昭和 2年	13	15	19
昭和 3年	9	27	40
昭和 4年	27	33	11
昭和 5年	17	21	17
昭和 6年	14	16	12
昭和 7年	14	17	17
昭和 8年	14	11	8
昭和 9年	11	19	19
昭和10年	12	18	15
昭和11年	7	23	33

注) Aは無試験志願者の全志願者に占める割合。
 Bは同入学許可者の全入学者に占める割合。
 Cは無試験志願者の入学率。
 小数点以下は四捨五入した。

『広島大学二十五年史——抱括校史』249ページ。

試験改革の通牒の影響かも知れない。学校史は、「昭和9年(1934年)より募集人員の4分の1以内と昭和2年までの段階にもどしたのは、この頃は入学志願者が非常に多くなり、採用の公平を期す必要があったためというのが表向きの理由であった。しかし、実際は試験検定で入学したの方が入学後の成績が良いという傾向があったためであり、この割合は昭和19年無試験検定制度が廃止されるまで変らなかった」と述べている(『広島大学二十五年史——抱括校史』249ページ)。ここではこの理由だけでは、1936年には無試験検定による入学者が入学者の23%も占めたという理由が説明できない、という疑問を提示するとどうめよう。

つぎに、山梨高工の無試験検定入試による入学状況を表4-6に掲げる。無試験検定入試の出願者数は不明。無試験検定により入学させる人数枠は、創立(1925年)以来一貫して各科募集人員の3分の1以内とされていたが、1936年(あるいは1935年か、1935年の『学校一覽』を筆者未見のため不明)から5分の1以内とされた。この時期の同校の募集人員は各科とも約40名とされていたから、募集人員に対する比率は、おおむね表の数値より小さく10%台であった。1926年度入試だけは例外で、28名(募集人員に対して23%)が無試験検定で入学した。

高等商業の各校については、無試験検定入試の実際に関する記述が少ない。長崎高商では、1941年の入試で無試験検定に出願した者は、中卒者38名、商卒者37名で、その合格者は中卒8名、商卒18名計26名であったという(旺文社編輯局『昭和18年度全国上級学校年鑑』73ページ)。この年の同校本科の募集人員は260名であったから、無試験検定入学者はその1割を占めていたことになる。

5 入学試験の期日と試験場

(a) 入学試験の期日の歴史の概要

ここでは、入学試験実施の期日と入学試験実施の場所についての歴史の変遷の概要を述べる。

下級学校の学年終期と上級学校の学年始期との間に何か月かの間隙があつて、上級学校入試がこの間に実施される場合には、入試期日の指定如何が下級学校・上級学校の授業計画に直接に影響を与えることはない。ところで、現今のように下級学校の学年終期と上級学校の学年始期とが直接に接している場合には、入試実施期日をいつとするかは、下級学校にとっても上級学校にとっても影響が大きい問題となる。わが国の入試の歴史には、以上の二つのケースが実際にあった

表4-6 山梨高等工業の入学志願者・入学者、入学者中の無試験入学者(1925~1940年)

()内は、無試験検定による入学者の入学者中の比率。

入 試 年 度	機械工学科		電気工学科		土木工学科		精密機械工学科		工作機械科		機械技術員養成科		計			
	入 学 志 願 者	入 学 者 無 試 験	入 学 志 願 者	入 学 者 無 試 験	入 学 志 願 者	入 学 者 無 試 験	入 学 志 願 者	入 学 者 無 試 験	入 学 志 願 者	入 学 者 無 試 験	入 学 志 願 者	入 学 者 無 試 験	入 学 志 願 者	入 学 者 無 試 験	入 学 者 無 試 験	
1925	80	45	-	159	38	7	110	43	4				349	126	11(8.1)	136
1926	156	22	11	271	31	8	148	23	9				575	76	28(27.0)	104
1927	130	37	2	299	32	8	216	33	5				645	102	15(12.8)	117
1928	178	24	5	266	31	6	222	25	5				666	80	16(16.7)	96
1929	185	34	3	297	30	9	263	26	5				745	90	17(15.9)	107
1930	297	33	2	271	28	6	266	25	7				834	86	15(14.9)	101
1931	210	32	3	252	32	5	221	28	6				683	92	14(13.2)	106
1932	371	27	8	344	30	7	305	29	8				1,020	86	23(21.1)	109
1933	609	30	6	445	31	6	365	32	5				1,419	93	17(15.5)	110
1934	501	31	8	348	32	7	365	29	8				1,213	92	23(20.0)	115
1935	872	32	2	558	36	2	454	33	4				1,884	102	8(7.3)	110
1936	472	33	6	364	34	3	229	26	2				1,065	103	11(9.7)	114
1937	666	29	-	671	40	-	425	38	-				1,760	117	-	171
1938	708	81	-	432	38	-	174	45	-				1,314	164	-	164
1939	240	85	-	181	82	-	113	41	-	128	45	-	817	325	-	325
1940	346	64	-	278	66	-	253	73	-	147	73	-	1,282	384	-	384

内地以外の者を除いてある。再入学を含む。「試験」は試験検定入試を、「無試験」は無試験検定入試を指す。
『山梨高等工業学校一覽 自昭和十五年昭十六年』による。

ことがわかる。

また、上級学校の学年始期が統一されている場合には、各上級学校の入試期日が統一されているか、別個になっているかは、受験生にとってはもちろんのこと、当該の学校にとっても重要な関心事となる。ここでとりあげてきた盛岡高等農林についていえば、その入試期日が他の学校たとえば官立高校や同系統の専門学校のそれと重っているか否かは、受験生にとっても当の学校にとっても重要な関心事であった。入試期日が重なっている二つの学校を受験することはできないからである。

入試の実施場所についても、似たような問題があるといえる。入試期日がずれていても、入試が遠隔の地で実施されるのでは、受験する側からみれば選択の余地は狭くなるし、学校側からみれば進学者を広範な地域から得ることがむづかしくなるからである。第2次大戦後の大学入試では、とくに国公立大学のそれにおいては、入学試験は学校所在地のみで実施することが一般化している。そのため、入試制度が問題となる場合、入試の実施場所の問題は意外に見逃されているようにおもわれる。*

* この点で、1983年度入試から斬新な入試制度改革を実施した信州大学経済学部が、本校のほか東京でも入試を実施したことは注目される。

専門学校の入試期日の歴史は、①1920年まで、②1921年から1940年まで、③1941年から1948年までの3期に大きく区分して考えることができる。このうち①の1920年までは、高校の学年始期が9月11日にほぼ統一されていたのに、専門学校の学年の始期・終期に統一がなく、これに対応して、各専門学校の入試期日もばらばらであった時期である。②の1921年以降は、高校と専門学校の学年始期が4月1日に統一され、専門学校の入試期日の設定方法に種々なくふうがこらされるようになった時期である。③の1941年から1948年までは、戦時および敗戦直後にあたるが、この時期には、数がふえてきた官立学校を何種かに分けて、その種別ごとに入試期日を統一する方式が採用されたことを特徴としている。官立学校の入試期日を何期かに分けて統一するという方式は、戦後の国立大学の入試期日方式に継承されることになる。

ただし、①の1920年までは、盛岡高等農林をふくめて官立専門学校の入試期日は不詳の場合が多いので、この時期については一般的事項を指摘するにとどめるを得ない。

(b) 1920年までの入試期日と試験場

i) 高校、中学校の学年始期、高校の入試期日

明治期から大正中期までの高校・専門学校の入試期日を検討しようとするときにまず問題となるのは、この時期のこれらの学校の学年始期が今日とは異っていたことである。

この時期には、大学（実際には帝国大学のみ）と高校（高等中学校と称した時期も同じ）の学年の始期・終期に関する法令の定めはなかった。開成学校が1875年に「学歳」（今日の学年にあたる）を「九月一日ニ始り翌年七月十五日ニ終ル」と定めていたことが知られている。同校の翌年の規則改正で、学年は9月11日から翌年7月10日までとされた。学年の始期・終期に関するこの規定は、東京大学法理文学部規則、帝国大学の分科大学通則にそのまま継承され、結局、1920年まで続いた。

この9月11日始期制は、高等学校、他の帝国大学および少なからぬ官立専門学校に影響を与え、多くの場合は、東大の例がそのまま取り入れられた。*

* 9月始期制という場合は、9月11日始期が多い。9月1日始期という規定は減多にない。少くとも帝国大学にはなく、高等学校も、山口高校が1891年から3年間9月1日始期制を実施したのが唯一の例外であった。

なお、9月11日始期をとったといわれている学校には、初期の一高、1903年までの京都帝大のように、規則の上では学年を7月11日から翌年7月10日までと定め、7月11日から9月10日までを夏期休業としている学校もあった。

1911年の高等学校規程は、「第一学年ハ四月一日ニ始り翌年八月十一日ニ終ル」と定めていたが、この規程自体が実施されなかったため、結局、高校の学年は1920年（大正10年）までは9月11日始期制であった。

他方、中学校（尋常中学校と称した時期も同じ）の学年は、実態として、早くから4月1日始期、3月末終期を採用していたと考えられている。*

* 中学校の学年4月始期制が法令上に初めて現われたのは1901年（明治34年）の中学校令施行規則であったとおもわれる。だから、個々の学校の例については検討の余地があるが、小学校と同様にこれ以前から4月始期制が採用されていたと考えられている。

表5-1 官立高等学校の入試期日（1902～1922年）

	学 科 試 験 期 日	体 格 検 査 の 期 日	
1902	7/5～7/8	7/3～7/4 (一高のみ) (7/2～7/4)	
1903	7/3～7/6	6/29～6/30 (一高のみ) (6/26～6/30)	
1904	7/11～7/14	7/9～7/10 (一高のみ) (7/6～7/8)	
1905	7/10～7/13	7/7～7/8 (一高のみ) (7/6～7/8)	
1906	7/9～7/12	7/6～7/7 (一高のみ) (7/5～7/7)	
1907	7/9～7/12	7/5～7/6 (一高は 7/2～7/5 三高は 7/4～7/6)	
1908	記載なし	記載なし	
1909	7/11～7/15 (七高のみ) (5/20～5/23)	〃	
1910	7/11～7/15 (七高のみ) (6/3～6/6)	〃	
1911	7/11～7/15	〃	
1912	7/11～7/14	〃	
1913			
1914	7/11～7/14	記載なし	一高、三高は無試験検定を実施せず
1915	7/11～7/14	〃	
1916	7/11～7/14	〃	
1917	7/11～7/14	7/8～7/10	
1918	7/11～7/14	7/8～7/10	
1919	7/11～7/14	7/6～7/10	無試験検定を実施せず
1920	7/11～7/14	7/6～7/10	〃
1921	3/18～3/22	3/23～3/27のうち	〃
1922	3/18～ (日数は学校 により異なる)	記載なし	〃

高校入試に関する各年の文部省告示による。

佐藤秀夫は、「学年四月始期制は、学年制が施行された直後の八七年〔明治20年〕四月、高等師範学校を皮切りに採用され、八九年からは府県尋常師範学校でも一般に採用された。小学校に対しては、第二次小学校令全部施行の九二年〔明治25年〕四月からすでに全国的に採用されていた。法制上に明文化されたのが、この時〔1900年＝明治33年の小学校令施行規則の制定〕だった」と述べている（国立教育研究所編『日本近代教育百年史・4・学校教育(2)』1974年、921ページ）。

こうして、1920年までは、中学校の卒業と高校大
学予科の学年開始の間には約3か月の空隙があったのであり、この期間中に入学試験が実施されていた。この時期の高校入試は、実施期日に関する限り中学校最終学年の授業日程に影響を与えることはなかったのである。*高校の入試期日、学科試験科目等の実施要項は、1902年以降は、毎年4月ないし5月に文部省告

示として発表されている。これを整理したものが表5-1である。これによると、高校の学科試験は、七高が1909年には5月下旬に、1910年には6月初旬に実施したのを例外として、1902年から1920年までの間、全高校統一して毎年7月上旬～中旬に実施され、その日程もほぼ固定していたことがわかる。

* たんに影響を与えなかったのみでなく、1899年の中学校令改正により、中学校には修業年限1か年以内の補習科を置くことができたので、中学校はこれを設けることにより、卒業後の若干の時間を受験勉強の指導にあてることも可能であった。

なお、中学校の補習科設置の趣旨は、そのたてまは文字どおりに中学校教育の補習をなすことにあつたとおもわれるが、そこに在籍する者には、中学校本科在籍者と同様に徴兵猶予が適用されたので、徴兵猶予の目的で補習科に入学している者もあつた（『岩国高等学校九十年

史』1969年、79ページ）ことに注意する必要がある。1906年6月に、徴兵猶予の出願期日が従来の3月1日から4月15日に変更され（同年6月19日勅令第152号）てからは、この徴兵猶予の問題は教育界の重要な話題となっていた（社説「徴兵事務条例改正の影響」『教育時論』第786号、1907年2月15日、時事彙報「徴兵猶予問題」、同上誌第788号、1907年3月5日、など）。ちなみにいえば、1912年4月の調査では、中学校1～5学年在籍者総数135,099名中徴兵適齢者は3,509名（2.6%）であったが、補習科在籍者総数3,802名中徴兵適齢者は2,740名（72.1%）に達していた（文部省普通学務局『全国中学校長会議要項』1912年、105ページ）。

なお、1902年までは、高校の入試では体格検査の日程は、告示にみる限り、学科試験期日の直前に設定されていた（1908年から1916年までは告示に記載がないので不明）。

他方、実業学校令と専門学校令、及びこれらによる各学校規程は学年の始期・終期に関する規定をふくんでいなかった。しかし、甲種程度の実業学校の多くは、じゅうぶん広範に調べたわけではないので確言はできないが、中学校・高等女学校と同様に学年4月始期制を採用していたとおもわれる。*

* 1910年（明治43年）に刊行された『全国商業学校一斑』（全国商業学校長協議会が編集したもの）には、全国にわたって商業学校80校の「沿革」「職員」「年中行事」が記載されている。この「年中行事」らんをみると記述のある54校（甲種46校、乙種8校）のすべてが、この調査当時は、4月に新学期を始めている。「年中行事」の記述のない学校の場合も、「沿革」の項において卒業式を3月に実施したとしている記述が多いところからみて、学年を4月に始めているのではないかと推測される。ただしごく早い時期には一定しなかったらしく、1886年（明治19年）創立の滋賀県商業学校（ちの滋賀県立八幡商業学校）についてみると、創立時の学則では「学年ハ九月一日ニ始まり翌年七月二十日ニ終ル」、「入学ノ期ハ每学期ノ初メ即チ九月、二月ノ両度トシ、…」とされていた（この関係で1892年までは卒業も4月、10月と年2回あった）。同校の場合、学年の4月1日始期制は1889年（明治22年）の学則から採用されている。（滋賀県八幡商業学校

『本校諸規則及び統計並に図表』1941年による）。農業学校、工業学校については『全国商業学校一斑』のような調査は見当たらないが、筆者がいくつかの学校史等で知り得た限りでは、少なくとも明治末年には、大部分の学校が学年4月始期制を採用していたと推測される。しかし、岩手県工業学校のように1908年（明治41年）4月24日の学則改正によって、それまで5月1日であった学年始期を4月1日に改めた例もある（『岩手県立盛岡工業高等学校70年史』1971年、163ページ）。同年以前の同校の卒業式は4月下旬に実施されていた（『岩手日報』による）。中等実業学校の学年始期終期の実態については、なお調査の要がある。

ii) 実業専門学校の学年始期と入試期日

専門学校の学年始期は、明治末期から大正期までは、学校ごとに不統一であった。

本稿が主たる事例としてとりあげている盛岡高等農林の場合は、創立から1907年（明治40年）までは学年の始期を5月1日としていた。明治41～42年の『学校一覧』は、「学年ハ四月一日ニ始まり翌年三月三十一日ニ終ル」としている。この学則改正前後の同校の入試関係の日程を当時の『岩手日報』によって調べてみるとつぎのとおりである。

1907（明治40）年の同校の入試は、4月15日に体格検査、4月16～18日に学科試験が実施されている（『岩手日報』1907年4月14日）。ちなみに同年の卒業式（「得業式」と称していた）は4月30日に行なわれた。翌1908（明治41）の入試は、3月21日に体格検査、3月22～24日に学科試験が行なわれた。合格者発表は4月2日であった。翌1909年の入試は3月21～24日に実施され、合格者は4月1日に発表された。同年の卒業式は3月30日であった。これ以後、同校の入試はほぼ一貫して3月下旬に実施されるようになった（ただし1913年＝大正2年の入試は4月2日前後に実施され、4月4日に合格者が発表された。この年は例外的であったようにおもわれる）。学年始期の変化に応じて入試期日も変わったことがわかる。

もうひとつの例をあげると、熊本高等工業の場合には、創立（1910年）から1915年（大正4年）まで、「学年ハ七月四日ニ始まり翌年七月三日ニ終ル」としていた。同時に7月11日から9月10日までは夏期休業とされていたから、事実上の新学期は9月に始まるも同然であった。同校の入試期日を見ると、1906（明治39）年の規則では、8月28日に身体検査、8月29

日から学科試験が実施されているが、1909年に規則の改正があり、1910年から1915年までは、無試験検定入試は5月に、試験検定入試は7月上旬に実施されている（『沿革史』132, 195, 367, 372ページ）。規則どおり厳密に7月上旬に実施されたのであれば、7月11日から開始される高校の入試とは重ならなかったはずであった。

東京高等工業も東京職工学校の時代から一貫して9月11日始期制をとっていた。

もともと、各官立専門学校の学年始期は全く不統一のまま放置されていたわけではなかった。高校、大学が9月始期制をとり、官立専門学校の学年始期は不統一であるという状況のなかで、文部省も、学年始期をできれば小、中学校同様に4月に統一しようとした。1905年には、「将来新設ノ直轄学校ニテハ学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ルヲ常例トスルコト」既設の学校も、差支えない限り4月1日始期制に漸次転換することが望ましいことを通牒した（『明治38年 文部省例規類纂』5ページ）。しかし、官立専門学校の学年4月始期制への転換の直接の契機は徴兵制の問題であったといわれる。すなわち、1906年の徴兵事務条例改正により翌1907年から徴兵猶予願の期限が4月15日に変更されたのに伴い、学年始期が4月15日以後になっている学校に入学する者については、徴兵猶予出願のための在学証明書がもらえない不都合が生ずることになり、これを機に、4月始期制に転換することを企図した専門学校が少なくないというのである（時事彙報「入学期改正の計画」『教育時論』第788号、1970年3月3日）。実際盛岡高等農林が学年始期を5月から4月に改正したことについて、『文部省年報』は、「以テ徴兵事務条例改正ニ伴ヒ入学者ノ兵役徵集猶予上ニ於ケル利便ヲ与フルコトト爲シタル」ものと説明している（『文部省第35年報』上巻、241ページ）。

長崎高商が1911年から、9月始期制を4月始期制に改めたのも、また4月始期をとっていた山口高商が1907年から入試期日で4月から3月に早めたのも同じ理由によったものとおもわれる。

議論が起る直接の契機が徴兵制問題にあったにせよ、文部省内にも、実業専門学校だけでなく高校、大学の学年始期を9月から4月に変更すれば、学生の年齢をその分だけでも若くすることができるという発想があり（「沢柳次官学制談」『教育時論』同上号）、教育ジャーナリズムもやや異なった角度から学年始期を4月に変更する考えを支持していたので（社説「入学期の改正」同上誌、同上号）、翌1908年には神戸高等商業

と同じく学年5月始期制を4月始期制に改正した（『文部省第36年報』）。

こうした動きをうけて、大正初年には、学年始期改正問題が学校長会議の議題とされるようになった。^{*}たとえば1914年、1915年の直轄実業専門学校長会議に対して文部省は学年始期の変更とそれに伴う入学試験期日変更の問題を諮問しており（『文部省第四十二年報』『同第四十三年報』）、1916年、1917年には学年始期変更の実績を諮問していた（『文部省第四十四年報』『同第四十五年報』）。この間に学年始期を変更した直轄専門学校が多かったが、以下に述べる熊本高等工業もその一例であった。

^{*} 学年始期変更の問題は、当然に大学、高校に及ぶが、大学は学年始期変更には消極的であったといわれ、大学が変更しない以上、高校だけ4月に変更すると、こんどは高校と大学との間に空隙が生じ、ここに徴兵問題を惹起するおそれがあるとして、高校も学年始期変更には消極的であったとされている（時事彙報「学期変更の議」『教育時論』第792号、1907年4月15日）。高校、大学の学年始期変更は、結局、臨時教育会議の議で決まるまで実現しなかった。

熊本高等工業は、1915年11月に、それまで7月4日から翌年7月3日までとしていた学年の期日を、4月1日から翌年3月31日までと改め、翌1916年から実施した。同校沿革史は、この学則改正の経過を詳細に記述している。このなかに、同校からの学則改正の伺に対して文部省専門学務局長から、「学年開始時期ノ変更ハ一般ノ学校ニ通シ」[其実施方法ニ関シテハ御協議致度件モ有之候ニ付貴校ノ分ニ其他ノ学校ト共ニ大正四年度ヨリ]云々という通牒のあったことが紹介されている（238ページ）。実際に、1915年に学則を変更して学年始期を4月に改めた学校としては、熊本高等工業のほか、東京高等商業、東京高等工業、大阪高等工業、金沢医専などが知られている（『文部省第43年報』、各校の『学校一覧』）。

大正初期に創立された官立専門学校、たとえば東京高等蚕糸（1914年）、桐生高等工業（1916年）は創立以来、学年4月始期制を実施していた。

ここでの要点は、明治から大正初期までは、各専門学校の学年始期がばらばらであった関係で、各校の入試の実施時期も不統一であったということである。このうち、学年始期を5月、7月、9月等にしていった学校の入試は、中学校や甲種実業学校の卒業式後に入試を実施したとおもわれるので、高校入試の期日と重なっていたかどうかは問題となるが、下級学校との関

表5-2 山口高等商業の入試期日と試験場
(1905~1925年)

年	入試期日	本校以外の試験場
1905	4.10~ .14	東京
1906	4.10~ .14	東京、京都
1907	3.23~ .25	〃
1908	3.23~ .25	〃
1909	3.28~ .30	〃
1910	3.23~ .25	〃
1911	3.27~ .29	〃
1912	3.21~ .23	〃
1913	3.24~ .26	〃
1914	3.21~ .23	〃
1915	3.25~ .27	〃
1916	3.19~ .20	〃
1917	3.28~ .30	〃
1918	3.18~ .20	〃
1919	3.28~ .30	〃
1920	3.18~ .20	〃
1921	3.28~ .30	〃
1922	3.18~ .20	〃
1923	3.23~ .24	京都
1924	3.26~ .27	〃
1925	3.23~ .24	〃

『山口高等商業学校沿革史』635、636、811~812ページによる。

表5-3 桐生高等工業の入試期日と試験場
(1916~1921年)

年	入試期日	本校以外の試験場
1916	3.19~ .22	東京
1917	3.24~ .27	〃
1918	3.18~ .21	〃
1919	3.24~ .27	東京、京都
1920	3. 9~ .22	東京、大阪
1921	3.24~ .27	〃

『桐生高等工業学校二十五年史』332ページ。

係が問題となることはなかった。

他方、4月始期制を採用していた学校の入試期日は、下級学校との関係で問題を生ずる可能性があった。*入試の実施期日を記載している学校史はあまり多くないようであるが、創立以来学年4月始期制を採用していた山口高商、桐生高工の入試実施期日は、表

5-2、表5-3の如くである。山口高商が1905年、1906年に4月上旬に実施したほかは、毎年3月下旬に実施していたことがわかる。

* 文部省普通学務局は、1907年12月に、「中学校ニ於ケル学年試験ハ中学校令施行規則第四十七条第二項ニ依リ各学年末ニ於テ之ヲ行フヘキ儀ニ有之候処自今第五学年ニ限り三月上旬以後ニ於テ便宜繰上ケ之ヲ施行スルモ差支無之候条夫々御示達相成度尤モ右ノ場合ニ於テハ教授日数ハ予メ相当補充ノ途ヲ講シ規定ノ制限ヲ下ラシメサル様注意セシメラレ度…」という通牒を発している（『明治40年 文部省例規類纂』15~16ページ）。特別の解説がつけられてはいないが、いくつかの専門学校の学年始期4月制への変更とそれに伴って入試期日が3月になることに対応する処置であったことは明らかであった。

山口高商が、創設初期の2か年のみであったにせよ、4月中旬に入試を実施していたことは注目される。この方式をとる場合には、入試期日による下級学校の授業計画への影響を小さくすることができた筈だからである。この方式が短命に終わった理由については前述した。

1915年以降、大部分の官立専門学校が学年4月始期制に移行し、3月中に実施される入試が多くなったのに対応して、文部省は、1916年3月に中学校令施行規則を改正して中学校第5学年の教授日数を200日以上とした（1~4学年は従来通り220日以上）。

なお、表5-2、表5-3にみられるように、高校の入試と異なって、官立専門学校の入試期日は一定していなかった。1911年から毎年1回直轄実業専門学校長会議が開かれており、入試期日は毎回議題となっていたようであるから、桐生高工の例にみられるように高等工業の入試期日を隔年にずらす方式は、この会議での協議の結果として採用されたものとおもわれる。この協議方式は、後述するように1921年度入試以降については確認することができる。

専門学校の入試が高校の入試に先んじて実施される場合には、いったん専門学校に合格し入学した者がさらに高校を受験し合格するという事例が起り得たし、実際にもあったようである。文部省は1903年（明治36年）4月30日の告示をもって、「同一人ニシテ文部省直轄諸学校中ノ二箇以上ノ学校ニ入学ヲ出願シタル者ハ其ノ最前ニ入学ヲ許可セラレタル学校ニ入学スヘキモノトス但シ同時ニ二箇以上ノ学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ノ入学スヘキ学校ハ本人ノ選択ニ任ス」と

していた。また1905年10月28日には、文部省令をもって、「文部省直轄諸学校ノ生徒ニシテ予メ学校長ノ許可ヲ受ケス他ノ文部省直轄諸学校ノ入学試験ヲ受ケタルトキハ其ノ入学試験ハ無効トス」とされていた。しかし、この問題は、1920年、1922年の直轄実業専門学校長会議の議題にもなっている（『文部省第四十八年報』『同五十年報』）から、国立実業専門学校にとっては頭痛の種の一つであったようである。実態は明らかでないが、後日、盛岡高等農林が入学試験を無試験定のみにしたこと、つまり出身学校の成績をもって学科試験にかえ、試験そのものは口頭試問と体格検査だけにする方式にしたこと背景には、口頭試問を強化して上記の問題を回避しようとする企図もあったようである。

iii) 国立実業専門学校の入学試験場

前述の山口高商、桐生高工の入試実施要項の歴史をみて気づくことの一つは、これらの学校の入試が、創立以来、本校のほかには他府県の1ないし2か所でも実施されていることである。米沢高工も創立（1910年）以来、東京と米沢とで入試を実施していた（『山形大学工学部五十年史』）。盛岡高等農林の場合、この種の資料未見であり、地元紙である『岩手日報』も毎年の同校の入試の状況を報道しているわけではないので詳細は不明であるが、同紙にみる限り、1909年、1910年の入試は盛岡と東京で実施され、1913年、1917年、1919年には盛岡、東京、京都で実施されたことがわかっている（『岩手日報』1909年3月23日、1910年3月20日、1913年4月3日、1917年3月8日、1919年3月26日）。これらから推測すると、盛岡高等農林もかなり早い時期から、いま判明している年だけでなく、恐らく毎年、本校と同時に東京、京都など遠隔の都会地で入試を実施していたのではないかとおもわれる。同校の受験者数をみると、1909年には本校での受験者が117名であったのに対し、東京での受験者は353名、1910年にはそれぞれ93名、270名であったと報じられている。まだまだ交通手段の不便な時代であったから、遠隔の都会地に試験場を開設することは重要な意味をもっていたものとおもわれる。熊本高工についても、創立時に本校と東京で実施したことがわかっている（『沿革史』132ページ）。

高校入試は、いわゆる総合選抜が実施された年を別として、当該高校だけで実施するのが通例であったから、本校以外の場所でも入試を実施する学校が多かったことは、国立実業専門学校の入試の特色の一つで

あったといえよう。

(c) 1921年から1940年までの入試期日と試験場

i) 国立高校の学年始期の変更

臨時教育会議の審議を経て実施された高等学校制度改革のなかで、高等学校の学年始期も変更されるに至った。1919年（大正8年）の高等学校規程に学年に関する規定が初めて登場し、「学年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日マテトス但シ九月一日ヨリ翌年八月三十一日マテトス但シスコトヲ得」とされた。^{*}9月始期制とする余地を残してはいたが、4月始期制を原則とすることになったのである。實際上、国立高校の学年4月始期制は1921年（大正10年）の新1年生から実施された。

^{*} 臨時教育会議の「諮問第三号、大学教育専門教育ニ関スル件」の答申には「学年ノ始ヲ四月トスルコト」という事項がふくまれていたが、高等学校改革に関する答申中には学年始期制にはふれていない。高校に関しては7年制を原則とすることを答申していたから、学年を4月始期制とすることは当然の帰結と考えられたのであろう。なお、4月始期への転換については、文部省調査普及局『調査資料152（国内調査28）——本邦の学年開始期に関する調査』（1949年7月）が比較的詳しいが、前述の徴兵制との関連についてはふれていない。

1921年（大正10年）の新1年生から、高校の学年も4月に始まるようになった。この年から中学校の学年の終期と高校の学年の始期とが直接に接するようになったのである。このため、高校入試の実施期日を選択する幅も縮まった。これ以後、毎年の国立高校の入試の実施要項は、前年の11月から12月にかけて文部省告示として発表されるようになった。1921年の国立高校入試の実施要項は'20年12月に発表された。

これより前、1920年5月15日から4日間、直轄実業専門学校長会議が開かれた。文部省の諮問事項六つのうち四つまでが入試に関連したものであった（『文部時報』第2号、1920年5月）。この会議は、1921年（大正10年）の入試について、表5-4のように、高等農林、高等工業をそれぞれ二組に分け、各組の入試期日をずらし、隔年交替することを答申した（同上誌、第14号、1920年9月11日）。

同年12月1日、文部省は翌年の国立高校高等科の入試の実施要項を発表した。これによると、学科試験

表5-4 直轄専門学校長会議が答申した1921年入試期日

学 校 名	期 日	備 考	
鹿児島高等農林学校	3月18日～21日	毎年輪番 繰換施行	
東京高等蚕糸学校	〃 〃		
盛岡高等農林学校	3月22日～24日		
京都高等蚕糸学校	3月22日～25日		
上田蚕糸専門学校	〃 〃		
甲組	東京高等工業学校	3月18日より5日間	2組と隔年交互施行
	京都高等工芸学校		
	熊本高等工業学校		
	米沢高等工業学校		
	横浜高等工業学校		
乙組	金沢高等工業学校	3月24日より5日間	甲組と隔年交互施行
	大阪高等工業学校		
	名古屋高等工業学校		
	桐生高等工業学校		
	秋田鉱山専門学校		
東北帝国大学工学専門部			
広島高等工業学校			

『文部時報』第14号、1920年9月11日による。

は3月18日から22日までに行ない、体格検査は3月23日から27日までの間で各高校が定めることとされた。このような期日が設定されたのは「中学校ニ於ケル教授日数ノ関係」からであると12月13日付の文部省の通牒は述べている（『大正十年 文部省例規類纂』8ページ）。同通牒は他の学校（大学予科，大学専門部，専門学校）も同様の理由で入試期日は3月18日以後に施行するようにして欲しいと述べている。（専門学校にはこれ以前に3月に入試を実施していた学校があったのであるが、この種通牒が以前にも出されたことがあったのかどうかは明らかでない。）

なお文部省は、この官立高校の入試実施要項を告示した翌日に、高校入試が「三月十八日より開始サレル次第ニ付中学校第四学年以上ニ於テハ学年末試験施行期日ヲ例年ヨリ繰上ゲ該試験終了後同月十七日迄ニ受験者ヲシテ受験地ニ到着セシメ得ル様」配慮して欲しいと通牒していた（同上）。学年4月始期制への全面的な移行は、入試の実施時期設定いかんが、下級学校に重要な影響を及ぼすことを自覚せしめたのである。
*

* 本題から多少外れるが、前掲『全国商業学校一斑』によれば、明治末年の商業学校は殆どが学年4月始期制を採用しているが、同時に、大部分の学校が入学試験を4月初旬に実施してい

たことがわかる。この例によれば、学年4月始期制と入学試験の3月実施とは論理必然的に結びつく問題ではなかったようにおもわれる。敗戦直後という例外的な時期——大戦末期の中等学校上級学年は工場に勤労働員されていて事実上授業は実施されていなかったからであろうが、1946年度（昭和21年度）の高校・専門学校の入試が4月、5月に実施された例もある。

ii) 官立実業専門学校の入試期日（1921～1940年）

①入試に関する日程

別項で略述したように1928年度入試から、専門学校の入試試験に関してはかなり大きな入試改革が実施されるようになった。しかし、この改革をすすめた文部省の通牒は、入学試験期日については「大体现行ノ通りトスルコト」として、特別の改革をすすめなかった。ここでいう「現行」とは1921年以降の事情をさすものとおもわれる。そこでここでは、官立高校、官立専門学校の入試期日が3月に集中するようになった1921年から1940年までの状況の概略について述べる。

ここでとりあげる試験期日は、試験検定の学科試験の実施期日だけである。

これまでたびたび述べてきたように、官立高校、

官立実業専門学校の入学試験の方法には、試験検定と無試験検定の二つがあった。この時期には、官立高校では無試験検定は実施されなくなっていた。官立実業専門学校で実施された無試験検定では、出身学校での成績が主要な判定資料とされ、学科試験は行なわれないが、口頭試問と身体検査とは、1～2日程度で同時に実施されることが多く、その期日は、3月の学力検査期日の数日前とされることもあったが、多くの場合は、学力検査期日の約1か月前に設定されていた。ただし横浜高工は例外で、無試験検定のみで入試を実施していた時期も、盛岡高等農林とは異なって、その口頭試問、身体検査の期日を、他の高等工業の学科試験と同じ3月中旬ないし下旬に設定していた。

1930年代のように、官立実業専門学校の大部分が無試験検定を実施していた時期には、その口頭試問、身体検査の実施期日の重なりぐあいも問題になるが、盛岡高等農林を除くと、無試験検定の受験資格は限定されたものであったし、はんさになるのでここでは省略することにした。

試験検定では、学科試験、口頭試問、身体検査が実施される。1928年度入試以降は、このほかに、出身学校の成績も判定資料とされるが、これは入試の実施期日と直接には関係しない。

口頭試問、身体検査の期日の設定の仕方は、官立高校と官立実業専門学校とは異なっている。官立高校では、1920年までは、体格検査期日は学科試験期日の直前に設定されていたが、1921年度入試以降は学科試験（多くは2～3日間）が統一された期日に実施されたあと、その結果にもとづいて4～7日間後に口頭試問、身体検査を受けるべき者が発表され、その者についてのみ口頭試問、身体検査が1～2日にわたって実施された。その実施期日は学校ごとに指定されたから、学校ごとに少しずつ異なっていた。口頭試問、身体検査を受けるべき人数は、ふつう、入学予定人員の1.3～2倍程度*で、学校ごとに異なっていた。以下において官立高校の入試期日というのはもっぱら学科試験の期日をさし、口頭試問、身体検査の期日については省略する。

* この倍率は、1938～1940年の官立高校入試に関する文部省告示による。これ以前は、この倍率が事前に発表されたのかどうか、いまのところははっきりしない。

官立実業専門学校の試験検定入試の口頭試問と身体検査の実施期日は、多くの場合、官立高校のそれとは異なって、3月中旬ないし下旬の学力検査の最後の日か、それにすぐ続く1,2日（大部分は1日）で実施

された。学科試験期間中に実施されることも少なくなかった。学科試験実施後、その結果によって口頭試問、身体検査を受けるべき者を指定し、学科試験後数日おいて口頭試問、身体検査を実施する学校も皆無ではなかったが、例外的であった。例外といえば小樽高商は1934年度の入試では、学科試験の前日に口頭試問と身体検査を実施している。口頭試問、身体検査の期日については、これを考慮に入れるとかなりはんさになるので、以下ではすべて省略してある。

なお、この時期には、本校のほか本校以外の土地でも入試を実施する官立実業専門学校がかなりの数にのぼったが、入試期日は本校も他の場所も同日というのがふつうであった。筆者の調べた限り、盛岡高等農林の1928年の入試だけが例外で、試験期日が5か所の会場ごとに異なっていたが、これは無試験検定の口頭試問と身体検査だけであり、2月21日から24日までの範囲であって、他校との重複が問題となることはなかった。

なお、近年の国立大学共通一次学力試験に関しては、学力試験の期日だけでなく、入学願書の締切期日が前年の10月、つまり高校の2学期半ばという早い時期に設定されていることが問題になっている。ここで扱っている時期の官立実業専門学校の入学願書締切期日は、学校によって異なるが、試験検定の場合は、多くは2月下旬から3月上旬に、無試験検定の場合はそれより少し早く、1月末から2月末に設定されていることが多かった。無試験検定のみを実施していた時期の盛岡高等農林の入学願書締切期日は、最初の年である1928年が2月10日、翌年からは2月5日に設定されていた。

いずれにせよ、試験期日が3月中旬ないし下旬（無試験検定の場合はこれより早い）に設定されている限り、入学願書の締切期日が下級学校の3学期の授業終了前になることは避け難いことであった。

②官立実業専門学校の学科試験の期日

ここでは1921年から1940年までの官立実業専門学校の入試の学科試験の期日について述べる。ただし、盛岡高等農林と横浜高等工業の2校については、学科試験を実施しなかった期間の入試期日としては口頭試問と身体検査を実施した期日を取りあげる。これらの学校の入試期日は、農業、工業、商業それぞれの毎年の直轄実業専門学校長会議で協議され、一定の協調のもとに設定されたという経過がある。そこで以下では、農業、工業、商業の各専門学校ごとにまとめて述べる。（表5-5、5-6、5-7を参照。）

官立実業専門学校の入試期日は、試験検定を実施し

官立実業専門学校の入学試験制度の歴史

表5-5 官立高等農業の入試期日 (1921~1940年)

(表中では盛岡高等農林の1928~1940年を除き、3月を省略してある。)

	盛岡農林	鹿児島農林	上田蚕糸専門	東京蚕糸	京都蚕糸	鳥取農業	三重農林	宇都宮農林	岐阜農林	宮崎農林	千葉園芸	東京農林
1921	23-25	19-21		18-21	22-25	28-30						
1922	18-20	不明		22-25	17-19	18-20	24-26					
1923	23-25	18-19	27-28	19-21	24-26	23-25	18-19	18-20				
1924	27-29	27-29	27-28	27-29	27-29	27-29	27-29	27-30	27-29			
1925	25-27	25-27	25-26	25-27	25-27	25-27	25-27	25-28	25-27	25-27		
1926	20-22	20-22	20-21	〃	20-22	〃	〃	25-27	20-22	〃		
1927	25-27	25-27	26-27	20-22	25-27	20-22	20-22	20-22	25-27	20-22		
1928	2月 21-24	18-20	19-20	23-24	19-20	23-24	23-25	23-25	19-20	23-24		
1929	2/17	23-25	24-25	19-20	23-24	19-20	18-20	18-20	23-24	〃		
1930	2/16	18-20	19-20	23-24	19-20	23-24	23-24	23-25	19-20	19-20		
1931	2/15	23-25	25	19-20	23-24	19-20	19-20	18-20	23-25	23-24	18-19	
1932	2/21	18-20	20	23-24	19-20	23-24	23-25	23-25	17-19	19-20	23-24	
1933	2/19	23-25	23	19-20	23-24	19-20	18-20	18-20	23-25	23-24	19-20	
1934	2/18	〃	20	23-24	19-20	23-24	23-25	〃	17-19	19-20	23-24	
1935	2/17	18-20	25	19-20	23-24	19-20	18-20	23-24	23-25	23-24	18-19	
1936	2/16	23-25	20	23-24	20	23-24	23-25	18-19	18-20	19-20	24-25	19-22
1937	2/21	18-20	25	19-20	25-24	19-20	19-20	23-24	20-25	23-24	18-19	23-24
1938	2/20	23-25	20	23	18	23-24	24-25	18-19	19-20	19-20	23-24	18-19
1939	2/19	18-20	23	19-20	24-25	19-20	19-20	24-25	23-24	23-24	18-19	23-24
1940	2/18	22-24	20	23	18	23-24	24-25	19-20	19-20	19-20	22-23	18-19

毎年入試に関する文部省告示による。

表5-6 官立高等工業の入試(学科試験)期日 (1921~1940年)

年	官立高校	東京高工	大阪高工	京都工芸	名古屋高工	熊本高工	米沢高工	桐生高工	横浜高工	広島高工	金沢高工	仙台高工	明治専門	東京工芸	神戸高工	浜松高工	徳島高工	長岡高工	福井高工	山梨高工	秋田鉦山	室蘭高工	盛岡高工	多賀高工	大阪高工	宇部高工	新井浜高工	久留米高工		
1921	18-22	18-20	24-27	18-22	25-27	18-21	不明	24-27	18~	24-26	24-27	不明	不明								24~27									
22	18-22	18-20	不明	17~20	18-20	不明	不明	18-20	不明	不明	不明	18-20	不明	25-27	17-19						不明									
23	18-21	19-21	19-21	19-21	20-22	19-21	20-23	20-22	19-20	19-21	20-22	20-22	不明	19-21	19-20		19-21				19-21									
24	18-22	18-23	18-21	18-20	19-22	18-21	18-21	18-21	19-22	18-20	18-21	18-21	18-20	19-22	18-20	18-21	18-20	18-21	18-21	18-21	18-20									
25	18-22	18-22	不明	不明	18-22	不明	18-20	不明	不明	不明	不明	不明	不明	18-22	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明								
26	17-20	17-20	23-26	17-20	23-26	17-20	23-25	17-20	17-20	17-19	17-20	23-26	17-19	23-26	23-25	23-26	23-25	23-26	23-26	23-25	23-25									
27	17-22	23-26	17-20	23-26	不明	23-26	17-19	不明	23-26	23-25	23-26	不明	不明	17-20	17-20	17-19	17-19	17-19	17-19	17-19	17-19									
28	17-20	18-21	24-27	18-20	18-21	18-21	24-26	24-26	18-21	18-20	18-21	18-20	24-27	24-27	24-27	24-27	24-26	24-26	24-26	24-26	24-26									
29	17~			24-26	24-27	24-27	18-19	18-20	24-27	24-26	24-28	24-26	18-20	17-20	18-21	18-20	18-20	24-26	24-26	24-26	24-26									
30	17~			不明	17-21	17-20	24-26	18-19	17-20	18-20	18-21	17-20	24-26	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明									
31	17~			18-20	23-27	23-27	18-20	24-25	24-27	24-27	24-27	24-27	17-19	24-28	17-20	17-18	18-20	24-26	24-26	24-26	24-26									
32	17~			24-26	18-19	17-20	24-26	17-19	18-20	18-20	17-20	23-26	16-18	24-28	17-20	17-18	18-20	24-26	24-26	24-26	24-26									
33	17~			17-19	23-24	24-28	18-20	24-26	24-28	23-25	24-27	23-26	16-18	24-28	17-20	17-18	18-20	24-26	24-26	24-26	24-26									
34	17~			24-26	18-19	17-20	23-25	17-18	17-22	18-20	17-20	17-20	22-24	17-20	24-27	23-25	23-24	24-26	24-26	24-26	24-26									
35	17~			17-19	23-24	23-26	18-20	25-26	24-28	25-27	23-26	16-18	24-28	17-20	18-20	17-18	18-20	24-26	24-26	24-26	24-26									
36	17~			24-26	18-19	17-20	23-25	18-20	17-22	18-20	18-20	17-20	22-24	16-20	24-27	23-25	24-25	24-26	24-26	24-26	24-26									
37	17~			17-20	24-25	24-27	18-20	25-27	24-28	24-26	24-26	24-27	16-18	24-28	17-20	17-20	18-19	24-26	24-26	24-26	24-26									
38	16~			24-26	16-17	17-20	23-25	16-18	17-22	17-19	18-20	17-20	24-26	16-18	24-26	23-27	24-25	24-26	24-26	24-26	24-26									
39	16~			18-20	17-18	17-22	17-19	17-20	不明	不明	不明	16-18	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明									
40	16~			不明	18-19	17-20	不明	18-22	不明	不明	17-20	不明	18-22	16-20	17-22	17-19	17-20	17-18	17-19	17-19	17-19									

毎年入試に関する文部省告示による。

表5-7 官立高等商業の入試(学科試験)期日 (1921~1940年)

「3月」を省略してある。

	官立高校	長崎	山口	小樽	名古屋	福島	大分	彦根	和歌山	横浜	高松	高岡
1921		18~20	23~30	28~29	24~26							
22	17~19	23~25	18~19	29~30	27~28	27~28	29~30					
23	20~22	28~29	23~24	〃	26~27	26~27	18~19	30~31	29~30			
24	18~22	18~20	26~27	〃	24~27	22~23	23~24	26~27	18~20	28~30	25~27	
25	18~22	22~24	23~24	26~27	26~27	〃	26~27	〃	26~27	25~27	28~29	29~30
26	17~20 22~25	17~19	17~19	22~23	22~24	22~23	17~18	22~23	17~19	17~19	22~23	22~23
27	17~22 18~23	〃	〃	〃	17~19	〃	22~24	〃	〃	〃	〃	〃
28	17~20 17~19	15~17	15~17	19~20	19~22	19~22	19~20	15~17	15~17	15~16	19~22	19~22
29	17~	〃	〃	19~22	15~17	〃	〃	〃	〃	15~17	〃	〃
30	17~	〃	〃	27~29	19~22	〃	19~22	19~22	〃	〃	15~17	〃
31	17~	〃	〃	28~31	15~17	19~20	19~20	15~17	〃	〃	〃	19~20
32	17~	〃	〃	28~30	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
33	17~	〃	〃	〃	19~20	〃	〃	19~20	〃	〃	19~20	15~17
34	17~	〃	〃	〃	15~17	〃	〃	15~17	19~20	〃	15~17	19~20
35	17~	〃	〃	28~29	〃	〃	〃	〃	〃	〃	19~20	〃
36	17~	〃	〃	25~26	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
37	17~	〃	〃	24~25	〃	〃	〃	〃	15~17	〃	〃	〃
38	16~	14~16	14~16	23~24	18~20	18~20	14~16	14~16	14~16	14~16	18~20	18~20
39	16~	〃	13~14	22~23	14~16	〃	〃	〃	10~12	〃	〃	〃
40	16~	〃	〃	24~25	18~20	〃	〃	〃	11~13	〃	〃	〃

各年の入試に関する文部省告示による。

なかった時期（1928～1940年）の盛岡高等農林のそれを除いて、この期間、すべて3月中旬から下旬にかけて設定されていた。したがって、以下の記述の日程は、すべて3月中に関することである。

まず、高等農林の入試期日について。

この時期の高等農林の入試期日の設定の仕方はいくつかのタイプがみられた。

第1に、全期間を通して、入試期日は、官立高校のそれと同じ日（これを前期とここではいう）か、ずっと後（ここではこれを後期という）に設定された。換言すれば、官立高校よりまえに設定されたことはなかった。例外は、盛岡高等農林の無試験検定の期日だけである。

第2に、若干の例外はあるものの、大部分の学校の入試期日は、17～20日という早い時期に始める年と、23日以降という遅い時期に始める年とで、隔年に設定されていたらしいことがわかる。1921年以前からこの方式がとられていたのではないかとおもわれる。ただし、前期校の期日、後期校の期日をはっきり協定していたのかどうかは明らかでない。全校がはっきりと2班に分かれて実施されたのは、1926、1927年の2年だけであった。他の年は、後述の1924、1925の両年を除くと、2班に分かれる方式に近いのだが、毎年、多少とも例外的な日に設定する学校があった。

第3に、1924年と1925年の2年だけであったが、官立高等農林の全校の入試期日を統一したことが注目される。この2年とも、官立高校入試の終了後に設定されていた。全校の入試期日を統一したという例は、工業、商業にはなかった。

第4に、1924、1925年の全校統一方式、これに続く1926～1928年の2班編成方式がくずれる1929年以後については、各校が隔年に行なうという方針があったとしても、前期後期それぞれの期日が統一されていたのかどうかははっきりしないことが指摘される。別な言い方をすれば、毎年必ず例外的な学校があったということでもある。

つぎに高等工業の入試期日について。

第1に、僅かの例外を除いて、官立高校とほぼ同じ期日に実施する前期と、官立高校入試と重ならない後期とに隔年に実施する学校が多かったことは、高等農林と同様である。高等農林よりも徹底していたといえるかも知れない。

第2に、高等農林と同様に、しかし高等農林より1年早く、1923年から1925年までの3年、ほぼ全校の期日を統一して実施したことが注目される。官立高校

入試に重なる期日で統一したこと、開始期日を1日遅らせる学校が3年とも2、3校あったことが、この兩年の高等農林の統一方式と異なる点であった。

なお高等工業は、1939、1940年の兩年、再び全校の入試期日を官立高校のそれと重ねて統一して実施していることが注目される（兩年とも、完全な統一ではなく、1、2日ずれる学校が数校あったが）。同じく統一した前回の方式と異なる点は、高等工業だけが独自に実施したことである。

第3に、1926年から1928年までの3年間は、全高等工業の入試を、官立高校のそれと重なる前期、官立高校より遅い後期にほぼ完全に2分して実施した。戦後の1期校、2期校のように学校によって前期か後期かを固定する方式ではなく、それぞれの学校が隔年に入れ替っているところに特色がある。

1929年から1938年までの間も、ほぼ全校が前期と後期の隔年に実施しているところからみて、2期制を原則としていたのかともおもわれるが、それにしても例外が多い。

第4に、これは例外であるから高等工業の入試期日の特色として掲げるには疑問もあるが、長岡高等工業が入試期日を隔年に替える方式をとらず、1924年から1927年までは2年ごとに替える方式をとり、1928年から1938年までは、24～26日に、つまり後期に固定していたことが注目される。後述するように、高等商業には入試期日を固定する学校が多かったが、長岡高等工業のように後期に固定していたのは小樽高等商業だけであった。

つぎに、高等商業の入試期日について。

第1に、高等商業の入試は、1921年から1925年までは、期日がばらばらであり、期日に関する統一的な方針はなかったようにみえる。したがって結果からみてのことであるが、この時期には、官立高校の期日と重なる学校は少なかったといえる。

第2に、1926年から1940年までは、ほぼ全校が2つの時期に分れて入試を実施していたことが注目される。入試期日を2つに分けるといっても、高等農林や高等商業とは異なる点がある。

高等商業入試の前期の期日は、1927年までは官立高校の入試と重なっていたが、1928年以降は、前期校の入試期日は官立高校のそれより前に設定されており、高等商業を受けた後に官立高校を受けることができる。後期校の入試期日は官立高校のそれと重なるように設定されていた。これは官立高等商業の入試期日の第3の特色にあげられる。例外は小樽高等商業で、同校の入試期日だけは、1928、1929年の両年を除く

と、つねに3月下旬に設定されていた。

第4に、高等商業には、高等農林、高等工業と違って、入試期日を固定させる学校の多かったことが注目される。1928年以降にはこの傾向が特に顕著で、長崎、山口、横浜の3校は一貫して前期に、小樽、福島は一貫して後期に設定していた。

iii) 官立実業専門学校の入学試験の試験場

これまで、盛岡高等農林、山口高等商業、桐生高等工業などが、入学試験を本校以外の場所でも実施していたことにふれたが、ここでは、1924年から1940年までの各官立実業専門学校の入学試験場の設置状況を整理しておく(表5-8、5-9、5-10)。

かなり多くの専門学校が複数の都市で入試を実施したことがわかっている。無試験検定入試を併用していた学校は、無試験検定入試の体格検査と口頭試問だけは本校だけで実施する機会が多い(小樽高等商業、1928~1940年の盛岡高等農林などは、本校以外の試験場でも無試験検定の体格検査と口頭試問を実施したが、これらは例外的であった)。表に整理したのは、各校の試験検定入試の実施箇所である。

全体としてみると、高等農業、高等工業、高等商業の試験場の設定の仕方には著しく異なった傾向のあったことがわかる。

まず、高等農業についてみると、どの学校も、毎年、本校をふくむ複数の都市で入試を実施していた。東京高等農林が1937年に本校のみで入試を実施したのが、この期間中の唯一の例外である。本校以外の複数の場所で実施したといっても、本校以外に1か所というのはむしろ例外で、2か所以上で実施するのがふつうであった。上田蚕糸専門、京都高等蚕糸(1931年から京都高等蚕糸と改称)、盛岡高等農林などのように、本校以外に4~5か所を設定している学校すらあった。1925、1930、1935、1940の各年の平均実施場数は、本校を除いて、それぞれ、3.7、3.0、3.5、3.8である。各校が本校以外に3~4か所で行入試を実施したわけである。本校以外に実施する都市は、東京、京都、名古屋、福岡、仙台、神戸などの大都市が中心であった。京都高等蚕糸が1933年から朝鮮の京城でも実施するようになったこと、盛岡高等農林が1939年から札幌でも実施するようになったことなどは、他校とやや異なる点である。各校が、本校以外に多数の都市で行入試を実施したことは、広い範囲から学生を集めようとする企図がそこにあったといえるが、受験生の側からみると、試験期日の表と重ね合わせてみればわかることであるが、3月中旬から下旬にかけ

て本校以外の大都市まで出れば複数の学校を受験する機会があったことを意味している。

つぎに、官立高等工業の試験場についてみると、本校以外の都市でも入試を実施した学校は、おおむね半数以下であった。本校以外でも入試を実施した学校を、1925、1930、1935、1940の各年についてみると、それぞれ、20校中9校、18校中8校、18校中8校、25校中13校であった。1940年だけが半数を越えているのは、この年新設された7校中6校が本校以外でも入試を実施したからである。

本校以外でも入試を実施した学校はほぼ固定しており、1925年についてみれば、米沢、桐生、広島、神戸、徳島、長岡、山梨の各高工、明治専門、秋田鉱山の9校であった。翌1926年からは神戸高工が、1928年からは広島も本校のみで実施するようになり、逆に福井高工が1926年から本校以外に試験場を設定するようになった。つまり、本校以外で入試を実施した高等工業は、明治専門を除くといずれも中小都市に所在する学校であった。

本校以外に入試を実施する都市の数も高等農林のように多くはなく、4か所で行入試した明治専門、3~4か所で行入試した秋田鉱専は例外で、本校以外に2か所で行入試するのがふつうであった。本校以外の実施場所としては、東京、大阪、福岡などの大都市が選ばれるのがふつうで、明治専門が山口、鹿児島で、秋田鉱専が札幌で行入試していたのは例外であった。高等農業、高等工業では選ばれることの多かった京都で実施されることがほとんどなかったことも興味深い。

本校以外でも入試を実施する高等工業が少なかったのは、重化学工業の発展期にあるこの時期には、高等農業よりも受験生をひきつけるものがより強くあったということなのであろうか。

つぎに高等商業について、みてみよう。

高等商業のうちで本校以外の都市でも入試を実施した学校は、11校中8ないし9校で、ほぼ固定していた。この時期に、本校以外で入試を一度も実施しなかったのは、彦根高商と神戸高商の2校で、横浜高商は1929年からは本校以外で実施するのをやめた。名古屋高商は1925、1926の両年と1935年以降に、東京でも入試を実施した。高商で本校以外に試験場を設ける学校が多かったのは、高等農林と同様に、中小都市に所在する学校が多かったからであろう。

高等商業の入学試験場として選ばれた都市は1か所か2か所で、それもほとんどの場合、東京か京都に限られていた。

以上のことをまとめてみると、高等農業の試験場は

表5-8 官立高等農業の入学試験場（1924~1940年）

	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931
盛岡高等農林	東京, 静岡, 京都, 富山, 山形	東京, 福岡, 名古屋, 京都	福岡, 東京, 京都	広島, 東京, 京都	福島, 京都, 東京, 福岡	左に同じ	左に同じ	左に同じ
鹿児島高等農林	京都, 福岡	東京, 福岡	福岡, 東京	福岡, 東京	福岡, 東京	福岡, 東京	福岡, 広島	福岡, 広島
上田蚕糸専門	福島, 東京, 名古屋, 姫路, 下関	仙台, 東京, 名古屋, 姫路, 下関	左に同じ	左に同じ	左に同じ	東京, 名古屋, 姫路, 下関	東京, 名古屋, 姫路, 福岡	東京, 名古屋, 岡山, 福岡
東京高等蚕糸	京都, 熊本, 仙台	京都, 熊本, 福島, 名古屋, 岡山	京都, 福島, 名古屋, 熊本	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ
京都高等蚕業	東京, 福島, 名古屋, 岡山, 熊本	東京, 福島, 名古屋, 広島, 熊本	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ
鳥取高等農業	広島, 金沢	東京, 京都, 広島	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	京都, 広島, 高田	東京, 京都, 広島
三重高等農業	福岡, 岡山, 金沢, 福島	東京, 京都, 広島, 福岡	東京, 新潟, 京都, 福岡	東京, 長野, 京都, 福岡	東京, 仙台, 京都, 福岡	東京, 金沢, 京都, 福岡	左に同じ	東京, 福島, 京都, 福岡
宇都宮高等農林	東京, 京都	東京, 京都, 新潟	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	東京, 京都
岐阜高等農林	神戸, 新潟	東京, 神戸, 新潟	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	神戸, 東京	神戸
宮崎高等農林		東京, 福岡, 京都	東京, 岡山, 福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡
千葉高等園芸							京都, 熊本	京都, 熊本
東京高等農林								

	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940
左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	札幌, 東京, 京都, 福岡	左に同じ
福岡, 京都	福岡, 京都	福岡, 京都	福岡, 京都	福岡, 京都	福岡, 京都, 東京	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ
左に同じ	左に同じ	左に同じ	東京, 名古屋, 京都, 岡山, 福岡	左に同じ	東京, 福島, 名古屋, 京都, 福岡	東京, 名古屋, 京都, 岡山, 福岡	左に同じ	左に同じ	左に同じ
左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ
東京, 長岡, 名古屋, 広島, 熊本	東京, 名古屋, 広島, 熊本, 京城	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	東京, 名古屋, 広島, 福岡, 京城	左に同じ	左に同じ
左に同じ	東京, 京都, 広島, 福岡	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ
左に同じ	左に同じ	東京, 仙台, 京都, 福岡	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ
東京, 京都	東京, 京都	東京, 京都	東京, 京都, 福岡	左に同じ	左に同じ	左に同じ	東京, 京都, 仙台	東京, 京都, 福岡, 仙台	東京, 京都, 福岡, 仙台
神戸	神戸	神戸, 仙台	神戸, 仙台	神戸, 仙台	神戸, 仙台	神戸, 仙台	神戸, 東京, 福岡, 仙台	東京, 大阪, 福岡, 仙台	左に同じ
福岡	福岡, 京都	福岡, 京都	福岡, 京都, 東京	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ
京都, 熊本	京都, 熊本	京都, 福岡	京都, 福岡	京都, 福岡	京都, 福岡	京都, 福岡	京都, 福岡	京都, 福岡	京都, 福岡
				福岡, 福島	(本校のみ)	京都, 福岡	京都, 福岡, 仙台	左に同じ	

各校の試験検定入試の実施場の所在地を掲げた(本校は省略してある)。ただし、盛岡高等農林の場合、1928~1940年は無試験検定による体格検査、口答試験の実施地である。入試に関する各年の文部省告示による。

表5-9 官立高等工業の入学試験場 (1924~1940年)

	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	
東京高等工業	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
大阪高等工業	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
京都高等工芸	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
名古屋高等工業	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
熊本高等工業	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
米沢	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	
桐生	*	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪, 福岡	東京, 大阪, 福岡	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	
横浜	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
広島	福岡	福岡	福岡	福岡	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
金沢	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
仙台	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
明治専門	東京, 大阪, 広島, 熊本	東京, 大阪, 山口, 鹿児島	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	*	*	*	*	*
東京高等工業	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
神戸高等工業	東京	東京	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
浜松	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
徳島	大阪	大阪	大阪, 広島	大阪, 広島	大阪, 広島	大阪, 広島	大阪, 広島	大阪, 広島	大阪, 広島	大阪, 広島	大阪, 広島	大阪, 広島	大阪, 広島	大阪, 広島	大阪, 広島	大阪, 広島	大阪	大阪
長岡	東京	東京, 岡山	東京, 札幌	東京, 札幌	東京, 京都, 札幌	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪	東京, 大阪

表5-10 国立高等商業の入学試験場 (1924~1940年)

	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940
神戸高商予科	*	*	*	*	*												
長崎 高商	京都	東京,京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都
山口 〃	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都
小樽 〃	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都
名古屋 〃	*	東京	東京	*	*	*	*	*	*	*	*	東京	東京	東京	東京	東京	東京
福島 〃	*	東京	東京	東京	東京	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都
大分 〃	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都
彦根 〃	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
和歌山 〃	*	*	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京,福岡	東京	東京	東京	東京	東京,京都	東京,京都
横浜 〃	東京,京都 金沢	京都,福岡	京都	京都	京都	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
高松 〃	*	東京,京都	京都,福岡	京都,福岡	京都,福岡	京都,福岡	京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	京都
高岡 〃		東京	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都	東京,京都

各校の試験検定入試の実施場の所在地を掲げた(本校は省略してある)。*印は本校のみ。
入試に関する各年の文部省告示による。

東京、京都、福岡に、高等工業のそれは東京、大阪、福岡に、高等商業のそれは東京、京都に集中していたことがわかる。これら4都市で入試を実施した学校を、1935年を例にとりしめすと表5-11の如くである。学校名を入試日順に並べてみるとわかるが、受験生からみれば、本校に行かずにこれらの都市に行けば、遠隔地の学校をふくめて2校ないし3校を受験することができたわけである。

しかし、試験地の一覧をみて気づくことのひとつは、1校だけではあったが植民地朝鮮にまで試験場を設けた学校があったのに、どの高等教育機関に行くにも海を越えなければならぬ沖縄県に試験場が設定されたことのなかったことである。

学校所在地が国内のどこに位置しているかによって、受験者、入学者に地域的な偏りが生まれるのはむしろ当然のことである。しかし、試験場を本校以外の各地に設定することによって、この偏りをある程度小さくし受験者の出身地域を全国に分散させることは可能であった。表5-12、5-13、5-14は、1930年の各校の受験者、入学者の地域別分布をしめている。多くの地に試験場を設定した高等農業専門学校各校が、試験場をあまり設定していない高等商業、高等工業の各校よりもより広範な地域から受験者、入学者を集めることに成功していたことは明らかであった。なお、盛岡高等農林と小樽高商については、試験場が多数設定されたことのほかに、前者については試験日が他校より早かったこと、後者については他校より遅かったことを考慮する必要がある。

(d) 1941年～1948年の入試期日と試験場

戦時期とくに第2次大戦末期と戦後期には、官立高校・官立実業専門学校の入試期日に関しても、これまでみられなかった変化が現われてきた。

i) 1941年、1942年の官立高校・官立実業専門学校の入試期日の統一

1941年度の官立高校・大学予科、官立実業専門学校の入試期日は、3月16日開始に統一された。前述のように、官立高等商業全校の入試期日の統一とか、官立高等工業全校の入試期日の統一という試みが実施されたことはあったが、また官立高等工業全校の入試期日を官立高校のそれに重ねたことはあったが、官立実業専門学校全校の入試期日を統一したことはなかった。官立実業専門学校全校の入試期日を統一し、しかもそれを官立高校の入試期日に重ねたのは、1941年入試が初めてであった。

大部分の官立学校の入試期日が統一されたわけであるが、それでも例外はあった。高等師範（2校）、女子高等師範（2校）の入試は、従来同様に前年12月に実施された。官立医科大学薬学専門部（3校）と官立薬専（2校）のうち4校は官立高校より前に、1校は官立高校のあとに入試を実施した。帝大医学部及び官立医大の臨時附属医学専門部（14校）のうち13校は官立高校入試後の3月22日から24日まで、台北帝大医学部のそれは2月26日から28日にかけて入試を実施した。また臨時教員養成所6校のうち5校は3月27日から29日まで、1校は4月7日から9日まで入試を実施するというぐあいであった。

官立学校の全部の入試期日を統一したわけではなかったこと、官立高校と各実業専門学校とでは学科試験の科目が異なっていたこと、などは1979年入試以降の共通第一次学力試験とは異なっていた。

官立高校と官立実業専門学校全校の入試期日を統一する方式は、翌1942年度入試でも実施された。ただし1942年入試は、これまでより早く3月1日から実施された。官立高校、官立実業専門学校の入試が、無試験検定は別として、3月上旬に実施されたのは、高校、専門学校が学年4月始期制となって以来はじめてのことであった。

ii) 1943、1944年の官立実業専門学校の入試期日

1943年の入試は、再び官立高校と官立実業専門学校とは別の期日に実施された。官立高校は3月6～7日に、官立高等工業は3月22日から3日ないし4日間、官立高等商業は3月23日から3日間、官立高等農業は同じく3月23日から3日ないし4日にわたって、それぞれ入試を実施した。つまり、官立実業専門学校の入試期日は、ほぼ統一して実施されたのである。ただし、他の官立専門学校、帝大臨時附属医学専門部の入試は、官立実業専門学校のそれと同一である場合と異なる場合とがあり不統一であった。

1944年度の入試も、官立高校と官立実業専門学校とは別の日に実施された。すなわちこの年の入試は、官立高校は3月1日から、官立実業専門学校は3月17日、18日の2日間にわたってそれぞれ統一して実施された。

iii) 1945年度の官立学校の入試期日

1945年度の入試は、これまでの方式とは異って、すべての官立学校を1期校、2期校、3期校に分け、各期ごとに統一して実施された。この年には、これまで各校の自由にまかされていた公私立の専門学校の入

官立実業専門学校の入学試験制度の歴史

表5-11 東京、京都、大阪、福岡で入試を実施した官立実業専門学校（1935年）

	福 岡	大 阪	京 都	東 京
高等 農 業	盛 岡 (2/17)		盛 岡 (2/17)	盛 岡 (2/17)
	千 葉 (18~19)		千 葉 (18~19)	三 重 (18~20)
	鹿 児 島 (18~20)		鹿 児 島 (18~20)	鳥 取 (19~20)
	三 重 (18~20)		三 重 (18~20)	東京蚕糸* (19~20)
	鳥 取 (19~20)		東京蚕糸 (19~20)	京都蚕糸 (23~24)
	宇 都 宮 (23~24)		鳥 取 (19~20)	宇 都 宮 (23~24)
	上田蚕糸 (25)		宇 都 宮 (23~24)	宮 崎 (23~24)
			宮 崎 (23~24)	上田蚕糸 (25)
		京都蚕糸* (23~24)		
		上田蚕糸 (25)		
高等 工 業	明 治* (16~18)	明 治 (16~18)	京都工芸* (17~19)	明 治 (16~18)
	秋 田 (18~20)	徳 島 (17~18)		福 井 (17~19)
	桐 生 (25~26)	福 井 (17~19)		米 沢 (18~20)
		米 沢 (18~20)		秋 田 (18~20)
		秋 田 (18~20)		山 梨 (19~20)
		山 梨 (19~20)		長 岡 (24~26)
		長 岡 (24~26)		東京工芸* (24~28)
		桐 生 (25~26)		桐 生 (25~26)
高等 商 業			長 崎 (15~17)	名 古 屋 (15~17)
			山 口 (15~17)	福 島 (19~20)
			福 島 (19~20)	和 歌 山 (19~20)
			大 分 (19~20)	高 松 (19~20)
			高 松 (19~20)	高 岡 (19~20)
			高 岡 (19~20)	小 樽 (28~29)
		小 樽 (28~29)		
計	11	8	17	22

()内は試験日をしめし、盛岡高等農林を除き、すべて3月中である。

*は、その都市に学校が所在することをしめす。

表5-12 官立高等農業の地域別入学志願者・入学者 (1935年)

学校名	北海道・東北	関東	東	甲信越・北陸	東	東	近	畿	中	国	四	国	九州・沖縄	其の他	計
盛岡農林	50/217 内岩手 19/54	15/133	16/70	10/77	17/96	10/48	7/35	15/109	2/24	142/108					
鹿児島農林	0/1	0/7	2/11	0/4	6/39	6/53	10/44	87/729 内鹿児島 44/259	2/22	113/910					
上田蚕糸	5/35	6/40	43/184 内長野 40/150	11/96	3/52	6/37	2/19	11/56	1/6	89/525					
東京蚕糸	15/52	25/130 内東京 10/58	19/59	6/52	6/24	5/20	4/8	6/44	0/4	86/393					
京都蚕糸	6/21	2/17	6/24	9/38	38/115 内京都 22/58	12/32	5/14	22/67	1/9	101/337					
鳥取農業	0/21	2/34	3/35	4/56	15/150	31/250 内鳥取 15/83	6/68	11/153	3/24	76/791					
三重農林	9/108	5/74	12/103	42/344 内三重 26/149	21/170	10/78	9/67	13/118	0/22	121/1084					
宇都宮農林	25/255	31/301 内栃木 11/119	16/161	8/89	8/67	5/68	1/58	9/132	0/1	103/1141					
岐阜農林	4/43	3/34	13/91	29/269 内岐阜 13/92	26/242	10/107	11/107	3/52	1/18	100/982					
宮崎農林	0/17	2/32	4/44	1/42	3/79	12/141	5/85	71/744 内宮崎 25/114	0/28	98/1212					
千葉園芸	4/41	18/139 内千葉 9/60	10/56	10/37	6/38	2/13	1/10	7/51	0/3	58/388					
東京農林	16/108	45/259 内東京 34/172	16/87	13/64	3/31	8/39	2/22	11/63	3/17	117/699					
計	134/918	144/1210	159/924	142/1177	154/1102	117/886	64/556	268/2319	13/178	1204/9270					

1. 下らんの数は入学志願者数を、上らんの数は入学者数をしめす。

2. 地域別は以下のとおり。

東北＝青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島。関東＝茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川。甲信越＝北陸＝新潟、富山、石川、福井、山梨、長野。東海＝岐阜、静岡、愛知、三重。近畿＝滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山。中国＝鳥取、島根、岡山、広島、山口。

3. 原表の道府県別の数を地域別に合算した。原表には、合計数の合わないところもあるがそのままとした。

4. 文部省実業学務局『昭和十年実業専門学校等入学志願者入学者二関スル諸調査』による。

表5-13 官立高等工業の地域別入学志願者・入学者 (1935年)

学 校 名	北海道・東北	関 東	東 北	甲信越・北陸	東 海	近 畿	中 国	四 国	九州・沖縄	其の他	計
京都工業	0/5	4/19	5/34	12/82	66/285	10/42	5/20	10/47	2/6	114/540	
名古屋高工	1/10	5/34	13/64	120/771	24/185	17/59	6/21	3/29	2/64	190/1237	
熊本高工	0/2	0/2	0/0	0/0	3/12	9/48	0/8	139/916	3/34	154/1023	
米沢高工	87/478	31/284	12/110	6/54	4/42	3/27	0/18	0/23	5/22	146/1058	
桐生高工	8/128	75/750	13/220	7/204	21/332	7/132	10/133	11/224	3/33	155/2156	
横浜高工	11/169	121/1229	12/178	7/132	12/204	4/115	1/46	9/116	4/60	182/2249	
広島高工	1/9	2/13	7/21	14/38	23/300	68/723	12/144	18/306	3/55	148/1609	
金沢高工	0/14	1/30	71/414	12/99	25/248	9/97	4/32	1/18	1/10	124/972	
仙台高工	130/696	8/129	10/43	2/14	2/17	1/8	0/4	1/10	2/31	156/953	
明治専門	2/12	4/39	1/16	2/18	7/52	14/127	2/22	56/634	4/45	92/965	
東京工業	10/74	82/608	10/74	5/56	5/47	4/36	3/15	6/52	3/23	127/985	
神戸高工	4/10	1/9	4/13	2/37	114/410	14/105	8/52	9/57	3/162	159/855	
浜松高工	4/42	21/237	10/115	61/674	10/157	5/53	2/26	3/44	0/19	116/1372	
徳島高工	1/3	1/19	1/12	3/74	20/384	25/473	53/422	11/220	0/27	115/1634	
長岡高工	7/37	21/115	45/237	3/37	15/92	2/37	6/18	4/22	3/13	105/608	
福井高工	3/13	5/53	42/336	15/108	28/163	11/59	7/22	2/19	1/11	114/784	
山梨高工	7/103	38/577	31/315	9/179	9/247	8/188	3/103	3/124	2/48	110/1884	
秋田鉱山	39/259	16/101	5/68	9/46	3/34	9/57	3/20	15/120	1/3	100/708	
計	310/2069	436/4248	292/2270	289/2624	391/3211	220/2386	125/1126	302/1981	42/676	2,407/21,592	

表の説明と出所とは、表5-12のそれに同じ。

表5-14 官立高等商業の地域別入学志願者・入学者（1935年）

学 校 名	北海道・東北	関 東	東 京	甲信越・北陸	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州・沖 縄	其 他	計
長崎高商	0/3	0/4	0/6	3/9	6/39	17/98	3/38	219/1064	内長崎 77/363	0/75	258/1336
山口高商	0/6	1/6	1/11	1/15	13/86	147/617	14/75	44/301	14/89	235/1205	
小樽高商	131/672	19/84	15/75	8/80	10/72	9/54	3/17	5/32	7/37	237/1133	
名古屋高商	11/78	12/104	17/137	153/685	22/101	23/84	9/39	4/42	4/20	255/1290	
福島高商	96/402	28/169	16/72	7/47	6/23	3/20	1/4	1/4	1/13	159/754	
大分高商	1/4	0/2	1/1	0/11	2/56	26/238	3/26	97/773	内大分 44/172	17/85	147/1186
彦根高商	2/13	4/24	12/100	21/178	100/480	9/93	10/71	1/20	2/21	161/1000	
和歌山高商	1/6	1/15	8/28	14/166	125/818	15/79	9/38	2/41	3/27	178/1218	
横浜高商	23/161	102/738	13/91	14/83	4/34	4/36	4/23	7/58	4/28	176/1252	
高松高商	0/3	4/29	0/16	4/40	35/269	41/298	99/370	6/48	3/28	192/1101	
高岡高商	6/29	3/22	101/319	26/162	16/118	5/38	1/19	3/17	0/16	161/740	
計	301/1377	174/1206	184/756	251/1476	339/2086	299/1662	156/720	389/2393	65/439	2,159/12,215	

表の説明と出所は、表5-12のそれに同じ。

表5-15 官立学校の入試期日 (1945~1948年)

年	1945	1946	1947	1948
第1期	1.23~26 官公私立高校 高師、女高師 帝大・官立大予科	3.20~ 官立高校	3.20~ 官立高校 高師、女高師	3.10~ 官立高校 師範、青年師範
第2期	2.21~24 官立専門学校全校、 師範、青年師範	4.15~24 官立専門学校前期校 4.15~20 高師、女高師 臨教、師範 4.25~30 青年師範	3.31~ 官立専門学校前期校 師範、青年師範	3.20~ 官立専門学校前期校 高師、女高師
第3期	3.23~26 臨教	5.8~17 官立専門学校後 期校	4.10~20 官立専門学校後 期校	3.31~ 官立専門学校後 期校

各年の入試に関する文部省告示による。

試も、各期のいずれかに実施すべきものとされた(表3-15参照)。

この年の入試は、実施方法も例年とは異なり、各期とも、第1次銓衡は出身学校長が提出する調査によって実施され、第1次銓衡で選抜された入学定員の約2倍の者に対して、簡単な選抜試験が実施された。各期の日程は表5-15のとおりであった。

当初の通牒によって第1期として指定されたのは、官公私立高校、高等師範、女子高等師範であったが、これに、帝大および官公立大の予科全部、慶応大学、法政大学、日本大学、国学院大学の予科、早稲田高等学院、公立専門学校5校、私立専門学校6校、公立女子専門学校2校、私立女子専門学校12校がくわわった。

第2期校は、当初の通牒で指定されたのは官立専門学校の全部、師範学校及び青年師範学校の全部であったが、そのほかに、1期校となった大学を除く私立大学予科の全部、公立専門学校20校、私立専門学校31校、公立女子専門学校10校、私立女子専門学校34校がこれにくわわった。官立実業専門学校だけをとりみると、1941年以来5年連続して入試期日は統一されていたわけである。

第3期校は、当初の通牒で指定されたのは臨時教員養成所の全部であったが、このほかに、公立専門学校5校、私立専門学校64校、私立女子専門学校7校がこれにくわわった。

官立専門学校附設実業教員養成所は、通牒では2期校に指定されていたが、実際に2期に入試を実施したのは、東京農業教育専門学校、同校附設農業教員養成所など5校で、残りの実業専門学校附設工業教員養成所7校と東京産業大商業教員養成所は3期に入試を

実施した。(1945年度入試期日の学校別内訳は『螢雪時代』1945年1月号による。)

iv) 1946~1948年の官立学校の入試期日

1946年から1948年までの3年間の官立学校の入試期日は、3期に分けて設定された(告示の当時、「3期」ということばが用いられたわけではなかった)。第1期は官立高校、第2期は官立専門学校のうちの前期校、第3期は官立専門学校のうちの後期校とされた(表5-15)。官立高校は第1期に固定されていたが、各官立専門学校のいずれかが前期となるか後期校

表5-16 官立農業専門の学校別入試期日 (1946~1948年)

	1946	1947	1948
盛岡農林	前	前	後
鹿児島	前	前	前
上田織維	前	前	後
東京	前	前	前
京都	前	前	前
鳥取農林	前	前	後
三重	前	前	前
宇都宮	前	前	後
岐阜	前	前	前
宮崎	前	前	前
千葉農業	前	前	前
東京農林	前	前	前
帯広獣医畜産	前	前	後
函館水産	前	前	前
鹿児島水産	前	前	前

各年の入試に関する文部省告示による

となるかの方式は、農、工、商の学校種別によって違った（表5-16, 5-17, 5-18）。

表5-17 官立工業専門の学校別入試期日
(1946~1948年)

	1946	1947	1948
京都工業	後	後	前
名古屋	前	後	前
熊本	前	後	前
米沢	後	前	前
桐生	後	後	前
横浜	前	前	前
広島	後	後	前
金沢	前	前	前
仙台	後	前	後
明治	前	前	後
東京	前	前	前
神戸	前	前	後
浜松	前	前	前
徳島	前	前	前
長岡	後	後	前
福井	後	後	後
山梨		前	後
秋田 釜山	前	後	後
室蘭工業	後	後	後
盛岡	後	後	前
多賀	後	前	後
大阪	前	前	前
宇部	後	前	後
新居浜	前	後	前
久留米	後	前	前
長野		前	後
高岡	後	前	後

各年の入試に関する文部省告示による。

農業専門学校は、1946、1947の両年は、全校が前期校であった。1948年には、10校が前期校、5校が後期校となった。この年、盛岡農専は後期校であった。

工業専門学校は、各年とも、前期校、後期校に分れた。前期校は、1946年12校、1947年と1948年は16校であり、後期校は、1946年に13校、1947年と1948年には11校であった。この3年をとおして、前期校に固定していたのは、横浜、金沢、浜松、徳島、大阪の6校、後期校に固定していたのは福井、室蘭の

表5-18 官立経済専門の学校別入試期日
(1946~1948年)

	1946	1947	1948
山口経済	前	前	前
小樽	前	前	前
福島	前	前	前
大分	前	前	前
高松	後	前	前
長崎	後	前	前
名古屋	前	前	後
横浜	前	前	前
彦根		前	前
和歌山		後	前

各年の入試に関する文部省告示による。

2校で、他の学校は入れ替った。

経済専門学校は、3年間をとおして大部分が前期校であり、後期校となったのは、1946年に2校（高松、長崎）、1947年に1校（和歌山）、1948年に1校（名古屋）あったに過ぎなかった。

なお1946年度入試では、戦災による施設の壊滅等の特別な事情のために、一部または全部の学校の学生募集を延期した学校があった。官立実業専門学校では、山梨、長野両工専が全学科について、浜松、名古屋、福井、徳島の各工専が大部分の学科について、神戸工専が一部の学科についてそれぞれ、学生募集を延期した（『螢雪時代』1946年4月号）。これら官立学校の学生募集延期の措置は、学校側の発意で行なわれたものではなく、文部省の判断で当該学校に通牒されたといわれる。これらの学校には、学校側、同窓会、地域の懸命な努力によって、やや遅れて学生募集をした山梨工専の例もあるが（『山梨大学工学部四十年史』174~185ページ）、全体の状況は未調査である。

官立学校の入学試験期日の設定については種々な方式が試みられてきたが、1945年度入試で全校の入試を学校種別によって3期に分けて実施する方式が採用されてからは、この3期制がほぼ定着したかにみえる。この方式が、1949年に始まる新制大学入試では2期制として継承されることは周知のところである。ただし、1945~48年の3期制の時代に、1期校として固定されていたのは官立高校だけであり、他の学校には少しずつ変化がみられた。この点は、ある大学が1期校であるか2期校であるかを長年にわたって固定した新制大学の方式とは異なった特色であったといえよう。

表5-19 官立高等農業の入学試験場 (1941~1948年)

	1941	1942	1943	1944	1945	1946	1947	1948
盛岡高等農林	東京, 京都	同左	同左	東京, 広島	東京	〔当該学校の み が 原 則〕	〔当該学校の み が 原 則〕	〔当該学校の み が 原 則〕
鹿児島	福岡, 京都	同左	福岡	福岡, 京都	福岡			
上田蚕糸専門	東京, 京都	同左	同左	東京, 京都, 福岡	東京			
東京高等蚕糸	京都, 熊本	同左	同左	京都, 松本, 熊本	*			
京都	東京, 福岡	同左	同左	同左	大分			
鳥取高等農業	京都, 福岡	同左	同左	京都, 松江, 岡山, 福岡	京都			
三重高等農林	東京, 福岡	同左	同左	東京, 京都, 福岡	京都			
宇都宮	東京, 京都	同左	同左	東京, 京都, 仙台	*			
岐阜	東京, 大阪	同左	同左	東京, 京都, 広島, 金沢	*			
宮崎	東京, 京都	同左	福岡, 京都	同左	*			
千葉高等園芸	京都, 福岡	同左	同左	同左	*			
東京高等農林	福岡	京都, 福岡	同左	同左	*			
帯広高等獣医		札幌, 東京	同左	東京, 京都	東京			
函館高等水産		東京, 福岡	同左	同左	宇都宮, 京都			

各校の試験検定入試の実施場の所在地を掲げた(本校は省略してある)。*印は本校のみ。
入試に関する各年の文部省告示による。

V) 1941~1948年の官立実業専門学校の入学試験場

1941年から1948年までの各官立実業専門学校の入学試験場をまとめたのが表5-19, 5-20, 5-21である。

この時期の官立実業専門学校の入試は、農、工、商を問わず統一の方針で実施されたので、全体を概観してみると、1941~1943年の3年間は、本校以外で入試を実施していた学校も、実施場の数を減少させている。1940年まで平均して本校以外に3か所以上の試験場を設定していた高等農業も、この時期には各校とも本校以外に2か所(まれに1か所)に減少した。設定場所も東京、京都、福岡など少数の大都市に集中するようになった。本校以外の試験場をやめたり減少させたりする傾向は、高等工業、高等商業にもみられた。

ところが1944年度入試では、これまで本校以外に試験場を設定したことがない学校でも本校以外でも入

試を実施するなど、複数の都市で入試を実施する学校が、農、工、商を問わず増加した。本校以外に試験場を設けなかったのは、高等工業7校に過ぎなかった。長崎、名古屋、彦根、和歌山、横浜、高岡の6高商は戦時対策による転換の途中にあったためか、全校一斉に告示された段階では未発表のため、未詳である。1944年に大部分の学校が本校以外に試験場を設定したのは、大部分の中等学校の上級生が勤労動員で工場鉱山に通年動員されていた時期であり、多数の受験生を遠隔地まで受験のために移動させることは好ましくないという配慮が働いていたのではないかとおもわれる。

* 伝統的に当該校だけで入試を実施していた官立高校も、この年の入試では、大部分の学校が本校以外に臨時試験場を設定した。臨時試験場を設定しなかったのは26校中八高、東京、大阪、浦和、福岡の5校のみであった(1944年2)

表5-20 官立高等工業の入学試験場（1941～1948年）

	1941	1942	1943	1944	1945	1946	1947	1948
京 都高等工芸	*	*	*	岡山、 和歌山	*	〔当該学校のみが原則〕	〔当該学校のみが原則〕	〔当該学校のみが原則〕
名古屋高等工業	*	*	*	*	*			
熊 本 〳	*	*	*	*	*			
米 沢 〳	東京、大阪	東京	*	東京、弘前 新潟	*			
桐 生 〳	東京、大阪	東京	東京	東京	*			
横 浜 〳	*	*	*	*	*			
広 島 〳	*	*	*	岡山、徳山	*			
金 沢 〳	*	*	*	東京、大阪	*			
仙 台 〳	*	*	*	東京、札幌	*			
明 治専 門	*	東京、京都	東京	岡山、佐賀 鹿児島	*			
東 京高等工芸	*	*	*	大阪、仙台	*			
神 戸高等工業	*	*	*	岡山	*			
浜 松 〳	*	*	*	東京、大阪	*			
徳 島 〳	大阪	大阪、広島	大阪	大阪、岡山	*			
長 岡 〳	東京	東京	*	*	*			
福 井 〳	東京、大阪	同左	大阪	大阪 名古屋	*			
山 梨 〳	東京、大阪	同左	東京	東京、 名古屋	*			
秋 田鉱山専門	東京、福岡	同左	同左	同左	*			
室 蘭高等工業	東京	東京	東京	札幌、東京	札幌			
盛 岡 〳	東京	東京	東京	東京、札幌	*			
多 賀 〳	東京	東京	東京	東京、浦和 福島	東京			
大 阪 〳	*	*	*	*	*			
宇 部 〳	東京、京都	京都	京都	京都、福岡	*			
新居浜 〳	大阪、松山	同左	大阪	大阪、大分 岡山、松山	*			
久留米 〳	福岡	福岡	*	*	*			
長 野 〳				*	*			

各校の試験検定入試の実施場の所在地を掲げた（本校は省略してある）、*印は本校のみ。
入試に関する各年の文部省告示による。

表5-21 官立高等商業の入学試験場 (1941~1948年)

	1941	1942	1943	1944	1945	1946	1947	1948
長崎高等商業	京都	*	*		*	〔当該学校のみが原則〕	〔当該学校のみが原則〕	〔当該学校のみが原則〕
山口	*	*	*	京都, 福岡	*			
小樽	東京, 京都	同左	東京	東京, 京都	東京			
名古屋	*	*	*		*			
福島	東京, 新潟	同左	東京	東京	*			
大分	東京, 京都	京都	京都	京都	*			
彦根	*	*	*					
和歌山	東京	東京	*					
横浜	*	*	*		*			
高松	京都	京都	京都	京都, 広島	*			
高岡	*	新潟	新潟					

各校の試験検定入試の実施場の所在地を掲げた(本校は省略してある)。*印は本校のみ。

1944年に長崎、名古屋、横浜の各高商は工業経営専門学校に、和歌山、彦根、高岡の各高商は工業専門学校に転換した。

これら各校の入試に関する告示は筆者未見。

入試に関する各年の文部省告示による。

月15日の告示による)。臨時試験場の場所は告示されなかったので未詳。

1945年度入試は試験方法が例年と異なり、まず出身学校長の調査書による第一次選抜が行われ、これに合格した定員の2倍程度の者が身体検査、口頭試問及び筆答試問を受けた。この年の入試で本校以外に試験場を設定したのは、農林専門8校、工業専門2校、経済専門5校に過ぎなかった。

1946年度入試では、「入学者選抜ノ場所ハ当該学校トスルモ必要アル場合ニハ臨時選抜場所ヲ設置スルニ付承知スベシ」とされ、臨時の試験場は告示されなかったので未詳である。1947、1948年度も同様であった。

む す び

旧学制下に実施された各種の官立学校入試のうちから、官立実業専門学校の入試の制度だけをとりあげて、その歴史の概略を跡づけてみたのが本稿である。入学試験には、いまもむかしも公表されない部分が多く、調査困難な事項が多い。しかし、入学試験の方

法、とくに制度化された部分は公表されているから、調べることができる。本稿は、この公表された資料を手がかりにして、はじめにも述べたように、入試制度の事実を調べ、それを歴史的な変遷にしたがって整理したものであって、それ以上のものではない。

入学試験は、それ自体は教育ではないとみなされてきたためか、これまで調査されたことも、研究されたこともほとんどない。いささか冗長になることをいとわず、事実を調べあげることに紙幅の大半を費してしまったのは、入試に関して今後如何なる研究をすすめるにしても、基礎となる事実について明らかにしておくことは必要だと考えたからである。

それにしても専門学校令の制定から1948年までの40数年間の入試制度の概略を追うことに終始したため、個々の問題についての分析に欠け、叙述が平板に流れたことは否めない。叙述が平板になったのは、あまりに多数の事実について述べたからではなく、むしろ、入試制度問題を分析するために必要な事実が、公表された活用し得る資料についてさえ、まだまだ調べられていないからである。それぞれの時期に入試制度

を変更していった要因や背景に殆んど言及できなかったこと、高校、医専等の、実業以外の専門学校、高等師範など他の官立学校および軍関係の学校の入試制度との比較ができなかったこと、私立学校の入試に全く言及できなかったこと、高等教育機関への入学制度と徴兵制との関係について言及できなかったこと、つねに可否判定の最も重要な資料とされたとおもわれる学科試験の出題形式とその変化について言及できなかったこと、などもそれである。

しかし、種々な弱点をふくみ、多くの課題を残してはいるものの、本稿の限られた素描からだけでも、いくつかの感想を指摘することはできるようにおもわれる。ここでは、戦後の大学入試制度との関連において、いくつかの感想を順不同で記しておきたい。

その第1は、本稿の冒頭にも述べたことであるが、官立実業専門学校には、意外に多数の実業学校出身者が入学していたことであった。この事情を説明しつくすことはできなかったが、無試験検定入試の採用や、高商のように、学科試験において、実業学校出身者には中学校出身者とは別個の科目を課していたことなどが、実業学校出身者の入学を可能にしていた要因になっていたのではないかとおもわれる。

第2に、以上とむしろ逆のことだが、官立実業専門学校が法規で禁止していたわけでもないのに、敗戦後まで女子の入学を拒んでいた事実を指摘しておきたい。女子教育史のみならず、専門学校の性格、ひいては戦前の日本の高等教育の性格を解明するためにも、この問題は掘り下げて検討する必要がある。

第3に、これは結局本稿の全体にわたることであるが、官立実業専門学校の入試では、じつにさまざまな方法が模索され、試みられたことに驚かされる。

①多数の学校が、試験検定だけでなく無試験検定を併用していたこと。実態には不明な点があるにせよ、無試験検定で入学させる人数枠は、近年国立大学で実施されている推薦入学の枠より概して大きいこと（ただし筑波大は例外的な大きな人数枠）。

②とくに、盛岡高等農林、横浜高等工業が一時期、無試験検定入試のみで入試を実施したことは注目に値する。

③高校、専門学校入試は伝統的に学科試験中心と考えられてきたが、煩をいとわず、戦時期にいたるまで身体検査、口頭試問を併用してきたことにも驚かされる。このうちとくに口頭試問については、その意義と役割が解明されていないので、戦後の大学入試では発足以来全面禁止になったこと、そして近年、復活しはじめた意味もはっきりしないようにおもわれる。

④学科試験自体についていえば、あまり変化はなかったかの如くであったが、それでも、科目数や種類について学校ごとにくふうがこらされたし、とくに高等商業では、前述のように、中学校出身者と実業学校出身者とは科目を変えていたことが注目される。この経験は、戦後の国立大学入試ではほとんど生かされていないようにおもわれる。

⑤試験期日の設定についても、さまざまな組み合わせが実施されたことがわかる。戦後の国立大学入試では、学部ごとでなく大学ごとに期日を定めているという違いはあるものの、30年にわたって1期校、2期校を固定し、1979年からは全国立大学の入試期日を揃えるなど、旧学制下では戦時中の一時期にとられた方式が固定されている。国立大学の発足当初には戦前の経験も考慮されたのであろうが、大学入試の試験期日設定の問題は今日なお入試制度問題中の最も議論の多い問題の一つであり、戦前、戦中の入試期日の歴史のもつ意味を掘り上げて検討する必要性は失われていない。

⑥当該校と同時に当該校以外の都市で入試を実施する学校が多かったことも、官立実業専門学校入試の重要な特色の一つであった。戦後の国立大学は1県1大学主義が実際化し、かつ学部ごとでなく大学ごとにまとまって入試を実施することが一般化したためか、大学所在地以外でも入試を実施するのは私立大学入試の特色であるかのような観を呈している。本稿でもふれたことだが、1983年度入試からはじまった信州大学経済学部の入試改革の一つは、二次試験を学部所在地だけでなく東京でも同時に実施したことであった。教員養成を主たる目的とする教育学部を別とすると、府県や地方によって学部の設置状況は異なっているから、試験地設定の方式は今日なお検討に値する問題ではないかとおもわれる。

第4に、官立実業専門学校入試では長い間に種々な方式が試みられていたにもかかわらず、それらの経験の記憶は、第2次大戦末期および敗戦後のやや特殊な事情のもとで官立学校入試全体が画一化されたという事態と、新学制の発足という事態のもとで急速に薄らいだのではないかとおもわれる。このことがもつ意味については、戦後の大学入試制度の歴史を調べるなかで検討したいとおもう。

〔附 記〕

資料の調査閲覧については、岩手大学の佐々木英一、小野寺三夫氏、旺文社の村木恵蔵氏をはじめ、多くの方のお世話になった。記して謝意を表する。